

昭和三十三年厚生省令第五十三号

国民健康保険法施行規則

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第六條第八号、第九條第一項、第三項及び第四項（第二十二條及び国民健康保険法施行法（昭和三十三年法律第九十三号）第三十九條及び第四十五條第二項において準用する場合を含む。）、第十八條第十一号、第三十二條第二項（第八十六條において準用する場合を含む。）、第三十七條第三項ただし書、第三十九條第三項ただし書、第九十條及び第九十二條、国民健康保険法施行法第二十四條第二号並びに国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十七條の規定に基き、並びにこれらの法律を実施するため、国民健康保険法施行規則を次のように定める。

第一章 都道府県及び市町村（第一条―第十六条）

第二章 国民健康保険組合（第十七条―第二十条）

第三章 保険給付（第二十四条の二―第三十二条の八）

第三章の二 保険料（第三十二条の九―第三十二条の三十二）

第三章の三 保健事業（第三十二条の三十二の二―第三十二条の三十二の七）

第四章 国民健康保険団体連合会（第三十三条―第三十六条）

第五章 診療報酬審査委員会（第三十七条―第四十条）

第五章の二 診療報酬特別審査委員会（第四十一条の二―第四十二条の五）

第六章 雑則（第四十三条―第四十五条）

附則 第一章 都道府県及び市町村

第一条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）以下「法」という。第六條第十一号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 日本の国籍を有しない者であつて、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民以外のもの（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）以下「入管法」という。）に定める在留資格を有する者であつて既に被保険者の資格を取得しているもの及び厚生労働大臣が別に定める者を除く。）

- 二 日本の国籍を有しない者であつて、入管法第七條第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは傷害について医療を受ける活動又は当該入院の前後に当該疾病若しくは傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの（前号に該当する者を除く。）
- 三 日本の国籍を有しない者であつて、入管法第七條第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦において一年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うもの（十八歳以上の者に限り、第一号に該当する者を除く。）
- 四 日本の国籍を有しない者であり、かつ、前号に規定する者に行方不明者であつて、入管法第七條第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦において一年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うもの（第一号及び前号に該当する者を除く。）
- 五 その他特別の事由がある者で条例で定めるもの（都道府県の区域内に住所を有するに至つた者に係る資格取得の届出）

第二条 都道府県の区域内に住所を有するに至つたため、被保険者の資格を取得した者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 一 被保険者の資格を取得した者の氏名、性別、生年月日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二條第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）、世帯主との続柄、現住所、従前の住所及び職業
- 二 資格取得の年月日及びその理由
- 三 その世帯に既に被保険者の資格を取得している者がある場合に於ては、その旨、その者に係る法第六十一條の二第一項に規定する被保険者記号・番号（その者に係る被保険者

証が交付されず、被保険者資格証明書が交付されているときは、その旨及び被保険者資格証明書の被保険者記号・番号、以下「被保険者記号・番号」という。）及び個人番号、その世帯に被保険者の資格を取得している者がいない場合に於ては、その旨

四 都道府県の区域内に住所を有するに至つたため、世帯主となつた者（当該都道府県の区域内に住所を有するに至つた日の前日において、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）以下「令」という。）第二十九條の七第二項第八号イに規定する特定同一世帯所属者（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による特定同一世帯所属者を含み、以下「特定同一世帯所属者」という。）が属する世帯の世帯主であつた者に限る。）と当該特定同一世帯所属者が同一の日に当該都道府県の区域内に住所を有するに至つた場合には、その旨

五 被保険者の資格を取得した者が、日本の国籍を有しない者であつて、入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格をもつて在留するものがある場合に於ては、その旨及び本邦において行うことができる活動

六 都道府県の区域内に住所を有するに至つたときに当該被保険者がその属する世帯を変更した場合又は当該世帯の世帯主に変更があつた場合には、その旨

七 個人番号の変更をしたことがある場合には、その時期

八 前項第四号の場合に於ては、同項の届出は、従前の住所を有した市町村により交付された特定同一世帯所属者である旨を証明する書類（以下「特定同一世帯所属者証明書」という。）を提示して行わなければならない。

九 第一項第五号の場合に於ては、同項の届出は、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法律第五十四号）第七條第二項に規定する同令別記第七号の四様式による指定書を提示して行わなければならない。

第三條 法第六條各号のいずれにも該当しなくなった者に係る資格取得の届出

第三條 法第六條各号のいずれにも該当しなくなったため、被保険者の資格を取得した者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、前条第一項各号に掲げる事項（被保険者の資格を取得した者の現住所及び従前の住所を除く。）を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。

（同一の都道府県内の他の市町村の区域内から住所を変更した者に関する届出）

第四条 被保険者が、同一の都道府県内の他の市町村の区域内から住所を変更し、市町村の区域内に住所を有するに至つたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該市町村に提出しなければならない。

一 被保険者の氏名、性別、生年月日、個人番号、世帯主との続柄、現住所、従前の住所及び職業

二 市町村の区域内に住所を有するに至つた年月日

三 その世帯に他の被保険者がある場合に於ては、その旨、その者に係る被保険者記号・番号及び個人番号、その世帯に被保険者の資格を取得している者がいない場合に於ては、その旨

四 市町村の区域内に住所を有するに至つたため、世帯主となつた者（当該市町村の区域内に住所を有するに至つた日の前日において、特定同一世帯所属者が属する世帯の世帯主であつた者に限る。）と当該特定同一世帯所属者が同一の日に当該市町村の区域内に住所を有するに至つた場合には、その旨

五 日本の国籍を有しない者であつて、入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格をもつて在留するものである場合に於ては、その旨及び本邦において行うことができる活動

六 市町村の区域内に住所を有するに至つたときに当該被保険者の属する世帯に変更があつた場合又は当該被保険者の属する世帯の世帯主に変更があつた場合には、その旨

七 個人番号の変更をしたことがある場合には、その時期

八 前項第四号の場合に於ては、同項の届出は、従前の住所を有した市町村により交付された特定同一世帯所属者証明書を提示して行わなければならない。

(市町村による被保険者情報の登録)
第四条の二 市町村は、法第百十三條の三第一項の規定により同項各号に掲げる事務を委託する場合は、第二條第一項、第三條又は前條第一項の規定による届出を受けた日から五日以内に、当該届出に係る被保険者の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)に提供するものとする。

(修学中の者に関する届出)
第五条 被保険者が、法第百十六條の規定の適用を受けるに至つたときは、当該被保険者が属するものとみなされる世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。
一 被保険者が、法第百十六條の規定の適用を受けるに至つた年月日
二 被保険者の氏名、住所及び個人番号
三 修学中の学校の名称、所在地及び修学年限並びに在学年
四 被保険者記号・番号

2 被保険者が法第百十六條の規定の適用を受けなくなつたときは、前項の世帯主は、その年月日並びに前項第二号及び第四号に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。
(病院等)入院、入所又は入居中の者に関する届出)
第五条の二 被保険者が、法第百十六條の二第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至つたとき、又は同項の規定の適用を受けるに至つた際現に入院等(同条第一項に規定する入院等をいう。以下この項において同じ。)をしていゝる病院等(同条第一項に規定する病院等をいう。以下この項において同じ。)から継続して他の病院等に入院等を行うことによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更(以下この項において「継続住所変更」という。)したときは、入院等をした際に当該被保険者が属していた世帯の世帯主及び当該入院等をしたことにより当該被保険者が属することとなつた世帯の世帯主は、それぞれ、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。

一 被保険者が、法第百十六條の二第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至つた年月日又は継続住所変更をした年月日
二 被保険者の氏名、住所及び個人番号
三 入院、入所又は入居中の病院等の名称
四 被保険者記号・番号
2 被保険者が法第百十六條の二第一項本文又は第二項の規定の適用を受けなくなつたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。
第五条の三 削除
第五条の四 四十歳以上六十五歳未満の被保険者が、介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第十一條第一項の規定の適用を受けるに至つたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。
一 被保険者が、介護保険法施行法第十一條第一項の規定の適用を受けるに至つた年月日
二 被保険者の氏名、住所及び個人番号
三 入所又は入院中の施設の名称
四 被保険者記号・番号

2 四十歳以上六十五歳未満の被保険者が、介護保険法施行法第十一條第一項の規定の適用を受けなくなつたときは、前項の世帯主は、十四日以内に、その年月日並びに前項第二号及び第四号に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。
(法第九條第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)
第五条の五 法第九條第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。
一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十九條の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十二條の二の五の二に係る療育の給付又は同法第二十一條の五の二に係る第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四條の二十第一項(同法第二十

四條の二十四第三項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給
二 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十六條第一項第一号又は第二項第一号(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十八條第五項から第七項までの規定により適用される場合を含む。第二十七條の十二第二号において同じ。)の医療費の支給
三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十八條第一項の自立支援医療費、同法第七十條第一項の療養介護医療費又は同法第七十一條第一項の基準該当療養介護医療費の支給
四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第三十條第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
五 削除
六 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第百十四号)第五十八條の十七第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
七 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十條の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給
八 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第百九十二号)第十六條第一項第一号又は第二十二條第一項第一号の医療費の支給
九 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第三十七條第一項(同法第四十四條の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。以下同じ。)、第三十七條の二第一項又は第四十四條の三の二第一項(同法第四十四條の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。以下同じ。)の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
九の二 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第四條第一項の医療費の支給
九の三 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法(平成二十一年法律第九十八号)第四條第一号の医療費の支給

九の四 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第百二十六号)第十二條第一項の定期検査費、同法第十三條第一項の母子感染防止医療費又は同法第十四條第一項の世帯内感染防止医療費の支給
九の五 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五條第一項の特定医療費の支給
十 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百八号)第三條又は第四條の医療費の支給
十一 令第二十九號の二第八項の規定による高額療養費の支給
十二 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付
(法第九條第三項の厚生労働省令で定める期間)
第五条の六 法第九條第三項の厚生労働省令で定める期間は、一年間とする。
第五条の七 市町村は、法第九條第三項又は第四項の規定により当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に対し被保険者証の返還を求めらるるに当たつては、あらかじめ、次に掲げる事項を書面により当該世帯主に通知しなければならない。
一 法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるる旨
二 被保険者証の返還先及び返還期限

2 市町村は、法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるるに当たつては、あらかじめ、次に掲げる事項を有する世帯主に対し被保険者証の返還を求めらるるに当たつては、あらかじめ、次に掲げる事項を有する世帯主に通知しなければならない。
一 法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるる旨
二 被保険者証の返還先及び返還期限

市町村は、法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるるに当たつては、あらかじめ、次に掲げる事項を有する世帯主に通知しなければならない。
一 法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるる旨
二 被保険者証の返還先及び返還期限

市町村は、法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるるに当たつては、あらかじめ、次に掲げる事項を有する世帯主に通知しなければならない。
一 法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるる旨
二 被保険者証の返還先及び返還期限

市町村は、法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるるに当たつては、あらかじめ、次に掲げる事項を有する世帯主に通知しなければならない。
一 法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるる旨
二 被保険者証の返還先及び返還期限

市町村は、法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるるに当たつては、あらかじめ、次に掲げる事項を有する世帯主に通知しなければならない。
一 法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるる旨
二 被保険者証の返還先及び返還期限

市町村は、法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるるに当たつては、あらかじめ、次に掲げる事項を有する世帯主に通知しなければならない。
一 法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるる旨
二 被保険者証の返還先及び返還期限

市町村は、法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるるに当たつては、あらかじめ、次に掲げる事項を有する世帯主に通知しなければならない。
一 法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるる旨
二 被保険者証の返還先及び返還期限

市町村は、法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるるに当たつては、あらかじめ、次に掲げる事項を有する世帯主に通知しなければならない。
一 法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるる旨
二 被保険者証の返還先及び返還期限

市町村は、法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるるに当たつては、あらかじめ、次に掲げる事項を有する世帯主に通知しなければならない。
一 法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるる旨
二 被保険者証の返還先及び返還期限

市町村は、法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるるに当たつては、あらかじめ、次に掲げる事項を有する世帯主に通知しなければならない。
一 法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるる旨
二 被保険者証の返還先及び返還期限

市町村は、法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるるに当たつては、あらかじめ、次に掲げる事項を有する世帯主に通知しなければならない。
一 法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるる旨
二 被保険者証の返還先及び返還期限

市町村は、法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるるに当たつては、あらかじめ、次に掲げる事項を有する世帯主に通知しなければならない。
一 法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるる旨
二 被保険者証の返還先及び返還期限

市町村は、法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるるに当たつては、あらかじめ、次に掲げる事項を有する世帯主に通知しなければならない。
一 法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるる旨
二 被保険者証の返還先及び返還期限

市町村は、法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるるに当たつては、あらかじめ、次に掲げる事項を有する世帯主に通知しなければならない。
一 法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるる旨
二 被保険者証の返還先及び返還期限

市町村は、法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるるに当たつては、あらかじめ、次に掲げる事項を有する世帯主に通知しなければならない。
一 法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるる旨
二 被保険者証の返還先及び返還期限

市町村は、法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるるに当たつては、あらかじめ、次に掲げる事項を有する世帯主に通知しなければならない。
一 法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるる旨
二 被保険者証の返還先及び返還期限

市町村は、法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるるに当たつては、あらかじめ、次に掲げる事項を有する世帯主に通知しなければならない。
一 法第九條第三項又は第四項の規定により被保険者証の返還を求めらるる旨
二 被保険者証の返還先及び返還期限

二 保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。次項、第二十七条の十四の二第一項及び第四項、第二十八条第九項第二号並びに第三十二条の第三号において同じ。）を納付することができない理由

三 被保険者記号・番号
 2 世帯主は、被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、令第一条の二に定める特別の事情（世帯主が滞納している保険料につきその額が著しく減少したことを除く。）があるときは、直ちに、前項各号に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。

3 市町村は、必要に応じ、前二項の届書に、特別の事情があることを明らかにする書類を添付するよう求めることができる。

第五條の九 世帯主は、当該世帯主が住所を有する市町村から求めがあつた場合において、その世帯に属する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる被保険者があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、当該市町村に提出しなければならない。

一 原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる被保険者の氏名、住所及び個人番号
 二 その被保険者が受けることができる原爆一般疾病医療費の支給等の名称

三 被保険者記号・番号
 2 世帯主は、被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、その世帯に属する被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となつたときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。

一 原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となつた被保険者の氏名、住所及び個人番号
 二 その被保険者が受けることができる原爆一般疾病医療費の支給等の名称
 三 被保険者記号・番号

3 前二項の届書には、その被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者であることを証する書類を添付しなければならない。

4 市町村は、第一項及び第二項の規定に基づき届け出られるべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

（被保険者証及び被保険者資格証明書の交付）
 第六條 市町村は、当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に対し、その世帯に属する被保険者に係る様式第一号（当該被保険者が法第四十二条第一項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する場合にあつては、様式第一号又は様式第一号の二の二。以下この条において同じ。）による被保険者証を交付しなければならない。この場合において様式第一号による被保険者証は、その世帯に属する被保険者ごとに作成するものとする。

2 市町村は、前項の規定にかかわらず、法第九条第三項又は第四項の規定により被保険者証を返還した世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限り、第五條の七第二項の規定により被保険者証が返還されたものとみなされた世帯主を含む。）に対し、その世帯に属する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる被保険者に係る様式第一号による被保険者証及びその世帯に属する当該被保険者以外の被保険者に係る様式第一号の三による被保険者資格証明書を交付しなければならない。この場合において様式第一号による被保険者証及び様式第一号の三による被保険者資格証明書は、その世帯に属する被保険者ごとに作成するものとする。

第七條 世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る被保険者証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに、第一号に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、第二号に掲げる書類（当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。）を提示して、その再交付を申請しなければならない。

一 次に掲げる事項
 イ 被保険者の氏名及び生年月日
 ロ 被保険者の個人番号又は被保険者記号・番号

ハ 再交付申請の理由
 ニ 世帯主の氏名及び生年月日又は住所（以下この条において「個人識別事項」という。）が記載された書類であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号

カードをいう。以下同じ。）又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）第一条第一号に掲げる書類
 ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該世帯主が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして当該世帯主が住所を有する市町村が適当と認めるもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、介護保険の被保険者証若しくは児童扶養手当証書又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて当該世帯主が住所を有する市町村が適当と認めるもののうち二以上の書類
 2 被保険者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。

3 世帯主は、被保険者証の再交付を受けた後、失つた被保険者証を発見したときは、直ちに、発見した被保険者証を当該世帯主が住所を有する市町村に返還しなければならない。

4 世帯主以外の者が世帯主を代理して第一項の申請をする場合には、同項第一号に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、当該世帯主以外の者の個人識別事項が記載された書類であつて、当該世帯主以外の者に係る同項第二号イからハまでのいずれかに該当するもの（当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。）を提示して、その再交付を申請しなければならない。この場合において、当該世帯主以外の者は、当該申請書に、当該世帯主以外の者の個人識別事項が記載された書類であつて、当該個人識別事項により識別される特定の個人が世帯主の依頼により又は法令の規定により世帯主の代理人として再交付の申請をすることを証明するものとして次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

一 世帯主の代理人として再交付を申請する者が法定代理人である場合には、戸籍謄本その他その資格を証明する書類

二 世帯主の代理人として再交付を申請する者が法定代理人以外の者である場合には、委任状

三 前二号に掲げる書類を添えることが困難である場合には、官公署から世帯主に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の世帯主の代理人として再交付の申請をすることを証明するものとして当該世帯主が住所を有する市町村が適当と認める書類
 5 前項後段の規定にかかわらず、市町村は、同項各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるとき又は同項の世帯主以外の者が当該世帯主と同一の世帯に属する者であるときは、当該書類を省略させることができる。

第七條の二 市町村は、期日を定め、被保険者証の検認又は更新をすることができる。

2 世帯主は、前項の検認又は更新のため、当該世帯主が住所を有する市町村に被保険者証の提出を求められたときは、遅滞なく、これを当該市町村に提出しなければならない。

3 市町村は、前項の規定により当該市町村の区域内に住所を有する世帯主から被保険者証の提出を受けたときは、遅滞なく、これを検認し、又は更新して、当該世帯主に交付しなければならない。ただし、法第九条第三項又は第四項の規定により市町村が当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めている場合は、この限りでない。

4 第一項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする。
 第七條の二の二 法第九条第十項に規定する厚生労働省令で定める要件は、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第九十六条第一項の規定による督促を受けた者その指定期限までに保険料を納付しないこととする。
 第七條の二の三 法第九条第十項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 市町村が、法第九条第十項前段の規定により有効期間を定めて被保険者証を交付した後、その期間内に新たに被保険者の資格を得た者

二 日本の国籍を有しない被保険者であつて、有効期間内に在留期間が満了する者

三 有効期間内に七十五歳に到達することにより、法第六条第八号に該当する者

(法第九条第十一項の厚生労働省令で定める者)

第七条の二の四 法第九条第十一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 有効期間内に被保険者の資格を取得した者

二 法第九条第十項の規定により国民年金法の規定による保険料を滞納していることにより特別の有効期間を定めた被保険者証を交付する場合であつて、当該保険料を滞納している被保険者、同法第八十八条第二項及び第三項の規定により当該被保険者の保険料を納付する義務を負う世帯主及び配偶者(第七条の二の二に規定する要件に該当する者に限る。)以外の者

三 前条第二号又は第三号に該当する者(通知の権限の引継ぎ等)

第七条の二の五 法第九条第十三項において準用する国民年金法(次項において「準用国民年金法」という。)第九十九条の四第三項の規定により厚生労働大臣が通知の権限を自ら行うこととする場合においては、日本年金機構(次項において「機構」という。)は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 通知の権限を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

二 通知に必要な帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

三 その他必要な事項

2 準用国民年金法第九十九条の四第三項の規定により厚生労働大臣が自ら行つてゐる通知の権限を行わないこととする場合においては、厚生労働大臣は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 通知の権限を機構に引き継ぐこと。

二 通知に必要な帳簿及び書類を機構に引き継ぐこと。

三 その他必要な事項

第七条の三 第七条及び第七条の二の規定(第七条の二第三項ただし書を除く。)は、被保険者資格証明書について準用する。

(高年齢受給者証の交付等)

第七条の四 市町村は、法第四十二条第一項第三号又は第四号の規定の適用を受ける被保険者の

属する世帯の世帯主(当該市町村の区域内に住居を有する世帯主に限る。)に対し、当該被保険者に係る様式第一号の二の二による被保険者証を交付した場合を除き、様式第一号の四又は様式第一号の五による一部負担金の割合を記載した証(以下「高年齢受給者証」という。)を、有効期限を定めて交付しなければならない。

2 前項の被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主は、遅滞なく、高年齢受給者証を当該世帯主が住所を有する市町村に返還しなければならない。

一 高年齢受給者証に記載された一部負担金の割合が変更されたとき。

二 当該市町村から法第九条第三項又は第四項の規定による被保険者証の返還の求めがあつたとき。

3 第七条の二(第三項ただし書を除く。)の規定は、高年齢受給者証の検認及び更新について準用する。

4 世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る高年齢受給者証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、第七條第一項第二号に掲げる書類(当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。)を提示して、その再交付を申請しなければならない。

一 被保険者の氏名及び生年月日

二 被保険者の個人番号又は被保険者記号・番号

三 再交付申請の理由

5 高年齢受給者証を破り、汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その高年齢受給者証を添えなければならない。

6 第七条第四項及び第五項の規定は、高年齢受給者証の再交付について準用する。

7 世帯主は、高年齢受給者証の再交付を受けた後、失つた高年齢受給者証を発見したときは、直ちに、発見した高年齢受給者証を当該世帯主が住所を有する市町村に返還しなければならない。

第八条 被保険者(被保険者でない世帯主を含む。)の氏名に変更があつたときは、世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。

一 変更前及び変更後の氏名

二 被保険者の個人番号

三 被保険者記号・番号

(市町村の区域内における被保険者の世帯変更の届出)

第九条 被保険者が市町村の区域内においてその属する世帯を変更したときは、その変更に係る世帯の世帯主は、それぞれ、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該市町村に提出しなければならない。

一 被保険者の氏名、個人番号及び変更後の世帯に係る住所

二 変更前の世帯であるか又は変更後の世帯であるかの別及び変更の年月日

三 被保険者記号・番号

(市町村の区域内における世帯主の住所変更の届出)

第十条 世帯主は、市町村の区域内においてその住所を変更したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該市町村に提出しなければならない。

一 変更前及び変更後の住所並びに変更の年月日

二 世帯主の個人番号

三 被保険者記号・番号

(世帯主の変更の届出)

第十条の二 世帯主に変更があつたときは、変更後の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。

一 変更前及び変更後の世帯主の氏名、性別及び生年月日並びに変更後の世帯主の個人番号

二 世帯主の変更の年月日及びその理由

三 被保険者記号・番号

四 市町村の区域内に住居を有するに至つたため、世帯主となつた者(当該市町村の区域内に住居を有するに至つた日の前日において、特定同一世帯所属者が属する世帯の世帯主であつた者に限る。)と当該特定同一世帯所属者が同一の日に当該市町村の区域内に住居を有するに至つた場合には、その旨

2 前項第四号の場合には、その旨は、特定同一世帯所属者証明書を提示して行わなければならない。

(被保険者の個人番号変更の届出)

第十条の三 被保険者(被保険者でない世帯主を含む。)の個人番号に変更があつたときは、世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。

一 被保険者の氏名

二 変更前の個人番号及び変更後の個人番号並びに変更の年月日

三 被保険者記号・番号

(同一の都道府県内の他の市町村の区域内に住居を変更した者に関する届出)

第十一条 被保険者が、同一の都道府県内の他の市町村の区域内に住居を変更し、市町村の区域内に住居を有しなくなったときは、当該被保険者の属していた世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該市町村に提出するとともに、当該被保険者に係る被保険者証又は被保険者資格証明書を返還しなければならない。

一 被保険者の氏名、個人番号及び世帯主との続柄

二 市町村の区域内に住居を有しなくなった年月日

三 変更後の住所

四 被保険者記号・番号

(都道府県内の区域内に住居を有しなくなった者に係る資格喪失の届出)

第十二条 都道府県の区域内に住居を有しなくなったため、被保険者の資格を喪失した者があるときは、その者の属していた世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有していた市町村に提出しなければならない。

一 被保険者資格を喪失した者の氏名、個人番号及び世帯主との続柄

二 資格喪失の年月日及びその理由

三 変更後の住所

四 被保険者記号・番号

(特定同一世帯所属者証明書の交付)

第十二条の二 前二条の届出について、世帯主とその世帯に属する特定同一世帯所属者が同一の日に市町村の区域内に住居を有しなくなった場合にあつては、当該市町村は、当該世帯主に対し、当該特定同一世帯所属者に係る様式第一号の五の三による特定同一世帯所属者証明書を交付しなければならない。ただし、当該特定同一世帯所属者が当該世帯主と同一の住所に変更しない場合にあつてはこの限りでない。

帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。

一 被保険者の氏名

二 変更前の個人番号及び変更後の個人番号並びに変更の年月日

三 被保険者記号・番号

(同一の都道府県内の他の市町村の区域内に住居を変更した者に関する届出)

第十一条 被保険者が、同一の都道府県内の他の市町村の区域内に住居を変更し、市町村の区域内に住居を有しなくなったときは、当該被保険者の属していた世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該市町村に提出するとともに、当該被保険者に係る被保険者証又は被保険者資格証明書を返還しなければならない。

一 被保険者の氏名、個人番号及び世帯主との続柄

二 市町村の区域内に住居を有しなくなった年月日

三 変更後の住所

四 被保険者記号・番号

(都道府県内の区域内に住居を有しなくなった者に係る資格喪失の届出)

第十二条 都道府県の区域内に住居を有しなくなったため、被保険者の資格を喪失した者があるときは、その者の属していた世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有していた市町村に提出しなければならない。

一 被保険者資格を喪失した者の氏名、個人番号及び世帯主との続柄

二 資格喪失の年月日及びその理由

三 変更後の住所

四 被保険者記号・番号

(特定同一世帯所属者証明書の交付)

第十二条の二 前二条の届出について、世帯主とその世帯に属する特定同一世帯所属者が同一の日に市町村の区域内に住居を有しなくなった場合にあつては、当該市町村は、当該世帯主に対し、当該特定同一世帯所属者に係る様式第一号の五の三による特定同一世帯所属者証明書を交付しなければならない。ただし、当該特定同一世帯所属者が当該世帯主と同一の住所に変更しない場合にあつてはこの限りでない。

(法第六条各号のいずれかに該当するに至つた者に係る資格喪失の届出)

第十三条 法第六条各号のいずれかに該当するに至つたため、被保険者の資格を喪失した者があるときは、その者の属する世帯の世帯主は、十四日以内に、第十二条各号(第三号を除く。次項において同じ。)に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。

第十四条 削除

第十五条 第二条から第五条の二まで、第五条の四、第五条の八、第五条の九及び第八条から第十三条までの届書には、届出人の氏名、住所、個人番号及び届出年月日を記載しなければならない。

第十六条 令第二条に規定する事業勘定においては、保険料又は国民健康保険税、一部負担金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国民健康保険給付費等交付金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、市町村債及び諸収入をもつてその歳入とし、総務費、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金支出金、保健事業費、基金積立金、公債費、予備費、諸支出金その他の諸費をもつてその歳出とする。

第十七条 法第十七条第一項の規定により国民健康保険組合(以下「組合」という。)の設立の認可を受けようとする者は、申請書に、次の書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

- 規約
- 事業計画書
- 初年度の収入支出の予算
- 保険料の算出基礎を示す書面
- 役員となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書面並びにその就任承諾書
- 組合の設立につき、組合員となるべき者三百人以上の同意があつたことを明らかにする書面

第十八条 法第十八条第一号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 保険給付に関する事項
- 一部負担金に関する事項

第十九条 第十七条第二号に掲げる事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 事業開始の予定年月日
- 被保険者数
- 保険料
- 療養の給付の方法及び一部負担
- 療養の給付以外の保険給付の方法
- 保健事業

(準用規定)

第二十条 第二条第一項(第四号を除く。)、第三条、第四条の二、第五条、第五条の四から第七條の二の四まで、第七條の四から第十條まで、第十條の三、第十二條及び第十三條の規定は、組合が行う国民健康保険の被保険者に関する届出、被保険者証、被保険者資格証明書及び高齢受給者証について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

| | | |
|------------------|----------------------------------|----------------------|
| 第二条の見出し | 都道府県の区域内に住所を有するに至つた | 組合員又は組合員の世帯に属する者となつた |
| 第二条第一項(第四号を除く。) | その者の属する世帯の世帯主 | 当該組合員 |
| 第二条第一項(第一号及び第六号) | 都道府県の区域内に住所を有する市町村(特別区を含む。以下同じ。) | 組合員又は組合員の世帯に属する者となつた |
| 第三条(見出しを含む。) | 世帯主は当該世帯主が住所を有する市町村 | 組合員は組合員は |
| 第四条の二(見出しを含む。) | 市町村 | 組合 |
| 第五条及び第五條の四 | 世帯主は当該世帯主が住所を有する市町村 | 組合員は組合員は |
| 第五条の五(見出しを含む。) | 第九条第三項 | 第二十二条において読み替へて準用する |
| 第五条の六 | | 法第九条第三項 |

| | | |
|----------------|---------------------|--------------------|
| 第五条の七(見出しを含む。) | 市町村は | 組合は |
| 第五条の七第一項 | 第九条第三項 | 第二十二条において読み替へて準用する |
| 第五条の七第二項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第三項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第四項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第五項 | 市町村は | 組合は |
| 第五条の七第六項 | 第九条第三項 | 第二十二条において読み替へて準用する |
| 第五条の七第七項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第八項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第九項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第十項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第十一項 | 市町村は | 組合は |
| 第五条の七第十二項 | 第九条第三項 | 第二十二条において読み替へて準用する |
| 第五条の七第十三項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第十四項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第十五項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第十六項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第十七項 | 市町村は | 組合は |
| 第五条の七第十八項 | 第九条第三項 | 第二十二条において読み替へて準用する |
| 第五条の七第十九項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第二十項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第二十一項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第二十二項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第二十三項 | 市町村は | 組合は |
| 第五条の七第二十四項 | 第九条第三項 | 第二十二条において読み替へて準用する |
| 第五条の七第二十五項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第二十六項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第二十七項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第二十八項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第二十九項 | 市町村は | 組合は |
| 第五条の七第三十項 | 第九条第三項 | 第二十二条において読み替へて準用する |
| 第五条の七第三十一項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第三十二項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第三十三項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第三十四項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第三十五項 | 市町村は | 組合は |
| 第五条の七第三十六項 | 第九条第三項 | 第二十二条において読み替へて準用する |
| 第五条の七第三十七項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第三十八項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第三十九項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第四十項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第四十一項 | 市町村は | 組合は |
| 第五条の七第四十二項 | 第九条第三項 | 第二十二条において読み替へて準用する |
| 第五条の七第四十三項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第四十四項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第四十五項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第四十六項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第四十七項 | 市町村は | 組合は |
| 第五条の七第四十八項 | 第九条第三項 | 第二十二条において読み替へて準用する |
| 第五条の七第四十九項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第五十項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第五十一項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第五十二項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第五十三項 | 市町村は | 組合は |
| 第五条の七第五十四項 | 第九条第三項 | 第二十二条において読み替へて準用する |
| 第五条の七第五十五項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第五十六項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第五十七項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第五十八項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第五十九項 | 市町村は | 組合は |
| 第五条の七第六十項 | 第九条第三項 | 第二十二条において読み替へて準用する |
| 第五条の七第六十一項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第六十二項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第六十三項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第六十四項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第六十五項 | 市町村は | 組合は |
| 第五条の七第六十六項 | 第九条第三項 | 第二十二条において読み替へて準用する |
| 第五条の七第六十七項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第六十八項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第六十九項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第七十項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第七十一項 | 市町村は | 組合は |
| 第五条の七第七十二項 | 第九条第三項 | 第二十二条において読み替へて準用する |
| 第五条の七第七十三項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第七十四項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第七十五項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第七十六項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第七十七項 | 市町村は | 組合は |
| 第五条の七第七十八項 | 第九条第三項 | 第二十二条において読み替へて準用する |
| 第五条の七第七十九項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第八十項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第八十一項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第八十二項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第八十三項 | 市町村は | 組合は |
| 第五条の七第八十四項 | 第九条第三項 | 第二十二条において読み替へて準用する |
| 第五条の七第八十五項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第八十六項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第八十七項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第八十八項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第八十九項 | 市町村は | 組合は |
| 第五条の七第九十項 | 第九条第三項 | 第二十二条において読み替へて準用する |
| 第五条の七第九十一項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第九十二項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第九十三項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第九十四項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第九十五項 | 市町村は | 組合は |
| 第五条の七第九十六項 | 第九条第三項 | 第二十二条において読み替へて準用する |
| 第五条の七第九十七項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第九十八項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |
| 第五条の七第九十九項 | 当該世帯主 | 当該組合員 |
| 第五条の七第一百項 | 当該市町村の区域内に住所を有する世帯主 | 組合員 |

| | | |
|------|-----|----|
| 第十三条 | 市町村 | 組合 |
| 第二項 | | |

第二十條の二 組合員の属する世帯の世帯主に変更があつたときは、組合員は、十四日以内に、第十条の二第一項第一号から第三号までに規定する事項を記載した届書を、組合に提出しななければならない。ただし、変更前及び変更後の世帯主がいずれも被保険者でないときは、この限りでない。

2 前項の届書には、当該届出に係る被保険者証又は被保険者資格証明書を添えなければならない。

（組合会の議決の認可）

第二十一条 組合は、法第二十七条第二項の規定により組合会の議決について認可を受けようとするときは、申請書に、議決事項を記載した書面及び組合会の議事録の謄本又は理事の専決処分による理由を記載した書面のほか次の区分による書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

一 組合の地区又は組合員の範囲に関する規約の変更に関する議決にあつては、規約を変更した後に開ける事業計画書

二 保険料に関する規約の変更に関する議決にあつては、保険料の算出の基礎を示す書面

三 借入金の借入及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法に関する議決にあつては、これらの事項を明らかにする書面

四 準備金その他主要な財産の処分に関する議決にあつては、その内容を明らかにする書面

（法第二十七条第二項の厚生労働省令で定める事項）

第二十一条の二 法第二十七条第二項（法第八十六条において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第二十七条第一項第一号に掲げる事項のうち合併により消滅する組合の地区を合併後存続する組合の地区の一部とする地区の拡張に係る規約の変更及び組合の事務所の所在地の変更並びに同項第二号に掲げる事項のうち借入金の額の減少及び借入金の利率の低減とする。

（帳簿の備付）

第二十二條 組合は、被保険者台帳、歳入及び歳出に関する帳簿並びに現金出納簿を備えなければならない。

（役員の変更の届出）

第二十三条 組合は、役員に変更があつたときは、すみやかに、その旨及びその年月日を都道府県知事に届け出なければならない。

（解散認可の申請）

第二十四條 組合は、法第三十二条第二項の規定により解散の認可を受けようとするときは、申請書に、次の書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

一 解散の理由を記載した書面

二 認可申請前一箇月以内に作成した財産目録

三 収支計算書

四 精算方法及び財産処分の方法

第三章 保険給付

（令第二十七条の二第三項第一号の収入の額の算定）

第二十四条の二 令第二十七条の二第三項第一号に規定する収入の額は、厚生労働大臣の定めるところにより、同項第一号又は第二号に規定する者の療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十六条第一項に規定する各種所得の金額（退職所得の金額（同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。）を除く。）の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額とする。

（令第二十七条の二第三項第一号又は第二号の規定の適用の申請）

第二十四条の三 令第二十七条の二第三項第一号又は第二号の規定の適用を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。ただし、当該市町村又は組合において、当該被保険者が同項第一号又は第二号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。

一 世帯主若しくは組合員又はその世帯に属する被保険者の氏名、生年月日及び個人番号

二 令第二十七条の二第三項第一号又は第二号に規定する者について前条の規定により算定した収入の額

三 被保険者記号・番号

（法第三十六条第三項の被保険者の資格に係る情報の照会を行う方法として厚生労働省令で定める方法）

第二十四条の四 法第三十六条第三項の被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。次条において同じ。）の照会を行う方法として厚生労働省令で定める方法は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法とする。

（法第三十六条第三項の被保険者であることの確認を受ける方法として厚生労働省令で定める方法）

第二十四条の五 法第三十六条第三項の被保険者であることの確認を受ける方法として厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 被保険者証を提出する方法

二 処方箋を提出する方法（保険薬局から療養を受けようとする場合に限る。）

三 保険医療機関等（保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者が、過去に取得した療養又は指定訪問看護の情報を用いて、市町村又は組合に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、市町村又は組合から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法

（当該者が当該保険医療機関等から療養（居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護）又は居宅における薬学的管理及び指導に限る。）を受けようとする場合又は当該指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする場合であつて、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から電子資格確認（法第三十六条第三項に規定する電子資格確認をいう。）による確認を受けてから継続的な療養又は指定訪問看護を受けている場合に限る。）

2 被保険者が法第四十二条第一項第三号又は第四号の規定の適用を受ける場合（当該適用を受けることについて、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、電子的確認（市町村又は組合に対し、被保険者の資格に係る情報の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、市町村又は組合から回答を受けた当該情報により確認することを含む。以下同じ。）を受けることができる場合を除く。）における前項の規定の適用については、同項各号に定めるもの及び高齢受給者証を提出する方法とする。

（薬剤の受給手続）

第二十五条 被保険者は、法第三十六条第三項（法第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により保険薬局について薬剤の支給を受けようとするときは、保険医療機関において療養を担当する保険医の交付した処方せんを当該保険薬局に提出しなければならない。

（入院時食事療養費の支払）

第二十六条 被保険者が、保険医療機関について入院時食事療養費に係る療養を受けた場合においては、法第五十二条第三項の規定により当該被保険者が属する世帯の世帯主又は組合員に支給すべき入院時食事療養費は当該保険医療機関に対して支払うものとする。

（食事療養標準負担額の減額の対象者）

第二十六条の二 法第五十二条第二項に規定する食事療養標準負担額についての健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五十八条の規定の適用に関しては、同条第一号中「令第四十三条第一項第一号ホの規定の適用を受ける者」とあるのは、「国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の三第一項第五号イ及びロの区分に従いそれぞれ同号イ及びロに定める者の全てについて同号イ又はロに該当するものと市町村又は組合が認めた被保険者」と、同条第二号中「令第四十三条第一項第二号ホ又は第三号ホ」とあるのは、「国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第三号へ又は第四号へ」とする。

（食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定）

第二十六条の三 市町村又は組合は、被保険者が、令第二十九条の三第一項第五号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者（第三項第一号において「食事療養減額認定世帯員」という。）の全てについて前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第五十八条第一号に定める者であるときは、有効期限を定めて、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第五十八条第一号の規定による市町村又は組合の認定（第二

項の二）に規定する収入の額は、厚生労働大臣の定めるところにより、同項第一号又は第二号に規定する者の療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十六条第一項に規定する各種所得の金額（退職所得の金額（同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。）を除く。）の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額とする。

（令第二十七条の二第三項第一号又は第二号の規定の適用の申請）

第二十四条の三 令第二十七条の二第三項第一号又は第二号の規定の適用を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。ただし、当該市町村又は組合において、当該被保険者が同項第一号又は第二号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。

一 世帯主若しくは組合員又はその世帯に属する被保険者の氏名、生年月日及び個人番号

二 令第二十七条の二第三項第一号又は第二号に規定する者について前条の規定により算定した収入の額

三 被保険者記号・番号

（法第三十六条第三項の被保険者の資格に係る情報の照会を行う方法として厚生労働省令で定める方法）

第二十四条の四 法第三十六条第三項の被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。次条において同じ。）の照会を行う方法として厚生労働省令で定める方法は、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法とする。

（法第三十六条第三項の被保険者であることの確認を受ける方法として厚生労働省令で定める方法）

第二十四条の五 法第三十六条第三項の被保険者であることの確認を受ける方法として厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 被保険者証を提出する方法

二 処方箋を提出する方法（保険薬局から療養を受けようとする場合に限る。）

三 保険医療機関等（保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者が、過去に取得した療養又は指定訪問看護の情報を用いて、市町村又は組合に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、市町村又は組合から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法

（当該者が当該保険医療機関等から療養（居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護）又は居宅における薬学的管理及び指導に限る。）を受けようとする場合又は当該指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする場合であつて、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から電子資格確認（法第三十六条第三項に規定する電子資格確認をいう。）による確認を受けてから継続的な療養又は指定訪問看護を受けている場合に限る。）

2 被保険者が法第四十二条第一項第三号又は第四号の規定の適用を受ける場合（当該適用を受けることについて、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、電子的確認（市町村又は組合に対し、被保険者の資格に係る情報の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、市町村又は組合から回答を受けた当該情報により確認することを含む。以下同じ。）を受けることができる場合を除く。）における前項の規定の適用については、同項各号に定めるもの及び高齢受給者証を提出する方法とする。

十七条の十四の二及び第二十七条の十四の五に規定する認定を除く。以下この条及び次条において「認定」という。）を行わなければならない。

2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による食事療養標準負担額減額認定証（以下「食事療養減額認定証」という。）の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、食事療養減額認定証を当該世帯主又は組合員に交付しなければならない。

一 市町村 様式第一号の六による食事療養標準負担額減額認定証
二 組合 様式第一号の六の二による食事療養標準負担額減額認定証

3 認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により食事療養減額認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、遅滞なく、食事療養減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。

一 食事療養減額認定世帯員のいずれかが前条の規定により読み替へて適用する健康保険法施行規則第五十八條第一号に定める者でなくなつたとき。

二 食事療養減額認定証の有効期限に至つた場合であつて、当該市町村又は組合から食事療養減額認定証の返還の求めがあつたとき。

4 第七条の二（第三項ただし書を除く。）の規定は、食事療養減額認定証の検認及び更新について準用する。

5 世帯主又は組合員は、食事療養減額認定証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。

6 食事療養減額認定証を破り、汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その食事療養減額認定証を添えなければならない。

7 世帯主又は組合員は、食事療養減額認定証の再交付を受けた後、失つた食事療養減額認定証を発見したときは、直ちに、発見した食事療養減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。

8 認定を受けた被保険者に係る第十五條第一項（第二十条において準用する場合を含む。）に規定する届書（第二条、第三条、第五条、第五条の二、第五条の四、第五条の八、第五条の九及び第九条から第十条の三までの届書を除く。）には、当該届出に係る被保険者証に加えて、当該被保険者に係る食事療養減額認定証を添えなければならない。

（食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定を受けていることの確認）

第二十六条の四 認定を受けた被保険者は、法第五十二条第一項に規定する入院時食事療養費に係る療養又は法第五十三条第一項に規定する保険外併用療養費に係る療養（食事療養に限る。）を受けようとするときは、保険医療機関において、認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該認定を受けた者が、第二十四条の五（第一項第三号を除く。）に規定する方法により被保険者であること、の確認を受け、当該療養を受けようとするとき（当該保険医療機関において、認定を受けていること）の電子的確認を受けることができる場合を除く。）は、被保険者証に添えて、食事療養減額認定証を当該保険医療機関に提出しなければならない。

（食事療養標準負担額の減額に関する特例）

第二十六条の五 市町村又は組合は、被保険者が、保険医療機関において、前条の認定を受けていることの確認を受けることなく減額しない額の食事療養標準負担額を支払つた場合において、当該確認を受けなかつたことがやむを得ないものと市町村又は組合が認めるときは、当該食事療養について支払つた食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたならば支払うべき食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費として支給することができる。

2 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、前項の規定による給付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。

一 食事療養を受けた被保険者の氏名、生年月日及び個人番号
二 食事療養を受けた保険医療機関の名称及び所在地
三 食事療養について支払つた食事療養標準負担額

四 食事療養を受けた被保険者の入院期間
五 前条の認定を受けていることの確認を受けなかつた理由
六 被保険者記号・番号

3 前項の申請書には同項第三号に掲げる費用の額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（入院時食事療養費に係る領収証）

第二十六条の六 保険医療機関は、法第五十二条第五項の規定により交付しなければならない領収証には、入院時食事療養費に係る療養について被保険者から支払を受けた費用の額のうち食事療養標準負担額とその他の費用の額とを区分して記載しなければならない。

（入院時生活療養費の支払）

第二十六条の六の二 被保険者が、保険医療機関において入院時生活療養費に係る療養を受けた場合においては、法第五十二条の二第三項において準用する法第五十二条第三項の規定により当該被保険者が属する世帯の世帯主又は組合員に支給すべき入院時生活療養費は当該保険医療機関に対して支払つたものとする。

（生活療養標準負担額の減額の対象者）

第二十六条の六の三 法第五十二条の二第二項に規定する生活療養標準負担額についての健康保険法施行規則第六十二条の三の規定の適用に関しては、同条第一号中「令第四十三條第一項第一号ホの規定の適用を受ける者」とあるのは「国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九條の三第一項第五号イ及びロの区分に従いそれぞれ同号イ及びロに定める者の全てについて同号イ又はロに該当するものと市町村又は組合が認められた被保険者」と、同条第二号中「令第四十三條第一項第二号ホ又は第三号ホ」とあるのは「国民健康保険法施行令第二十九條の四第一項第三号ホ又は第二号ホ又は第三号ホ」と、同条第三号中「令第四十三條第一項第二号ヘ又は第三号ヘ」とあるのは「国民健康保険法施行令第二十九條の四第一項第三号ヘ又は第四号ヘ」とする。

（生活療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定等）

第二十六条の六の四 市町村又は組合は、被保険者が、令第二十九條の三第一項第五号イ及びロ

の区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者（第三項第一号において「生活療養減額認定世帯員」という。）の全てについて前条の規定により読み替へて適用する健康保険法施行規則第六十二条の三第一号に定める者であるときは、有効期限を定めて、健康保険法第八十五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替へて適用する健康保険法施行規則第六十二条の三第一号の規定による市町村又は組合の認定（第二十七条の十四の二及び第二十七条の十四の五に規定する認定を除く。以下この条において「認定」という。）を行わなければならない。

2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による生活療養標準負担額減額認定証（以下「生活療養減額認定証」という。）の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、生活療養減額認定証を当該世帯主又は組合員に交付しなければならない。ただし、当該被保険者が食事療養減額認定証の交付を受けており、市町村又は組合が当該食事療養減額認定証に生活療養減額認定証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りではない。

一 市町村 様式第一号の六の三による生活療養標準負担額減額認定証
二 組合 様式第一号の六の四による生活療養標準負担額減額認定証

3 認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により生活療養減額認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、生活療養減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。

一 生活療養減額認定世帯員のいずれかが前条の規定により読み替へて適用する健康保険法施行規則第六十二条の三第一号に定める者でなくなつたとき。

二 生活療養減額認定証の有効期限に至つた場合であつて、当該市町村又は組合から生活療養減額認定証の返還の求めがあつたとき。

4 第七条の二（第三項ただし書を除く。）及び第二十六条の三第五項ただし書までの規定は、生活療養減額認定証について準用する。

5 認定を受けた被保険者は、法第五十二条の二第一項に規定する入院時生活療養費に係る療養又は法第五十三条第一項に規定する保険外併用療養費に係る療養（生活療養に限る。）を受けようとするときは、保険医療機関において、認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該認定を受けた者が、第二十四条の五（第一項第三号を除く。）に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするとき（当該保険医療機関において、認定を受けていること）の電子的確認を受けることができる場合を除く。）は、被保険者証に添えて、生活療養減額認定証を当該保険医療機関に提出しなければならない。

6 第二十六条の五の規定は、保険医療機関において、前項の認定を受けていることの確認を受けることなく減額しない額的生活療養標準負担額を支払った場合における被保険者に対する入院時生活療養費の支給について準用する。（入院時生活療養費に係る領収証）

第二十六条の六の五 保険医療機関は、法第五十二条の二第三項において準用する法第五十二条第五項の規定により交付しなければならない領収証には、入院時生活療養費に係る療養について被保険者から支払を受けた費用の額のうち生活療養標準負担額とその他の費用の額とを区分して記載しなければならない。

（保険外併用療養費の支払）
 第二十六条の七 被保険者が、保険医療機関等について保険外併用療養費に係る療養を受けた場合においては、法第五十三条第三項において準用する法第五十二条第三項の規定により当該被保険者が属する世帯の世帯主又は組合員に支給すべき保険外併用療養費は当該保険医療機関等に対して支払うものとする。

2 第二十六条の五の規定は、保険外併用療養費について準用する。
 （保険外併用療養費に係る領収証）
 第二十六条の八 保険医療機関等は、法第五十三条第三項において準用する法第五十二条第五項の規定により交付しなければならない領収証には、保険外併用療養費に係る療養について被保険者から支払を受けた費用の額のうち当該療養に食事療養及び生活療養が含まれないときは第一号に規定する額とその他の費用の額とを、当該療養に食事療養が含まれるときは第一号に規

定する額と第二号に規定する額とその他の費用の額とを、当該療養に生活療養が含まれるときは第一号に規定する額と第三号に規定する額とその他の費用の額とを、それぞれ区分して記載しなければならない。
 一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。以下この号において同じ。）につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）からその療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額
 二 当該食事療養に係る食事療養標準負担額
 三 当該生活療養に係る生活療養標準負担額（療養費の支給申請）

第二十七条 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第五十四条又は法第五十四条の三第三項若しくは第四項の規定により療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した療養費支給申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。
 一 療養を受けた被保険者の氏名又は個人番号
 二 診療、薬剤の支給又は手当を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称及び所在地
 三 診療又は調剤に従事した医師、歯科医師又は薬剤師の氏名
 四 法第五十四条の規定により療養費の支給を受けた場合にあつては、療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費の支給を受けることができなかった理由、法第五十四条の三第三項又は第四項の規定により療養費の支給を受けようとする場合にあつては、特別療養費の支給を受けることができなかった理由
 五 傷病名及びその原因、発病又は負傷の年月日、傷病の経過、療養期間並びに療養内容
 六 療養につき算定した費用の額
 七 被保険者記号・番号

2 前項の申請書には、同項第六号に規定する療養につき算定した費用の額に関する証拠書類を添付しなければならない。
 3 前項の証拠書類が外国語で作成されたものであるときは、その証拠書類に日本語の翻訳文を添付しなければならない。
 4 海外において受けた診療、薬剤の支給又は手当（第二号において「海外療養」という。）に

ついて療養費の支給を受けようとするときは、第一項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
 一 旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し
 二 市町村又は組合が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに關する当該海外療養を受けた者の同意書（訪問看護療養費の支給に関する基準）
 第二十七条の二 市町村又は組合は、被保険者が、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者（健康保険法施行規則第六十七条の基準に適合しているものに限る。）であると認める場合に訪問看護療養費を支給する。ただし、他の訪問看護ステーション（同令第六十九条に規定する訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）から現に指定訪問看護を受けている場合には、この限りでない。

（訪問看護療養費の支払）
 第二十七条の三 被保険者が、指定訪問看護事業者について指定訪問看護療養費に係る療養を受けた場合においては、法第五十四条の二第五項の規定により当該被保険者が属する世帯の世帯主又は組合員に支給すべき訪問看護療養費は当該指定訪問看護事業者に対して支払うものとする。
 （訪問看護療養費に係る領収証）
 第二十七条の四 指定訪問看護事業者は、法第五十四条の二第八項の規定により交付しなければならない領収証には、訪問看護療養費に係る療養について被保険者から支払を受けた費用の額のうち指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第十三条第一項に規定する基本利用料と同条第二項に規定するその他の利用料とを区分して記載しなければならない。

（特別療養費の支給申請）
 第二十七条の五 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第五十四条の三第一項の規定により特別療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した特別療養費支給申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。
 一 療養を受けた被保険者の氏名及び個人番号
 二 療養を取り扱った保険医療機関等又は訪問看護ステーションの名称及び所在地
 三 傷病名及び療養期間

4 療養につき算定した費用の額
 5 前項の申請書には、同項第四号に規定する療養につき算定した費用の額に関する証拠書類を添付しなければならない。
 6 特別療養費に係る療養に関する届出等）
 第二十七条の六 保険医療機関等は、特別療養費に係る療養を取り扱ったときは、次に掲げる事項を記載した届書を、当該療養を受けた被保険者に係る市町村又は組合に提出しなければならない。
 一 当該保険医療機関等の名称及び所在地
 二 療養を受けた被保険者の氏名、男女の別及び生年
 三 傷病名、診療開始日、診療実日数、転帰及び療養内容
 四 療養につき算定した費用の額
 五 保険者番号及び被保険者記号・番号
 2 前項の届書の様式は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）に定める診療報酬明細書又は調剤報酬明細書の様式の例によるものとする。

3 第一項の届書は、各月分について翌月十日までに送付するものとする。
 4 市町村又は組合は、第一項の届書につき、当該療養が法第五十四条の二第二項の規定により読み替えて準用する法第四十条に規定する特別療養費に係る療養に関する準則並びに法第五十四条の三第二項において読み替えて準用する法第五十三条第二項に規定する額の算定方法及び法第五十四条の三第二項の規定により読み替えて準用する法第四十五条第三項の定めを照らして審査し、当該療養につき算定した費用の額その他の審査の結果を当該保険医療機関等に書面により通知するものとする。

第二十七条の七 指定訪問看護事業者は、特別療養費に係る療養を取り扱ったときは、次に掲げる事項を記載した届書を、当該療養を受けた被保険者に係る市町村又は組合に提出しなければならない。
 一 当該訪問看護ステーションの名称及び所在地
 二 療養を受けた被保険者の氏名、男女の別及び生年
 三 当該被保険者の心身の状態及び主たる傷病名

4 療養につき算定した費用の額
 5 前項の申請書には、同項第四号に規定する療養につき算定した費用の額に関する証拠書類を添付しなければならない。
 6 特別療養費に係る療養に関する届出等）
 第二十七条の六 保険医療機関等は、特別療養費に係る療養を取り扱ったときは、次に掲げる事項を記載した届書を、当該療養を受けた被保険者に係る市町村又は組合に提出しなければならない。
 一 当該保険医療機関等の名称及び所在地
 二 療養を受けた被保険者の氏名、男女の別及び生年
 三 傷病名、診療開始日、診療実日数、転帰及び療養内容
 四 療養につき算定した費用の額
 五 保険者番号及び被保険者記号・番号
 2 前項の届書の様式は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）に定める診療報酬明細書又は調剤報酬明細書の様式の例によるものとする。

3 第一項の届書は、各月分について翌月十日までに送付するものとする。
 4 市町村又は組合は、第一項の届書につき、当該療養が法第五十四条の二第二項の規定により読み替えて準用する法第四十条に規定する特別療養費に係る療養に関する準則並びに法第五十四条の三第二項において読み替えて準用する法第五十三条第二項に規定する額の算定方法及び法第五十四条の三第二項の規定により読み替えて準用する法第四十五条第三項の定めを照らして審査し、当該療養につき算定した費用の額その他の審査の結果を当該保険医療機関等に書面により通知するものとする。

第二十七条の七 指定訪問看護事業者は、特別療養費に係る療養を取り扱ったときは、次に掲げる事項を記載した届書を、当該療養を受けた被保険者に係る市町村又は組合に提出しなければならない。
 一 当該訪問看護ステーションの名称及び所在地
 二 療養を受けた被保険者の氏名、男女の別及び生年
 三 当該被保険者の心身の状態及び主たる傷病名

4 療養につき算定した費用の額
 5 前項の申請書には、同項第四号に規定する療養につき算定した費用の額に関する証拠書類を添付しなければならない。
 6 特別療養費に係る療養に関する届出等）
 第二十七条の六 保険医療機関等は、特別療養費に係る療養を取り扱ったときは、次に掲げる事項を記載した届書を、当該療養を受けた被保険者に係る市町村又は組合に提出しなければならない。
 一 当該保険医療機関等の名称及び所在地
 二 療養を受けた被保険者の氏名、男女の別及び生年
 三 傷病名、診療開始日、診療実日数、転帰及び療養内容
 四 療養につき算定した費用の額
 五 保険者番号及び被保険者記号・番号
 2 前項の届書の様式は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）に定める診療報酬明細書又は調剤報酬明細書の様式の例によるものとする。

- 四 訪問開始年月日、訪問終了年月日時刻及び実回数
- 五 訪問終了の状況及び死亡時刻
- 六 指示年月日、主治医の属する医療機関の名称及び主治医の氏名
- 七 療養内容
- 八 療養につき算定した費用の額
- 九 保険者番号及び被保険者記号・番号

2 前項の届書の様式は、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成四年厚生省令第五号)に定める訪問看護療養費明細書の様式の例によるものとする。

3 第一項の届書は、各月分について翌月十日までに送付するものとする。

4 市町村又は組合は、第一項の届書につき、当該療養が法第五十四条の第三項の規定により読み替えて準用する法第五十四条の第十項に規定する特別療養費に係る療養に関する準則及び法第五十四条の第三項に規定する額の算定方法に照らして審査し、当該療養につき算定した費用の額とその他の審査の結果を当該指定訪問看護事業者に書面により通知するものとする。

(準用規定)

第二十七条の八 第二十六条の八の規定は、法第五十四条の第三項において準用する法第五十二条第五項の規定により交付しなければならない領収証について準用する。この場合において、第二十六条の八(見出しを含む)中「保険外併用療養費に係る」とあるのは「特別療養費に係る」と、「第五十三条第三項」とあるのは「第五十四条の第三項」と、「費用の額とする。」から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額」とあるのは「費用の額とする。」と、「当該食事療養に係る食事療養標準負担額」とあるのは「当該食事療養につき算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額とする。)」と、「当該生活療養に係る生活療養標準負担額」とあるのは「当該生活療養につき算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額とする。)」と読み替えるものとする。

2 第二十七条の四の規定は、法第五十四条の第三項において準用する法第五十四条の第二項

項の規定により交付しなければならない領収証について準用する。この場合において、第二十七条の四の「訪問看護療養費に係る」とあるのは「特別療養費に係る」と、「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十号)第十三条第一項に規定する基本利用料」とあるのは「当該療養につき算定した費用の額」と読み替えるものとする。

(移送費の額)

第二十七条の九 法第五十四条の四第一項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した額とする。ただし、現に当該移送に要した費用の額を超えることができない。

(移送費の支給要件)

第二十七条の十 市町村及び組合は、次の各号のいずれにも該当すると認める場合に移送費を支給する。

- 一 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。
- 二 移送の原因である疾病又は負傷により移動をすることが著しく困難であったこと。
- 三 緊急その他やむを得なかつたこと。

(移送費の支給申請)

第二十七条の十一 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第五十四条の四の規定により移送費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した移送費支給申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。

- 一 移送を受けた被保険者の氏名、生年月日及び個人番号
- 二 傷病名及びその原因並びに発病又は負傷の年月日
- 三 移送経路、移送方法及び移送年月日
- 四 付添いがあつたときは、その付添人の氏名及び住所
- 五 移送に要した費用の額
- 六 被保険者記号・番号
- 七 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した医師又は歯科医師の意見書及び同項第五号の事実を証する書類を添付しなければならない。
- 八 移送を必要と認めた理由(付添いがあつたときは、併せてその付添いを必要と認めた理由)
- 九 移送経路、移送方法及び移送年月日

3 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師の診断年月日及び氏名を記載しなければならない。

(令第二十九号の二第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第二十七条の十二 令第二十九号の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第三項において適用する場合を含む)の障害児入所医療費の支給
- 二 予防接種法第十六条第一項第一号又は第二項第一号の医療費の支給
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給
- 四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 五 削除
- 六 麻薬及び向精神薬取締法第五十八条の十七第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 七 母子保健法第二十条の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給
- 八 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十六条第一項第一号又は第二十条第一項第一号の医療費の支給
- 九 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第二項又は第四十四条の三の第二項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給
- 十 石綿による健康被害の救済に関する法律第四条第一項の医療費の支給
- 十一 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法第四条第一号の医療費の支給
- 十二 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第一項の定期検査費、同法第十三条第一項の母子感染

防止医療費又は同法第十四条第一項の世帯内感染防止医療費の支給

九の五 難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給

十 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第三条又は第四条の医療費の支給

十一 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

(特定疾病給付対象療養に係る市町村又は組合の認定)

第二十七条の十二の二 令第二十九号の二第七項の規定による市町村又は組合の認定(以下この条において「認定」という)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を、健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関(以下この条において「実施機関」という)を経由して、当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に申し出なければならない。

- 一 認定を受けようとする被保険者の氏名、生年月日及び個人番号
- 二 認定を受けようとする被保険者が受けるべき健康保険法施行令第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の名称
- 三 被保険者記号・番号
- 四 認定を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、前項の申出の際に、令第二十九条の三第一項各号又は第四項各号に掲げる場合のいずれかに該当している旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、市町村又は組合は、当該事実を公簿等又はその写しによって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

3 第一項の申出に基づき、認定を行ったときは、市町村又は組合は、実施機関を経由して、世帯主又は組合員に対し認定した被保険者が該当する令第二十九条の三第一項各号又は第四項各号に掲げる場合(以下この条において「所得区分」という)を通知しなければならない。

4 認定を受けた被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、遅滞なく、

実施機関を経由して、その旨を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に申し出なければならぬ。ただし、認定を受けた被保険者が第一号に該当するに至つたことを市町村又は組合が公簿等又はその写しによつて確認の上、当該世帯主又は組合員に対し第六項の規定による通知がなされたときは、この限りでない。

一 認定を受けた被保険者が該当する所得区分に変更が生じたとき。

二 健康保険法施行令第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付を受けなくなつたとき。

5 第二項の規定は、前項第一号に該当するに至つたことによる同項の申出について準用する。

6 市町村又は組合は、認定した被保険者が該当する所得区分に変更が生じたときは、遅滞なく、実施機関を経由して、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し変更後の所得区分を通知しなければならない。

7 認定を受けた被保険者は、特定疾病給付対象療養（令第二十九条の二第七項に規定する特定疾病給付対象療養をいう。次項において同じ。）を受けようとするときは、同条第一項第一号に規定する病院等に対し、第三項又は前項の規定により通知された所得区分を申し出なければならない。

8 認定を受けた被保険者（令第二十九条の三第四項第一号又は第二号に掲げる場合に該当する者及び第二十七条の十四の二第一項、第二十七条の十四の四第一項又は第二十七条の十四の五第一項に規定する認定を受けている者を除く。）が、特定疾病給付対象療養を受けた場合において、同一の月に同一の保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養（令第二十九条の二第二項第一号に規定する療養をいう。第二十七条の十四の二第六項、第二十七条の十四の三、第二十七条の十四の四第五項及び第二十七条の十四の五第五項において同じ。）を受けたときは、令第二十九条の四第一項の規定の適用については、当該者は第二十七条の十四の二第一項、第二十七条の十四の四第一項又は第二十七条の十四の五第一項に規定する認定を受けているものとみなす。

（特定疾病に係る市町村又は組合の認定）
第二十七条の十三 令第二十九条の二第八項の規定による市町村又は組合の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする被

保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した特定疾病認定申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。

一 認定を受けようとする被保険者の氏名、生年月日及び個人番号

二 認定を受けようとする被保険者のかかつている令第二十九条の二第八項に規定する疾病の名称

三 被保険者記号・番号

2 前項の申請書には、同項第二号に掲げる疾病にかかつていることに関する医師又は歯科医師の意見書その他当該疾病にかかつていることを証する書類を添付しなければならない。

3 七十歳に達する日の属する月以前に受ける療養に係る令第二十九条の二第八項に規定する厚生労働大臣の定める疾病（健康保険法施行令第四十二条第九項第二号に規定する厚生労働大臣が定める疾病を除く。）に係る高額療養費が、令第二十九条の三第九項第二号の規定によらないものであるときは、第一項の申請書にはその事実を証する書類を添付しなければならない。

4 第一項の申請に基づき、認定を行つたときは、市町村又は組合は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による特定疾病療養受療証（以下この条において「特定疾病受療証」という。）を、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に健康保険法施行令第四十一条第九項に規定する厚生労働大臣の定める疾病ごとに交付しなければならない。

一 市町村 様式第一号の七による特定疾病療養受療証

二 組合 様式第一号の七の二による特定疾病療養受療証

5 認定を受けた被保険者は、保険医療機関等から令第二十九条の二第八項に規定する療養を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機

関等において、認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該認定を受けた者が、第二十四条の五（第一項第三号を除く。）に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするときは、被保険者証又は処方せんに添えて、特定疾病受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。

6 認定を受けた被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、特定疾病受療証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。

一 特定疾病受療証に記載された高額療養費算定基準額が変更されたとき。

二 特定疾病受療証の有効期限に至つた場合であつて、当該市町村又は組合から特定疾病受療証の返還の求めがあつたとき。

7 第七条の二の規定（第三項ただし書を除く。）は、特定疾病受療証の検認及び更新について準用する。

8 世帯主又は組合員は、特定疾病受療証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。

9 特定疾病受療証を破り、汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その特定疾病受療証を添えなければならない。

10 世帯主又は組合員は、特定疾病受療証の再交付を受けた後、失つた特定疾病受療証を発見したときは、直ちに、発見した特定疾病受療証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。

11 認定を受けた被保険者に係る第十五条第一項（第二十条において準用する場合を含む。）に規定する届書（第二条、第三条、第五条、第五条の二、第五条の四、第五条の八、第五条の九及び第九号から第十号の三までの届書を除く。）には、当該届出に係る被保険者証に加えて、当該被保険者に係る特定疾病受療証を添えなければならない。

（令第二十九条の二の二第一項第五号、第六号、第十一号、第十二号、第十七号及び第十八号の厚生労働省令で定めるところにより算定した

第二十七条の十三の二 令第二十九条の二の二第一項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

り算定した額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日世帯主等（同項第一号に規定する基準日世帯主等をいう。以下同じ。）が該当する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日世帯主等が受けた外来療養（七十歳に到達する日の属する月の翌月以降の外来療養に限る。以下同じ。）に係る同表の下欄に掲げる額とする。

| | |
|---|--|
| 健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）に基づく共済組合の組合員並びに私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者を除く。以下同じ。）であつた期間 | 健康保険法施行令第四十一条の二第一項第一号に規定する合算額 |
| 日雇特例被保険者（健康保険法施行令第四十一条の二第九項に規定する日雇特例被保険者をいう。以下同じ。）であつた期間 | 健康保険法施行令第四十一条の二第一項第一号に規定する合算額 |
| 船員保険の被保険者（国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員を除く。以下同じ。）であつた期間 | 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第八條の二第一項第一号に規定する合算額 |
| 国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員であつた期間 | 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一條の三の四第一項第一号に規定する合算額 |
| 地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員等共済組合法施行令（昭和三十三年政令第三百五 | 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十 |

| | |
|---|--|
| 組合の組合員であつた期間 | （十二号）第二十三号の三の三第一号に規定する合算額 |
| 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつた期間 | 私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第一号第一号に規定する合算額 |
| 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による被保険者であつた期間 | 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十四条の二第一号第一号に規定する合算額 |
| 令第二十九号の二の二第二項第六号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日世帯員（同項第三号に規定する基準日世帯員をいう。以下同じ。）が該当する前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に基準日世帯主等が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。 | 令第二十九号の二の二第二項第六号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日世帯主等が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に基準日世帯員が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。 |
| 令第二十九号の二の二第二項第十一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日世帯主等が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に基準日世帯員が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。 | 令第二十九号の二の二第二項第十一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日世帯主等が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に基準日世帯員が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。 |

| | |
|--|--|
| う。次項及び第二十七条の十八において同じ。）であつた者（基準日世帯員を除く。）が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。 | 令第二十九号の二の二第二項第十八号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間（同号に規定する計算期間をいう。）において、基準日世帯員が該当する第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該期間に当該基準日世帯員の被扶養者であつた者（基準日世帯主等を除く。）が受けた外来療養に係る同表の下欄に掲げる額とする。 |
| 令第二十九号の二の二第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額） | 令第二十九号の二の二第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額） |
| 第二十七条の十三の三 令第二十九号の二の二第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、国民健康保険の世帯主等（同条第一号第一号に規定する国民健康保険の世帯主等をいう。以下同じ。）であつた者が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下同じ。）において該当する次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。 | 令第二十九号の二の二第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、国民健康保険の世帯主等（同条第一号第一号に規定する国民健康保険の世帯主等をいう。以下同じ。）であつた者が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下同じ。）において該当する次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。 |
| 健康保険の被保険者 | 健康保険法施行令第四十一条の二第二項において準用する同条第一号各号に掲げる額 |
| 日雇特別被保険者 | 健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十一条の二第二項各号に掲げる額 |
| 船員保険の被保険者 | 船員保険法施行令第八十二条の二第一号各号に掲げる額 |
| 国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員 | 国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第一号各号に掲げる額 |
| 地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員 | 地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の三第三項各号に掲げる額 |
| 私立学校教職員共済法施行令第六号において準用する国家公務員共済組合法施行令第十四条の二の二第一号各号に掲げる額 | 私立学校教職員共済法施行令第六号において準用する国家公務員共済組合法施行令第十四条の二の二第一号各号に掲げる額 |

| | |
|---|--|
| （令第二十九号の二の二第六項において準用する同条第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額） | （令第二十九号の二の二第六項において準用する同条第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額） |
| 第二十七条の十三の四 令第二十九号の二の二第六項において準用する同条第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、国民健康保険の世帯主等であつた者が基準日において該当する次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。 | 令第二十九号の二の二第六項において準用する同条第五項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、国民健康保険の世帯主等であつた者が基準日において該当する次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。 |
| 健康保険の被保険者 | 健康保険法施行令第四十一条の二第二項において準用する同条第一号各号に掲げる額 |
| 日雇特別被保険者 | 健康保険法施行令第四十四条第二項において準用する同令第四十一条の二第二項各号に掲げる額 |
| 船員保険の被保険者 | 船員保険法施行令第八十二条の二第二項において準用する同条第一号各号に掲げる額 |
| 国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員 | 国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第二項において準用する同条第一号各号に掲げる額 |
| 地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員 | 地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の三第二項において準用する同条第一号各号に掲げる額 |
| 私立学校教職員共済法施行令第六号において準用する国家公務員共済組合法施行令第十四条の二の二第一号各号に掲げる額 | 私立学校教職員共済法施行令第六号において準用する国家公務員共済組合法施行令第十四条の二の二第一号各号に掲げる額 |

| | |
|--|---|
| 以下この条において同じ。）が組合等（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条の二第五項に規定する組合等をいう。以下この条において同じ。）の組合員等（同令第十四条の二第六項に規定する組合員等をいう。以下この条において同じ。）であり、かつ、当該基準日後期高齢者医療被保険者の被扶養者等（同令第十四条の二第七項に規定する被扶養者等をいう。以下この条において同じ。）であつた者（基準日世帯被保険者（同令第十四条の二第一号に規定する基準日世帯被保険者をいう。以下この条において同じ。）（基準日後期高齢者医療被保険者を除く。）以下この条において同じ。）が当該基準日後期高齢者医療被保険者の被扶養者等であつた者（基準日世帯被保険者を除く。）が当該組合等の組合員等の被扶養者等（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について令第二十九号の二の二第二項第一号に規定する合算額及び前条で定めるところにより算定した額の合算額 | 以下この条において同じ。）が組合等（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条の二第五項に規定する組合等をいう。以下この条において同じ。）の組合員等（同令第十四条の二第六項に規定する組合員等をいう。以下この条において同じ。）であり、かつ、当該基準日後期高齢者医療被保険者の被扶養者等（同令第十四条の二第七項に規定する被扶養者等をいう。以下この条において同じ。）であつた者（基準日世帯被保険者（同令第十四条の二第一号に規定する基準日世帯被保険者をいう。以下この条において同じ。）（基準日後期高齢者医療被保険者を除く。）以下この条において同じ。）が当該組合等の組合員等の被扶養者等（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について令第二十九号の二の二第二項第一号に規定する合算額及び前条で定めるところにより算定した額の合算額 |
| （令第二十九号の二の二第七項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額） | （令第二十九号の二の二第七項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額） |
| 第二十七条の十三の五 令第二十九号の二の二第七項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次に掲げる額とする。 | 令第二十九号の二の二第七項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次に掲げる額とする。 |
| 一 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条の二の二第一号各号に掲げる額 | 一 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条の二の二第一号各号に掲げる額 |
| 二 計算期間（基準日後期高齢者医療被保険者（令第二十九号の二の二第七項に規定する「基準日後期高齢者医療被保険者」をいう。 | 二 計算期間（基準日後期高齢者医療被保険者（令第二十九号の二の二第七項に規定する「基準日後期高齢者医療被保険者」をいう。 |

いて同じ。)の資格を喪失し、かつ、当該医療
保険加入者の資格を喪失した日以後の当該計算
期間において医療保険加入者とならない場合と
し、同項の厚生労働省令で定める日は、当該日
の前日とする。

(令第二十九条の三第一項第一号、第二号若し
くは第三号、第三項第一号、第二号若しくは第
三号、第四項第二号、第三号若しくは第四号、
第五項第二号、第三号若しくは第四号、第七項
第一号又は第八項第一号イ、ロ若しくはハ若し
くは第二号ロ、ハ若しくはニの療養、特定給付
対象療養又は特定疾病給付対象療養に要した費
用の額の算定)

第二十七条の十四 令第二十九条の三第一項第一
号、第二号若しくは第三号、第三項第一号、第
二号若しくは第三号、第四項第二号、第三号若
しくは第四号、第五項第二号、第三号若しくは
第四号、第七項第一号又は第八項第一号イ、ロ
若しくはハ若しくは第二号ロ、ハ若しくはニに
規定する厚生労働省令で定めるところにより算
定した療養、特定給付対象療養又は特定疾病給
付対象療養に要した費用の額は、令第二十九条
の二第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算
した額、同条第二項に規定する合算した額、同
条第三項第一号及び第二号に掲げる額を合算し
た額若しくは同条第四項に規定する合算した額
に係る療養又は同条第一項第一号イから又まで
に掲げる額に係る特定給付対象療養若しくは特
定疾病給付対象療養に係る療養に係る次の各号
に掲げる区分に従い、当該各号に定める額又は
その合算額とする。

- 一 令第二十九条の二第一項第一号イ及びロに
掲げる額 法第四十五条第二項又は第三項の
規定により算定した費用の額と第五号に掲げ
る額との合計額
- 二 令第二十九条の二第一項第一号ハ及びニに
掲げる額 保険外併用療養費の支給について
の療養につき算定した費用の額(その額が現
に当該療養に要した費用の額を超えるとき
は、当該現に療養に要した費用の額)と第五
号に掲げる額との合計額
- 三 令第二十九条の二第一項第一号ホ及びヘに
掲げる額 法第五十四条第三項の規定により
算定した費用の額(その額が現に当該療養に
要した費用の額を超えるときは、当該現に療
養に要した費用の額)と第五号に掲げる額と
の合計額

四 令第二十九条の二第一項第一号ト及びチに
掲げる額 訪問看護療養費の支給についての
療養につき算定した費用の額と第五号に掲げ
る額との合計額

五 令第二十九条の二第一項第一号リ及びヌに
掲げる額 特別療養費の支給についての療養
につき算定した費用の額(その額が現に当該
療養に要した費用の額を超えるときは、当該
現に療養に要した費用の額)

第二十七条の十四の二 市町村又は組合は、被保
険者が令第二十九条の三第一項各号又は第三項
各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき
は、当該被保険者の属する世帯の世帯主が保
険料を滞納していることを確認した場合(第五
条の八第一項の規定により世帯主が届書を提出
し、当該世帯主が滞納している保険料につき令
第一条に定める特別の事情があると認められ
る場合又は市町村若しくは組合が適当と認める場
合を除く。)を除き、有効期限を定めて、令第
二十九条の四第一項第一号又は第二号の規定に
よる認定(以下この条において「認定」とい
う。)を行わなければならない。

2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の
属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の
各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める
様式による限度額適用認定証(以下この条にお
いて「限度額適用認定証」という。)の交付を
受けようとするものから申請書の提出があつた
ときは、限度額適用認定証を、当該世帯主又は
組合員に交付しなければならない。ただし、当
該被保険者が減額認定証の交付を受けており、
市町村又は組合が当該減額認定証に限度額適用
認定証を兼ねる旨を明記した場合は、この限り
でない。

- 一 市町村 様式第一号の八による限度額適用
認定証
- 二 組合 様式第一号の八の二による限度額適
用認定証

3 認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主
又は組合員が前項の規定により限度額適用認定
証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた
被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至
つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、
限度額適用認定証を当該世帯主が住所を有する
市町村又は組合に返還しなければならない。

一 令第二十九条の四第一項第一号イに掲げる
者が令第二十九条の三第一項第一号イに掲げる
場合に該当しなくなつたとき、令第二十九条
の四第一項第一号ロに掲げる者が令第二十九
条の三第一項第二号に掲げる場合に該当しな
くなつたとき、令第二十九条の四第一項第一
号ハに掲げる者が令第二十九条の三第一項第
三号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、
令第二十九条の四第一項第一号ニに掲げる者
が令第二十九条の三第一項第四号に掲げる場
合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十
九条の四第一項第一号ホに掲げる者が令第二十
九条の三第一項第五号に掲げる場合に該当
しなくなつたとき又は令第二十九条の四第一
項第二号イに掲げる者が令第二十九条の第三
項第一号に掲げる場合に該当しなくなつた
とき、令第二十九条の四第三項第二号ロに掲
げる者が令第二十九条の三第三項第二号に
掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第二十
九条の四第一項第二号ハに掲げる者が令第二
十九条の三第三項第三号に掲げる場合に該当
しなくなつたとき、令第二十九条の四第一項
第二号ニに掲げる者が令第二十九条の第三
項第四号に掲げる場合に該当しなくなつた
とき若しくは令第二十九条の四第一項第二号
ホに掲げる者が令第二十九条の三第三項第五
号に掲げる場合に該当しなくなつたとき。

二 限度額適用認定証の有効期限に至つた場合
であつて、当該市町村又は組合から限度額適
用認定証の返還の求めがあつたとき。

4 市町村又は組合は、第二項の規定により限度
額適用認定証の交付を受けた場合であつて、認
定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は
組合員が、当該認定後に保険料を滞納した場合
においては、第五条の八第一項(第二十条にお
いて準用する場合を含む。)の規定による届出
により当該保険料の滞納につき令第一条に定め
る特別の事情があると認められる場合又は当該
市町村又は組合が適当と認められる場合を除き、当
該世帯主に対し限度額適用認定証の返還を求め
ることができる。この場合における特別の事情
に関する届出に係る届書については、第五条の
八第三項の規定を準用する。

5 第七条の二(第三項ただし書を除く。)及び
第二十六条の三第五項から第八項までの規定
は、限度額適用認定証について準用する。

6 認定を受けた被保険者は、保険医療機関等又
は指定訪問看護事業者について療養を受けよう
とするときは、それぞれ当該保険医療機関等又
は指定訪問看護事業者において、認定を受けて
いることの確認を受けなければならない。この
場合において、当該認定を受けた者が、第二十
九条の五(第一項第三号を除く。)に規定する
方法により被保険者であることの確認を受け、
当該療養を受けようとするとき(当該保険医療
機関等又は指定訪問看護事業者において、認定
を受けていることの電子的確認を受けることが
できる場合を除く。)、被保険者証又は処方
せんに添えて、限度額適用認定証を当該保険医
療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しな
ければならない。

とすると、令第二十九条の四第一項第一号イ、ロ若しく
はハ、第二号イ、ロ若しくはハ、第三号ロ、ハ
若しくはニ又は第四号ロ、ハ若しくはニの療養
に要した費用の額の算定)

第二十七条の十四の三 第二十七条の十四の規定
は、令第二十九条の四第一項第一号イ、ロ若しく
はハ、第二号イ、ロ若しくはハ、第三号ロ、ハ
若しくはニ又は第四号ロ、ハ若しくはニに規
定する厚生労働省令で定めるところにより算定
した療養に要した費用の額について準用する。
(令第二十九条の四第一項第三号ハ若しくはニ
又は第四号ハ若しくはニの市町村又は組合の認
定)

2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の
属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の
各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める
様式による限度額適用認定証(以下この条にお
いて「限度額適用認定証」という。)の交付を
受けようとするものから申請書の提出があつた
ときは、限度額適用認定証を、当該世帯主又は
組合員に交付しなければならない。

- 一 市町村 様式第一号の八の三による限度額
適用認定証
- 二 組合 様式第一号の八の四による限度額適
用認定証

3 認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主
又は組合員が前項の規定により限度額適用認定
証を受けた被保険者は、保険医療機関等又
は指定訪問看護事業者について療養を受けよう
とするときは、それぞれ当該保険医療機関等又
は指定訪問看護事業者において、認定を受けて
いることの確認を受けなければならない。この
場合において、当該認定を受けた者が、第二十
九条の五(第一項第三号を除く。)に規定する
方法により被保険者であることの確認を受け、
当該療養を受けようとするとき(当該保険医療
機関等又は指定訪問看護事業者において、認定
を受けていることの電子的確認を受けることが
できる場合を除く。)、被保険者証又は処方
せんに添えて、限度額適用認定証を当該保険医
療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しな
ければならない。

証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、限度額適用認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。

一 令第二十九条の四第一項第三号に掲げる者が令第二十九条の三第四項第三号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第三号二に掲げる者が令第二十九条の三第五項第三号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第四号二に掲げる者が令第二十九条の三第五項第四号に掲げる場合に該当しなくなつたとき。

二 限度額適用認定証の有効期限に至つた場合であつて、当該市町村又は組合から限度額適用認定証の返還の求めがあつたとき。

4 第七条の二(第三項ただし書を除く。)及び第二十六条の二(第五項から第八項までの規定は、限度額適用認定証について準用する。)

5 認定を受けた被保険者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該認定を受けた者が、第二十四号の五(第一項第三号を除く。)に規定する方法により被保険者であること、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。は、被保険者証又は処方せんに添えて、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。

(令第二十九条の四第一項第三号若しくは、(令第二十九号若しくは)又は第五号口の市町村又は組合の認定)

第二十七条の十四の五 市町村又は組合は、被保険者が令第二十九条の三第四項第五号若しくは第六号、第五項第五号若しくは第六号又は第六項第二号に掲げる場合のいずれかに該当している場合には、令第二十九条の四第一項第三号若しくは、(令第二十九号若しくは)又は第五号口の規定による認定(以下この条において「認定」という。)を行わなければならない。

2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による限度額適用・標準負担額認定証(以下「限度額適用・減額認定証」という。)の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、限度額適用・減額認定証を、当該世帯主又は組合員に有効期限を定めて交付しなければならない。

一 市町村 様式第一号の九による限度額適用・標準負担額減額認定証

二 組合 様式第一号の九の二による限度額適用・標準負担額減額認定証

3 認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により限度額適用・減額認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、限度額適用・減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。

一 令第二十九条の四第一項第三号に掲げる者が令第二十九条の三第四項第五号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九号の四第一項第三号二に掲げる者が令第二十九号の三第五項第三号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第二十九号の四第一項第四号に掲げる者が令第二十九号の三第五項第五号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九号の四第一項第四号二に掲げる者が令第二十九号の三第五項第六号に掲げる場合に該当しなくなつたとき又は令第二十九号の四第一項第五号に掲げる者が令第二十九号の三第六項第二号に掲げる場合に該当しなくなつたとき。

二 限度額適用・減額認定証の有効期限に至つた場合であつて、当該市町村又は組合から限度額適用・減額認定証の返還の求めがあつたとき。

4 第七条の二(第三項ただし書を除く。)及び第二十六条の三(第五項から第八項までの規定は、限度額適用・減額認定証について準用する。)

5 認定を受けた被保険者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けようとするときは、それぞれ当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該認定を受けた者が、第二十四号の五(第一項第三号を除く。)に規定する方法により被保険者であること、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において、認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。は、被保険者証又は処方せんに添えて、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。

(令第二十九号若しくは)又は第五号口の市町村又は組合の認定)

第二十七条の十五 令第二十九条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者が保険医療機関等について受ける療養については、次のとおりとする。

一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

四 削除

五 麻薬及び向精神薬取締法第五十八条の十七第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

六 母子保健法第二十条の養育医療の給付

七 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

七の二 石綿による健康被害の救済に関する法律第四十条第一項の医療費の支給

七の三 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第一項の定期検査費又は同法第十三条第一項の母子感染防止医療費の支給

七の四 難病の患者に対する医療等に関する法律第五十条第一項の特定医療費の支給

八 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

令第二十九条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者が指定訪問看護事業者について受ける療養については、次のとおりとする。

一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

四 削除

五 麻薬及び向精神薬取締法第五十八条の十七第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

六 母子保健法第二十条の養育医療の給付

七 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

七の二 石綿による健康被害の救済に関する法律第四十条第一項の医療費の支給

規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

四の二 石綿による健康被害の救済に関する法律

四の三 難病の患者に対する医療等に関する法律

五 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

(月間の高額療養費の支給申請)

第二十七条の十六 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第五十七条の二の規定により高額療養費(令第二十九条の二の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条及び次条において同じ。)の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額療養費支給申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。

一 被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者(ロにおいて「病院等」という。)について受けた療養(七十歳に達する日の属する月以前の療養にあつては、当該療養に係る令第二十九条の二第一項第一号イからヌまでに掲げる額が二万二千円(令第二十九条の三第六項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円)以上であるものに限る。)についてそれぞれ次に掲げる事項

イ その療養を受けた被保険者の氏名及び個人番号

ロ その療養を受けた病院等の名称及び所在地

ハ 傷病名

ニ 療養期間

ホ その療養につき支払つた令第二十九条の二第一項第一号イからヌまでに掲げる額

ヘ その療養が令第二十九条の二第一項第一号に規定する特定給付対象療養であるときはその旨及び同項に規定する費用として支払つた額

二 支給を受けようとする高額療養費に係る療養があつた月以前の十二月間に受けた療養について当該被保険者より令第二十九条の二第一項から第四項までの規定による高額療養費が支給されている月数が三月以上あるときは、その旨及びその高額療養費に係る療養があつた年月

三 被保険者記号・番号

2 高額療養費に係る療養が、令第二十九条の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養であるときは、前項の申請書には同項第一号へに掲げる額に関する証拠書類を添付しなければならない。

3 令第二十九条の二第一項又は第二項の規定による高額療養費が、令第二十九条の三第一項第一号又は第三項第二号の規定によらないものであるときは、第一項の申請書にはその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村又は組合は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

4 高額療養費が、令第二十九条の三第一項第五号又は第四項第五号若しくは第六号の規定によるものであるときは、第一項の申請書にはその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村又は組合は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第二十七条の十七 市町村は、世帯主による高額療養費の支給申請に関する手続について、前条及び次条の規定にかかわらず、別段の定めをすることができる。

(年間の高額療養費の支給申請等)

第二十七条の十七の二 基準日世帯主等(以下この条において「申請者」という。)は、法第五十七条の二の規定により高額療養費(令第二十九条の二の二第一項の規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。)の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額療養費支給申請書を、当該申請者が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。ただし、計算期間において申請者が当該市町村又は組合の被保険者として受けた療養に係る高額療養費の支給を受けようとするときであつて、当該申請者が基準日において当該市町村又は組合の被保険者でないときは、この限りでない。

一 申請者及び基準日世帯員の氏名、生年月日及び個人番号

二 計算期間の始期及び終期

三 申請者が計算期間における当該市町村又は組合の国民健康保険の世帯主等であつた間、高額療養費に係る外来療養を受けた者の氏名及びその年月

四 申請者及び基準日世帯員が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者(高齢者の医療の確保に関する法律第七條第二項に規定する保険者及び同法第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。)の名称及びその加入期間

五 被保険者記号・番号

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる証明書は、記載すべき額が零であつて前項の申請書にその旨を記載した場合、又は市町村若しくは組合が同項第四号に掲げる医療保険者から令第二十九条の二の二第一項第二号、第四号から第六号まで、第八号、第十号から第十二号まで、第十四号及び第十六号から第十八号までに掲げる額に関する情報の提供を受ける場合は、添付を省略することができる。市町村又は組合は、第二号に掲げる所得区分を証する書類は、当該所得区分を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 令第二十九条の二の二第一項第二号、第四号から第六号まで、第八号、第十号から第十二号まで、第十四号及び第十六号から第十八号までに掲げる額に関する証明書類

二 基準日における申請者の所得区分を証する書類

3 市町村又は組合は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、前項第一号の証明書を交付した者又は同項ただし書に規定する情報を提供した者に対し、次に掲げる事項を遅滞なく通知しなければならない。

一 当該申請者に適用される令第二十九条の二の二第一項に規定する基準日世帯主等合算額、基準日世帯員合算額及び元世帯員合算額

二 その他高額療養費の支給に必要な事項

4 精算対象者(計算期間の途中で死亡した世帯員(令第二十九条の二の二第八項に規定する世帯員をいう。次条、第二十七条の二十六及び第二十七条の二十七において同じ。))その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。))と当該死亡した日その他これに準ずる日において同一の世帯に属する国民健康保険の世帯主等は、当該精算対象者に係る高額療養費等の額の算定の申請を行うことができる。この場合において、当該申請を行う者を第一項の申請者とみなして、同項及び第二項の規定を適用する。

5 前項の申請があつた場合においては、第三項中「通知しなければならない。」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者(計算期間の途中で死亡した世帯員(令第二十九条の二の二第八項に規定する世帯員をいう。))その他これに準ずる者をいう。」に対する証明書を交付した者及び同項ただし書に規定する情報を提供した者以外のものに対する通知は省略することができる。」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(年間の高額療養費の支給及び証明書の交付申請等)

第二十七条の十七の三 計算期間において市町村又は組合の国民健康保険の世帯主等であつた者(以下この条において「申請者」という。)は、法第五十七条の二の規定により高額療養費(令第二十九条の二の二第二項から第七項までの規定により支給される高額療養費に限る。以下この条において同じ。)の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額療養費支給申請書を当該申請者が計算期間において住所を有していた市町村又は組合に提出しなければならない。ただし、第三項第三号に掲げる額が零である場合にあつては、この限りでない。

一 申請者及び計算期間においてその世帯員であつた者の氏名、生年月日及び個人番号

二 計算期間の始期及び終期

三 基準日加入する医療保険者の名称

四 申請者が計算期間における当該市町村又は組合の国民健康保険の世帯主等であつた間に、高額療養費に係る外来療養を受けた者の氏名及びその年月

五 被保険者記号・番号

2 前項の申請書には、基準日における申請者の所得区分を証する書類を添付しなければならない。

3 市町村又は組合は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、申請者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書(令第二十九条の二の二第一項第三号、第九号及び第十五号に掲げる額に関する証明書を除く。)を交付しなければならない。ただし、第六項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一 申請者の氏名及び生年月日

二 申請者が計算期間において当該市町村又は組合の国民健康保険の世帯主等であつた期間

三 計算期間(申請者が当該市町村又は組合の国民健康保険の世帯主等であつた間に限る。)

において、当該申請者が当該市町村又は組合の被保険者（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る令第二十九条の二の二第一項第一号に規定する合算額又は計算期間（申請者が当該市町村又は組合の国民健康保険の世帯主等であり、かつ、当該申請者の世帯員であつた者が当該申請者の世帯員であつた間に限る。）において、当該申請者の世帯員であつた者が当該市町村又は組合の被保険者（法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る令第二十九条の二の二第一項第一号に規定する合算額

四 当該市町村又は組合の名称及び所在地
五 被保険者記号・番号
六 その他必要な事項

4 第一項の規定による申請書の提出を受けた市町村又は組合は、当該申請に係る基準日の翌日から二年以内と同項第三号に掲げる医療保険者から高額療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請に関する確認を行ったときは、当該申請書は提出されなかつたものとみなすことができる。

5 市町村又は組合は、精算対象者（計算期間の途中で死亡した者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）に係る高額療養費の額の算定に必要な第三項の証明書の交付申請を、当該市町村又は組合の国民健康保険の世帯主等であつた者（当該精算対象者を除く。）から受けたときは、当該申請書に、当該証明書を交付しななければならない。

6 第一項の申請書は、同項第三号に掲げる医療保険者を経由して提出することができる。この場合において、当該医療保険者を経由して当該申請書の提出を受けた市町村又は組合は、当該医療保険者に対し、第三項第二号から第六号までに掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。

（令第二十九条の四の二第一項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第二十七条の十八 令第二十九条の四の二第一項第五号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、計算期間において、基準日において被保険者である基準日世帯主等又は基準日世帯員が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の

| | | |
|---|---|-------------------------------|
| 区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者とその被扶養者であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる額とする。 | 一 健康保険の被保険者であつた期間 | 健康保険法施行令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額 |
| 二 日雇特例被保険者であつた期間 | 健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号に規定する合算額 | |
| 三 船員保険の被保険者であつた期間 | 船員保険法施行令第十一條第一項第一号に規定する合算額 | |
| 四 国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員（防衛省の職員）の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第七條の三第一項に規定する自衛官等（以下「自衛官等」という。）を除く。）であつた期間 | 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七條の六の四第一項第一号に規定する合算額 | |
| 五 自衛官等であつた期間 | 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七條の六の四第一項第一号に規定する合算額 | |
| 六 地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員であつた期間 | 地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第一項第一号に規定する合算額 | |
| 七 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済組合の組合員であつた期間 | 私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六 | |

| | |
|---------------------------------|--|
| 八 済制度の加入者であつた期間 | の二第一項第一号に規定する合算額 |
| 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者であつた期間 | 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條の二第一項第一号に規定する合算額 |

（令第二十九条の四の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）

第二十七条の十九 令第二十九条の四の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 令第二十九条の四の二第一項第一号から第四号までに掲げる額に相当する額 当該各号に掲げる額について、それぞれ七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係る同項第一号イ及びロに掲げる額を合算した額から次に掲げる額を控除した額

イ 令第二十九条の二第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費控除率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額（同項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額）を乗じて得た額）を乗じて得た額

ロ 令第二十九条の二第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額

ハ 令第二十九条の二の二第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額

二 令第二十九条の四の二第一項第五号に掲げる額に相当する額 同号に規定する療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に限る。）に係る額として、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額に読み替えて適用する同条の規定によりそれぞれ算定した額

| | |
|-----|---|
| 一の項 | 健康保険法施行令第四十三条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。） |
|-----|---|

の合算額（同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費控除率（同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額）とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第四十一条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、健康保険法第五十三条に規定するその他の給付として同号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）に係る負担を軽減するための金品が支給される場合にあつては、当該金品に相当する額を控除した額とする。）

| | |
|-----|---|
| 二の項 | 健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費控除率（同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項から第五項ま |
|-----|---|

| | | |
|---|--|--|
| <p>項の四</p> <p>国家公務員共済組合法施行令第十一 条の三の六の二第一項第一号イ及び ロに掲げる金額（七十歳に達する日 の属する月の翌月以後に受けた療養 に係るものに限る。）の合算額（同令 第十一条の三の三第一項の規定によ り高額療養費が支給される場合にあ つては、当該支給額に七十歳以上高 額療養費按分率（同条第三項に規定 する七十歳以上一部負担金等世帯合 算額から同項の規定により支給され る高額療養費の額を控除した額を同 条第一項に規定する一部負担金等世 帯合算額で除して得た率をいう。）を 乗じて得た額を控除した額とし、同 条第三項から第五項までの規定によ り高額療養費が支給される場合に あつては、当該支給額を控除した額と し、同令第十一条の三の四の規定に より高額療養費が支給される場合に</p> | <p>項の三</p> <p>船員保険法施行令第十一条第一項第 一号イ及びロに掲げる額（七十歳に 達する日の属する月の翌月以後に受 けた療養に係るものに限る。）の合算 額（同令第九条第一項の規定により 高額療養費が支給される場合にあつ ては、当該支給額に七十歳以上高額 療養費按分率（同条第三項に規定す る七十歳以上一部負担金等世帯合算 額から同項の規定により支給される 高額療養費の額を控除した額を同条 第一項に規定する一部負担金等世帯 合算額で除して得た率をいう。）を乗 じて得た額を控除した額とし、同条 第三項から第五項までの規定により 高額療養費が支給される場合にあつ ては、当該支給額を控除した額とし、 同令第八条の二の規定により高額療 養費が支給される場合にあつては、 当該支給額を控除した額とする。）</p> | <p>での規定により高額療養費が支給さ れる場合にあつては、当該支給額を 控除した額とし、同令第四十四条第 二項又は第三項において準用する同 令第四十一条の二の規定により高額 療養費が支給される場合にあつては、 当該支給額を控除した額とする。）</p> |
|---|--|--|

| | | |
|--|---|---|
| <p>項の六</p> <p>地方公務員等共済組合法施行令第二 十三條の三の六第一項第一号イ及び ロに掲げる金額（七十歳に達する日 の属する月の翌月以後に受けた療養 に係るものに限る。）の合算額（同令 第二十三條の三の二第一項の規定に より高額療養費が支給される場合に あつては、当該支給額に七十歳以上 高額療養費按分率（同条第三項に規 定する七十歳以上一部負担金等世帯</p> | <p>項の五</p> <p>あつては、当該支給額を控除した額 とし、国家公務員共済組合法第五十 二条に規定する短期給付として同号 イ及びロに掲げる金額（七十歳に達 する日の属する月の翌月以後に受け た療養に係るものに限る。）に係る負 担を軽減するための給付が行われる 場合にあつては、当該給付に相当す る額を控除した額とする。）</p> <p>防衛省の職員の給与等に関する法律 施行令第十七条の六の四第一項第一 号イ及びロに掲げる金額（七十歳に 達する日の属する月の翌月以後に受 けた療養に係るものに限る。）の合算 額（国家公務員共済組合法施行令第 十一条の三の三第一項の規定により 高額療養費が支給される場合にあつ ては、当該支給額に七十歳以上高額 療養費按分率（同条第三項に規定す る七十歳以上一部負担金等世帯合算 額から同項の規定により支給される 高額療養費の額を控除した額を同条 第一項に規定する一部負担金等世帯 合算額で除して得た率をいう。）を乗 じて得た額を控除した額とし、同条 第三項から第五項までの規定により 高額療養費が支給される場合にあつ ては、当該支給額を控除した額とし、 国家公務員共済組合法第五十二条に 規定する短期給付として同令第十一 条の三の六の二第一項第一号イ及び ロに掲げる金額（七十歳に達する日 の属する月の翌月以後に受けた療養 に係るものに限る。）に係る負担を軽 減するための給付が行われる場合に あつては、当該給付に相当する額を 控除した額とする。）</p> | <p>あつては、当該支給額を控除した額 とし、国家公務員共済組合法第五十 二条に規定する短期給付として同号 イ及びロに掲げる金額（七十歳に達 する日の属する月の翌月以後に受け た療養に係るものに限る。）に係る負 担を軽減するための給付が行われる 場合にあつては、当該給付に相当す る額を控除した額とする。）</p> |
|--|---|---|

| | |
|--|---|
| <p>項の七</p> <p>私立学校教職員共済法施行令第六 条において準用する国家公務員共済組 合法施行令（以下この号において 「準用国共済法施行令」という。）第 十一条の三の六の二第一項第一号イ 及びロに掲げる金額（七十歳に達す る日の属する月の翌月以後に受けた 療養に係るものに限る。）の合算額 （準用国共済法施行令第十一条の三の 三第一項の規定により高額療養費が 支給される場合にあつては、当該支 給額に七十歳以上高額療養費按分率 （同条第三項に規定する七十歳以上一 部負担金等世帯合算額から同項の規 定により支給される高額療養費の額 を控除した額を同条第一項に規定す る一部負担金等世帯合算額で除して 得た率をいう。）を乗じて得た額を控 除した額とし、同条第三項から第五 項までの規定により高額療養費が支 給される場合にあつては、当該支給 額を控除した額とし、同令第十一条 の三の四の規定により高額療養費が 支給される場合にあつては、当該支 給額を控除した額とし、私立学校教 職員共済法第二十条第三項に規定す る短期給付として同号イ及びロに掲 げる金額（七十歳に達する日の属す</p> | <p>合算額から同項の規定により支給さ れる高額療養費の額を控除した額を 同条第一項に規定する一部負担金等 世帯合算額で除して得た率をいう。） を乗じて得た額を控除した額とし、 同条第三項から第五項までの規定に より高額療養費が支給される場合に あつては、当該支給額を控除した額 とし、同令第二十三条の三の三の規 定により高額療養費が支給される場 合にあつては、当該支給額を控除し た額とし、地方公務員等共済組合法 第五十四条に規定する短期給付とし て同号イ及びロに掲げる金額（七十 歳に達する日の属する月の翌月以後 に受けた療養に係るものに限る。）に 係る負担を軽減するための給付が行 われる場合にあつては、当該給付に 相当する額を控除した額とする。）</p> |
|--|---|

| | | |
|---|---|---|
| <p>二</p> <p>日雇特別被 保険者又は その被扶養 者</p> | <p>第一欄</p> <p>健康保険の 被保険者又 はその被扶 養者</p> <p>健康保険法施行令第四十三 条の二第一項各号（同条第 三項において準用する場合 を含む。）に掲げる額</p> | <p>項の八</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律施 行令第十六条の二第一項第一号イ及 びロに掲げる額の合算額（七十歳に 達する日の属する月の翌月以後に受 けた療養に係るもの限り、当該療 養について同令第十四条第一項、第 二項、第三項及び第六項の規定によ り高額療養費が支給される場合にあ つては、当該支給額を控除した額と し、同令第十四条の二の規定により 高額療養費が支給される場合にあつ ては、当該支給額を控除した額とす る。）</p> <p>三 令第二十九条の四の二第一項第六号に掲 げる額に相当する額 七十歳に達する日の属す る月の翌月以後に受けた同号に規定する居宅 サービス等に係る同号に掲げる額</p> <p>四 令第二十九条の四の二第一項第七号に掲 げる額に相当する額 七十歳に達する日の属す る月の翌月以後に受けた同号に規定する介護 予防サービス等に係る同号に掲げる額</p> <p>（令第二十九条の四の二第五項の厚生労働省令 で定めるところにより算定した第一項各号に掲 げる額に相当する額）</p> <p>第二十七条の二十 令第二十九条の四の二第五項 の厚生労働省令で定めるところにより算定した 同条第一項各号に掲げる額に相当する額は、国 民健康保険の世帯主等であつた者が基準日にお いて該当する次の表の第一欄に掲げる者の区分 に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる額とす る。</p> |
|---|---|---|

| | | |
|---|--|--|
| 三 | 船員保険の被保険者又はその被扶養者 | 四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額 |
| 四 | 国家公務員共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員（自衛官等を除く。）又はその被扶養者（自衛官等の被扶養者を含む。） | 国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第二項各号（同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額 |
| 五 | 自衛官等 | 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第一項各号に掲げる額 |
| 六 | 地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合の組合員又はその被扶養者 | 地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第一項各号（同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額 |
| 七 | 私立学校教職員共済法による私立学校教職員共済制度の加入者又はその被扶養者 | 私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額 |

（令第二十九条の四の二第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額）
 第二十七条の二十一 令第二十九条の四の二第六項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる額を、次の表の下欄に掲げる額

| | | |
|---|---|---------------------------------|
| 一 | 健康保険法施行令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額 | にそれぞれ読み替えて適用する同条の規定により算定した額とする。 |
| 二 | 健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額 | |
| 三 | 船員保険法施行令第十一条第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額 | |
| 四 | 国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第二項の財務省令で定めるところにより算定した金額 | |
| 五 | 地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第二項の総務省令で定めるところにより算定した金額 | |
| 六 | 私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第二項の文部科学省令で定めるところにより算定した金額 | |
| 七 | （令第二十九条の四の二第七項の厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額） 第二十七条の二十二 令第二十九条の四の二第七項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、同条第一項各号に掲げる額に相当する額は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項各号に掲げる額とする。 （令第二十九条の四の三第一項第一号、第三号、第四号若しくは第五号及び第三項第六号の厚生労働省令で定める日） 第二十七条の二十三 令第二十九条の四の三第一項第二号、第三号、第四号若しくは第五号及び第三項第六号の厚生労働省令で定める日は、基準日の属する月の初日その他これに準ずる日とする。 （介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え） 第二十七条の二十四 令第二十九条の四の三第四項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 | |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| 健康保険法施行令第四十三条の二第二項 | 健康保険法施行令第四十四条第五項 | 船員保険法施行令第十二条第一項及び第二項 | 国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第三項及び第二項 | 防衛省の給職員の給 |
| 次掲げる者 | 次掲げる者 | 次掲げる者 | 次掲げる者 | 次掲げる者 |
| 国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者にあつては次の各号に掲げる当該組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者 | 国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者にあつては次の各号に掲げる当該組合員である者にあつては次の各号に掲げる当該組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者 | 国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者にあつては次の各号に掲げる当該組合員である者にあつては次の各号に掲げる当該組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者 | 国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者にあつては次の各号に掲げる当該組合員である者にあつては次の各号に掲げる当該組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者 | 国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者にあつては次の各号に掲げる当該組合員である者にあつては次の各号に掲げる当該組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者 |

| | | | |
|--|--|--|---|
| 与等に関する法律施行令第十七条の五第一項 | 地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の七第一項及び第二項 | 私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第三項及び第二項 | （令第二十九条の四の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額） 第二十七条の二十五 令第二十九条の四の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、当該市町村又は組合の国民健康保険の世帯主等であつた者が、計算期間において医療保険加入者の資格を喪失し、かつ、当該医療保険加入者の資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者とならない場合とし、令第二十九条の四の二第二項の厚生労働省令で定める日は、当該日の前日とする。 |
| 次掲げる者 | 次掲げる者 | 次掲げる者 | 次掲げる者 |
| 国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者にあつては次の各号に掲げる当該組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者 | 国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者にあつては次の各号に掲げる当該組合員である者にあつては次の各号に掲げる当該組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者 | 国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者にあつては次の各号に掲げる当該組合員である者にあつては次の各号に掲げる当該組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者 | 国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第五項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者にあつては次の各号に掲げる当該組合員である者にあつては次の各号に掲げる当該組合員の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者 |

施設サービス費をいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限り。以下同じ。）介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限り。以下同じ。）若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス（同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限り。以下同じ。）を受けていた者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

二 傷病名及び資格を喪失した際を受けていた療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくは特別介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受け始めた年月日

三 資格を喪失した際療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養を受けていた保険医療機関等若しくは訪問看護ステーション又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくは特別介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受け

介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けていた同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者の当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所、同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス（以下この号において「基準該当居宅サービス」という。）を行う事業所、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者の当該指定に係る地域密着型サービス以外の地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所、同法第八十二条第五項に規定する介護保険施設、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所、同法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービス（以下この号において「基準該当介護予防サービス」という。）を行う事業所若しくは指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所の名称及び所在地

四 現に療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養を受けている保険医療機関等又は訪問看護ステーションの名称及び所在地

五 被保険者記号・番号

二 前項の規定による申請書が提出されたときは、市町村又は組合は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による特別療養証明書（以下この条において「特別療養証明書」という。）を、遅滞なく、前項の者の属する世帯の世帯主又は組合員に交付しなければならない。ただし、前項の者が被保険者の資格を喪失した際その世帯主又は組合員が前項の者に係る被保険者資格証明書の交付を受けていた場合は、この限りでない。

一 市町村 様式第二による特別療養証明書

二 組合 様式第二の二による特別療養証明書

三 第一項の者（前項ただし書の規定により特別療養証明書が世帯主又は組合員に交付されてい

ない第一項の者を除く。）は、自己の選定する保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に特別療養証明書を提出して受けるものとする。

四 被保険者の資格喪失後療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受ける者がその給付又は支給を受けなくなつたときは、その者の属する世帯の世帯主又は組合員は、遅滞なく、特別療養証明書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。

五 被保険者の資格喪失後療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受ける者の氏名又は住所の変更があつたときは、その者の属する世帯の世帯主又は組合員は、その旨、変更の年月日及び個人番号を記載した届書に特別療養証明書を添えて、五日以内に、当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。ただし、世帯主又は組合員が第二項ただし書の規定により特別療養証明書の交付を受けたくない場合には、特別療養証明書を添えることを要しない。

六 世帯主又は組合員は、特別療養証明書を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。

七 特別療養証明書を破り、汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その特別療養証明書を添えなければならない。

八 世帯主又は組合員は、特別療養証明書の再交付を受けた後、失つた特別療養証明書を発見したときは、直ちに、発見した特別療養証明書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。

九 世帯主又は組合員は、第二項ただし書の規定により特別療養証明書の交付を受けていない場合において、令第一条の二（令第二十五条の二）において準用する場合を含む。）に定める特別の事情があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。

一 世帯主又は組合員の氏名、住所及び個人番号

二 保険料を納付することができない理由

10 第五条の八第三項の規定は前項の届出に準用する。

11 市町村又は組合は、第九項の規定により当該市町村の区域内に住所を有する世帯主又は組合員から届書の提出を受けたときは、速やかに、様式第二による特別療養証明書を当該世帯主又は組合員に交付しなければならない。（申請書の記載事項）

第二十八条の二 第七条、第七条の四、第二十四条の三、第二十六条の三、第二十六条の五、第二十六条の六の四、第二十七条、第二十七条の五、第二十七条の十一、第二十七条の十三、第二十七条の十四の二、第二十七条の十四の四、第二十七条の十四の五、第二十七条の十六及び前条の申請書には、申請人の氏名、住所、個人番号及び申請年月日（第七条第一項第二号に掲げる書類を提示する場合の同条又は第七条の四の申請書にあつては申請人の氏名、住所及び申請年月日、第二十七条の申請書にあつては申請人の氏名又は個人番号、住所及び申請年月日）を記載しなければならない。

（診療報酬請求書の審査）

第二十九条 診療報酬請求書の審査は、診療報酬請求書の提出を受けた日の属する月の末日までに行わなければならない。

（再度の考案）

第三十条 前条の規定による審査につき苦情がある者は、再度の考案を求めることができる。

第三十一条 市町村及び組合は、審査が終わつた日の属する月の翌月末までに、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に当該審査に係る診療報酬を支払うものとする。

（診療報酬支払に要する費用の預託）

第三十二条 法第四十五条第五項の規定により保険者から診療報酬の支払に関する事務の委託を受けた連合会は、当該保険者から、毎月、当該保険者が過去三箇月において最高額の費用を要した月の診療報酬のおおむね十分の四箇月分に相当する金額の預託を受けるものとする。（法第六十三条の二第一項の厚生労働省令で定める期間）

第三十二条の二 法第六十三条の二第一項の厚生労働省令で定める期間は、一年六月間とする。（特別の事情に関する届出）

第三十二条の三 世帯主又は組合員は、保険者が保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止め

ない第一項の者を除く。）は、自己の選定する保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に特別療養証明書を提出して受けるものとする。

二 保険料を納付することができない理由

10 第五条の八第三項の規定は前項の届出に準用する。

11 市町村又は組合は、第九項の規定により当該市町村の区域内に住所を有する世帯主又は組合員から届書の提出を受けたときは、速やかに、様式第二による特別療養証明書を当該世帯主又は組合員に交付しなければならない。（申請書の記載事項）

第二十八条の二 第七条、第七条の四、第二十四条の三、第二十六条の三、第二十六条の五、第二十六条の六の四、第二十七条、第二十七条の五、第二十七条の十一、第二十七条の十三、第二十七条の十四の二、第二十七条の十四の四、第二十七条の十四の五、第二十七条の十六及び前条の申請書には、申請人の氏名、住所、個人番号及び申請年月日（第七条第一項第二号に掲げる書類を提示する場合の同条又は第七条の四の申請書にあつては申請人の氏名、住所及び申請年月日、第二十七条の申請書にあつては申請人の氏名又は個人番号、住所及び申請年月日）を記載しなければならない。

（診療報酬請求書の審査）

第二十九条 診療報酬請求書の審査は、診療報酬請求書の提出を受けた日の属する月の末日までに行わなければならない。

（再度の考案）

第三十条 前条の規定による審査につき苦情がある者は、再度の考案を求めることができる。

第三十一条 市町村及び組合は、審査が終わつた日の属する月の翌月末までに、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に当該審査に係る診療報酬を支払うものとする。

（診療報酬支払に要する費用の預託）

第三十二条 法第四十五条第五項の規定により保険者から診療報酬の支払に関する事務の委託を受けた連合会は、当該保険者から、毎月、当該保険者が過去三箇月において最高額の費用を要した月の診療報酬のおおむね十分の四箇月分に相当する金額の預託を受けるものとする。（法第六十三条の二第一項の厚生労働省令で定める期間）

第三十二条の二 法第六十三条の二第一項の厚生労働省令で定める期間は、一年六月間とする。（特別の事情に関する届出）

第三十二条の三 世帯主又は組合員は、保険者が保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止め

ない第一項の者を除く。）は、自己の選定する保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に特別療養証明書を提出して受けるものとする。

ない第一項の者を除く。）は、自己の選定する保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に特別療養証明書を提出して受けるものとする。

ている場合において、令第二十九条の五において準用する令第一条に定める特別の事情があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、保険者に提出しなければならない。

一 世帯主又は組合員の氏名 住所及び個人番号

二 保険料を納付することができない理由
三 被保険者記号・番号

(保険給付の支払の差止め)

第三十二条の四 法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により保険者が一時差し止める保険給付の額は、滞納額に比し、著しく高額なものとならないようとするものとする。

(一時差止に係る保険給付額からの滞納保険料額の控除)

第三十二条の五 保険者は、法第六十三条の二第三項の規定により、一時差止に係る保険給付の額から滞納額を控除するに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を書面により当該世帯主又は組合員に通知しなければならない。

一 法第六十三条の二第三項の規定により一時差止に係る保険給付の額から滞納額を控除する旨

二 一時差止に係る保険給付の額

三 控除する滞納額及び当該滞納額に係る納期限

(第三者の行為による被害の届出)

第三十二条の六 給付事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、その事実、当該被保険者の氏名、第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を、直ちに、当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に届け出なければならない。

(法第六十四条第三項の厚生労働省令で定める連合会)

第三十二条の七 法第六十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める連合会は、同項に規定する損害賠償金の徴収又は収納の事務に関し専門的知識を有する職員を配置している連合会とする。

(医療費の通知)

第三十二条の七の二 市町村又は組合は、被保険者が支払った医療費の額を当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に通知するときは、次に掲げる事項を通知することを標準とする。

一 世帯主又は組合員の氏名
二 療養を受けた年月
三 療養を受けた被保険者の氏名
四 療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称

五 被保険者が支払った医療費の額
六 市町村又は組合の名称

第三十二条の八 削除

第三章の二 保険料

(令第二十九条の七第二項第四号ただし書及び第六号ただし書に規定する厚生労働省令で定める補正方法)

第三十二条の九 令第二十九条の七第二項第四号ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同項第六号ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均等所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均等資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(以下「補正前の保険料の基礎賦課額」という。)が基礎賦課限度額を上回る世帯に属する被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

2 前項の均等所得割率及び均等資産割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均等所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均等資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した世帯主に対する補正前の保険料の基礎賦課額(当該基礎賦課額が基礎賦課限度額を超える場合には、当該世帯主に対する保険料の基礎賦課額)の総額のうち所得割総額及び資産割総額に等しくなるよう計算して得た率とする。

3 前項の基礎控除後の総所得金額等及び同項第六号ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均等所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均等資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(以下「補正前の保険料の基礎賦課額」という。)が基礎賦課限度額を上回る世帯に属する被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

4 前項の均等所得割率及び均等資産割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均等所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均等資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(以下「補正前の保険料の基礎賦課額」という。)が基礎賦課限度額を上回る世帯に属する被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

5 前項の基礎控除後の総所得金額等に均等所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均等資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(以下「補正前の保険料の基礎賦課額」という。)が基礎賦課限度額を上回る世帯に属する被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

税額等に均等資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(以下「この条において「補正前の保険料の基礎賦課額」という。)が基礎賦課限度額を上回る世帯に属する被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

2 前項の均等所得割率及び均等資産割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均等所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均等資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した世帯主に対する補正前の保険料の後期高齢者支援金等賦課額(当該後期高齢者支援金等賦課額が後期高齢者支援金等賦課限度額を超える場合には、当該世帯主に対する保険料の後期高齢者支援金等賦課額を後期高齢者支援金等賦課限度額として計算した後期高齢者支援金等賦課額)の総額のうち所得割総額及び資産割総額が、それぞれ令第二十九条の七第三項第二十九号の三所得割総額及び資産割総額に等しくなるよう計算して得た率とする。

3 前項の基礎控除後の総所得金額等に均等所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均等資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(以下「補正前の保険料の基礎賦課額」という。)が基礎賦課限度額を上回る世帯に属する被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

4 前項の均等所得割率及び均等資産割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均等所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均等資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(以下「補正前の保険料の基礎賦課額」という。)が基礎賦課限度額を上回る世帯に属する被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

5 前項の基礎控除後の総所得金額等に均等所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均等資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(以下「補正前の保険料の基礎賦課額」という。)が基礎賦課限度額を上回る世帯に属する被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

割額及び資産割額として算定した世帯主に対する補正前の保険料の介護納付金賦課額(当該介護納付金賦課額が介護納付金賦課限度額を超える場合には、当該世帯主に対する保険料の介護納付金賦課額を介護納付金賦課限度額として計算した介護納付金賦課額)の総額のうち介護納付金賦課被保険者に係る所得割総額及び資産割総額が、それぞれ令第二十九条の七第四項第一号の介護納付金賦課総額のうち所得割総額及び資産割総額に等しくなるよう計算して得た率とする。

(令第二十九条の七第五項第九号に規定する厚生労働省令で定める場合)

第三十二条の十の二 令第二十九条の七第五項第九号に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 被保険者が出生した後に、その者の属する世帯の世帯主が、市町村に対し、同項第八号に規定する所得割額及び被保険者均等割額の減額の実施に必要な事項を届け出た場合

二 被保険者が出生した後に、その者の属する世帯の世帯主による前号の届出が行われていない場合であつて、市町村が、当該減額の実施に必要な事項を確認することができた場合(老齢等年金給付の支払をする者の市町村に対する通知の期日)

第三十二条の十一 法第七十六条の四において準用する介護保険法(以下「準用介護保険法」という。)第百三十四条第一項の厚生労働省令で定める期日は、当該年度の初日の属する年の五月三十一日とする。

2 準用介護保険法第百三十四条第二項の厚生労働省令で定める期日は、当該年度の初日の属する年の八月十日とする。

3 準用介護保険法第百三十四条第三項の厚生労働省令で定める期日は、当該年度の初日の属する年の十月十日とする。

4 準用介護保険法第百三十四条第四項の厚生労働省令で定める期日は、当該年度の初日の属する年の十二月十日とする。

5 準用介護保険法第百三十四条第五項の厚生労働省令で定める期日は、当該年度の初日の属する年の翌年の二月十日とする。

6 準用介護保険法第百三十四条第六項の厚生労働省令で定める期日は、当該年度の初日の属する年の翌年の四月十日とする。

第三十二条の十二 準用介護保険法第三十四条

(年金額の算定方法) 第二項から第六項までに規定する年金額の見込額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 準用介護保険法第三十四条第二項に規定する年金額の見込額 当該年の八月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付(法第七十六条の三第二項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。)の総額を十で除した額に十二を乗じて得た額

- 二 準用介護保険法第三十四条第三項に規定する年金額の見込額 当該年の十月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を八で除した額に十二を乗じて得た額

- 三 準用介護保険法第三十四条第四項に規定する年金額の見込額 当該年の十二月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を六で除した額に十二を乗じて得た額

- 四 準用介護保険法第三十四条第五項に規定する年金額の見込額 当該年の翌年の二月一日から五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を四で除した額に十二を乗じて得た額

- 五 準用介護保険法第三十四条第六項に規定する年金額の見込額 当該年の翌年の四月一日から五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を二で除した額に十二を乗じて得た額

第三十二条の十三 準用介護保険法第三十四条

第一項から第六項までの厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 準用介護保険法第三十四条第一項から第六項までの規定による通知に係る者(以下「通知対象者」という。)の性別及び生年月日
- 二 通知対象者が支払を受けている老齢等年金給付の種類、額及びその支払を行う年金保険者(老齢等年金給付の支払をする者をいう。)の名称

第三十二条の十四 準用介護保険法第三十四条

第一項第二号の厚生労働省令で定める特別の事

情は、次に掲げる事由があることにより、当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなつた場合又は当該年の六月一日から翌年の五月三十一日までの間に支払われる当該老齢等年金給付の額の総額が、令第二十九条の十二に定める額未満となる見込みであることとする。

- 一 国民年金法第二十条、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第十一条若しくは第三十二条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第一条による改正前の国民年金法第二十条、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第三十八条、昭和六十年国民年金等改正法附則第五十六条若しくは第七十八条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第三条による改正前の厚生年金保険法第三十八条、国家公務員共済組合法第七十四条、国家公務員等共済組合法第五号。以下「昭和六十年国共済法等改正法」という。)附則第十一条(私立学校教職員共済法(以下「私学共済法」という。)第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。)、地方公務員等共済組合法第七十六条、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地共済法等改正法」という。)附則第十條、昭和六十年国民年金等改正法第五号の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二十三条の七、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一十号。以下「平成十三年厚生農林統合法」という。)附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年厚生農林統合法附則第二号に規定する平成十二年農林共済改正法第二十三号の二又は平成十三年厚生農林統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年厚生農林統合法附則第二号第一項第四号に規定する昭和六十年農林共済改正法附則第十條の規定に基づき当該老齢等年金給付の支給が停止されていること。

二 国民年金法第七十一条若しくは第七十三条、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十

二条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第一条による改正前の国民年金法第七十二条若しくは第七十三条、厚生年金保険法第七十七条若しくは第七十八条、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第三条による改正前の厚生年金保険法第七十七条若しくは第七十八条、国家公務員共済組合法第七十五条若しくは第九十五条から第九十七条まで、昭和六十年国共済法等改正法附則第三条の規定により適用される昭和六十年国共済法等改正法第一条による改正前の国家公務員等共済組合法第七十五条若しくは第九十五条から第九十七条まで(私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。)、地方公務員等共済組合法第七十七条若しくは第九九条から第一百一十一条まで、昭和六十年地共済法等改正法附則第三条の規定により適用される昭和六十年地共済法等改正法第一条による改正前の地方公務員等共済組合法第七十七条若しくは第九九条から第一百一十一条まで又は昭和六十年国民年金等改正法第五号の規定による改正前の船員保険法第五十六条若しくは第五十七条の規定に基づき当該老齢等年金給付の支給が停止され、一時差し止められ、又は行われないこととされていること。

三 国民年金法第二十一条、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第一条による改正前の国民年金法第二十一条、厚生年金保険法第三十九条、昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条の規定により適用される昭和六十年国民年金等改正法第三条による改正前の厚生年金保険法第三十九条、昭和六十年国共済法等改正法附則第十條第二項において準用する国家公務員共済組合法第七十四条の三(私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。)、昭和六十年地共済法等改正法附則第九條第二項において準用する地方公務員等共済組合法第七十六条の三、昭和六十年国民年金等改正法第五條の規定による改正前の船員保険法第二十四条の三又は平成十三年厚生農林統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年厚生農林統合法附則第二号第一項第一号に規定する

平成十二年農林共済改正法第二十三条の四の規定により内払とみなされた年金があること。

四 その他前各号に掲げる事由に類する事由があること。

第三十二条の十五 準用介護保険法第三十五条

第一項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 当該年度に当該特別徴収対象被保険者(準用介護保険法第三十五条第五項に規定する特別徴収対象被保険者をいう。以下同じ。)について仮徴収(準用介護保険法第四十條第一項又は第二項の規定に基づく特別徴収(法第七十六条の三第一項に規定する特別徴収をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)が行われていないとき。

- 二 当該年度における当該特別徴収対象被保険者に係る仮徴収の方法により徴収する保険料額の総額の見込額が当該年度において当該者に対して課する見込みの保険料額の二分の一に相当する額に満たない認められる場合であつて、市町村が、その満たない額を普通徴収(法第七十六条の三第一項に規定する普通徴収をいう。以下同じ。)の方法によつて徴収することが適当と認めるとき。

- 三 当該特別徴収対象被保険者に係る当該年度の保険料額について準用介護保険法第三十六条第一項(令第二十九条の十八から第二十九条の二十二までにおいて準用する場合を含む。)の規定による通知が行われた後の当該年度中に増額された場合であつて、当該特別徴収対象被保険者について引き続き特別徴収の方法により保険料の一部を徴収することについて市町村が適当と認めるとき。

- 四 当該特別徴収対象被保険者に対して課する保険料額について当該年度前の年度において賦課すべき保険料額が含まれるとき。

第三十二条の十六 令第二十九条の十三第一号

厚生労働省令で定める額は、準用介護保険法第三十四条第一項から第六項までの通知に係る老齢等年金給付の金額を六で除して得た額(当該算出額が一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額とする。)を二で除して得た額とする。

令第二十九条の十三第一号の厚生労働省令で定める特別の事項は、次のとおりとする。

令第二十九条の十三第一号の厚生労働省令で定める特別の事項は、次のとおりとする。

(令第二十九條の十三第一号イの厚生労働省令で定める額)

第三十二條の十七 令第二十九條の十三第一号イの厚生労働省令で定める額は、次の各号に掲げる被保険者である世帯主の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 準用介護保険法第三十四條第一項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第三十五條第一項の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収されると見込まれる被保険者である世帯主 当該年度の初日の属する年の十月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る準用介護保険法第三十六條第二項の規定により算出される支払回数割保険料額
- 二 準用介護保険法第三十四條第二項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第三十五條第二項の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収されると見込まれる被保険者である世帯主 当該年度の初日の属する年の十月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る令第二十九條の十八第一項において準用する介護保険法第三十六條第二項の規定により算出される支払回数割保険料額

三 準用介護保険法第三十四條第三項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第三十五條第二項の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収されると見込まれる被保険者である世帯主 当該年度の初日の属する年の翌年の二月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る令第二十九條の十九第一項において準用する介護保険法第三十六條第二項の規定により算出される支払回数割保険料額

四 準用介護保険法第三十四條第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合(準用介護保険法第三十五條第二項の規定により当該通知に係る被保険者である世帯主に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によつて徴収する場合を除く。)又は準用介護保険法第三十四條第四項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第三十五條第三項の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収されると見込まれる被保険者である世帯主 当該年度の初日の属する年の翌年の四月一日以降最

初に支払われる老齢等年金給付に係る準用介護保険法第三十五條第四項の規定により算出される支払回数割保険料額の見込額(当該額によることが適当でない)と認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額)

五 準用介護保険法第三十四條第五項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第三十五條第三項の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収されると見込まれる被保険者である世帯主 当該年度の初日の属する年の翌年の六月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る準用介護保険法第三十五條第四項の規定により算出される支払回数割保険料額の見込額(当該額によることが適当でない)と認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額)

六 準用介護保険法第三十四條第六項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第三十五條第三項の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収されると見込まれる被保険者である世帯主 当該年度の初日の属する年の翌年の八月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る準用介護保険法第三十五條第四項の規定により算出される支払回数割保険料額の見込額(当該額によることが適当でない)と認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額)

七 前条第五号に掲げる被保険者である世帯主 当該年度の初日の属する年の翌年の六月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る介護保険法第三十五條第四項の規定により算出される支払回数割保険料額の見込額(当該額によることが適当でない)と認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額)

八 前条第六号に掲げる被保険者である世帯主 当該年度の初日の属する年の翌年の八月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る介護保険法第三十五條第四項の規定により算出される支払回数割保険料額の見込額(当該額によることが適当でない)と認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額)

九 前条第七号に掲げる被保険者である世帯主 当該年度の初日の属する年の十月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る介護保険法第三十六條第二項の規定により算出される支払回数割保険料額

十 前条第八号に掲げる被保険者である世帯主 当該年度の初日の属する年の十月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る介護保険法第三十六條第二項の規定により算出される支払回数割保険料額

十一 前条第九号に掲げる被保険者である世帯主 当該年度の初日の属する年の十一月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る介護保険法第三十六條第二項の規定により算出される支払回数割保険料額

十二 前条第十号に掲げる被保険者である世帯主 当該年度の初日の属する年の十二月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る介護保険法第三十六條第二項の規定により算出される支払回数割保険料額

十三 前条第十一号に掲げる被保険者である世帯主 当該年度の初日の属する年の十二月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る介護保険法第三十六條第二項の規定により算出される支払回数割保険料額

十四 前条第十二号に掲げる被保険者である世帯主 当該年度の初日の属する年の十二月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る介護保険法第三十六條第二項の規定により算出される支払回数割保険料額

(支払回数割保険料額の算定方法)

第三十二條の二十 準用介護保険法第三十六條第一項(令第二十九條の十八第一項及び第二十九條の十九第一項において準用する場合を含む。)に規定する支払回数割保険料額(以下「支払回数割保険料額」という。)について準用介護保険法第三十六條第二項(令第二十九條の十八第一項及び第二十九條の十九第一項において準用する場合を含む。)の規定により算出された支払回数割保険料額に百円未満の端数がある場合、又は当該額の全額が百円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額はすべて当該年度の初日の属する年の十月一日以降最初に支払われる特別徴収対象年金給付に係る支払回数割保険料額に合算するものとする。

第三十二條の二十一 準用介護保険法第三十五條第四項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 準用介護保険法第三十四條第二項若しくは第三項の規定による通知(準用介護保険法第三十五條第二項の規定により当該通知に係る被保険者である世帯主に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によつて徴収する場合を除く。)又は準用介護保険法第三十四條第四項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第三十五條第三項の規定により特別徴収を行うとき 当該年度の保険料額を十二(ただし、十二とすることが適当でない)と認められる市町村において、一以上十二以下の範囲内において市町村が定める額とする。)で除して得た額に六を乗じて得た額
- 二 準用介護保険法第三十四條第五項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第三十五條第三項の規定により特別徴収を行うとき 当該年度の保険料額を十二(ただし、十二とすることが適当でない)と認められる市町村において、一以上十二以下の範囲内において市町村が定める額とする。)で除して得た額に四を乗じて得た額
- 三 準用介護保険法第三十四條第六項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第三十五條第三項の規定により特別徴収を行うとき 当該年度の保険料額を十二(ただし、十二とすることが適当でない)と

認められる市町村において、一以上十二以下の範囲内において市町村が定める額とする。)で除して得た額に四を乗じて得た額

認められる市町村においては、一以上十二以下の範囲内において市町村が定める数とする。で除して得た額に二を乗じて得た額の前項各号において算出される額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額を算出額とする。

第三十二条の二十二 特別徴収義務者は、準用介護保険法第三十七条第一項（令第二十九条の十八から第二十九条の二十二までにおいて準用する場合を含む。）の規定により市町村に見込額（準用介護保険法第三十五条第三項に見込額（準用介護保険法第三十五条第三項に見込額）を支払回数割保険料額の見込額をいう。以下同じ。）を納入するに当たっては、市町村があらかじめ指定して当該特別徴収義務者に通知した銀行その他の金融機関に払い込むものとする。

（特別徴収義務者が特別徴収対象保険料額の納入の義務を負わなくなる事由等）
第三十二条の二十三 準用介護保険法第三十七条第四項（令第二十九条の十八第三項及び第二十九条の十九第三項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める場合は、第三十二条の十四各号に掲げる事由により特別徴収対象年金給付の支払額が当該支払に係る支払回数割保険料額と介護保険法第三十六条第一項に規定する支払回数割保険料額との合算額未達となつた場合とする。

第三十二条の二十四 準用介護保険法第三十七条第五項（令第二十九条の十八第三項及び第二十九条の十九第三項において準用する場合を含む。）に規定する通知は、速やかに行うものとする。

第二 準用介護保険法第三十七条第五項（令第二十九条の十八第三項及び第二十九条の十九第三項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める者は、前条に規定する場合に係る特別徴収対象被保険者とする。
 （特別徴収義務者の特別徴収対象被保険者に対する通知）
第三十二条の二十五 準用介護保険法第三十七条第六項の規定による通知は、当該年度の初日の属する年の十月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに行為するものとする。

2 令第二十九条の十八第一項において準用する準用介護保険法第三十七条第六項の規定による通知は、当該年度の初日の属する年の十二月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに行為するものとする。
3 令第二十九条の十九第一項において準用する準用介護保険法第三十七条第六項の規定による通知は、当該年度の初日の属する年の翌年の二月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに行為するものとする。
4 令第二十九条の二十第一項において準用する準用介護保険法第三十七条第六項の規定による通知は、当該年度の初日の属する年の翌年の四月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに行為するものとする。
5 令第二十九条の二十一第一項において準用する準用介護保険法第三十七条第六項の規定による通知は、当該年度の初日の属する年の六月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに行為するものとする。
6 令第二十九条の二十二第一項において準用する準用介護保険法第三十七条第六項の規定による通知は、当該年度の初日の属する年の八月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日までに行為するものとする。
 （市町村が特別徴収義務者等に対する通知を行う事由等）
第三十二条の二十六 準用介護保険法第三十八条第一項（令第二十九条の十八から第二十九条の二十二までにおいて準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 当該特別徴収対象被保険者に係る当該年度の保険料額が、準用介護保険法第三十六条第一項（令第二十九条の十八第一項及び第二十九条の十九第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知が行われた後の当該年度中に減額されたとき。
 二 当該特別徴収対象被保険者に係る当該年度の保険料額が、準用介護保険法第三十六条第一項（令第二十九条の十八第一項及び第二十九条の十九第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知が行われた後の当該年度中に増額された場合であつて、市町村が当該特別徴収対象被保険者について準用介護保険法第三十六条第二項に規定する特別徴収対象保険料額から既に特別徴収の方法により徴収された額を控除した額の全部に当ると認めるとき。

三 前二号の規定は、令第二十九条の二十から第二十九条の二十二までにおいて準用介護保険法第三十六条第一項を準用する場合について準用する。この場合において、前二号中「当該年度分」とあるのは、「当該年度の翌年度分」と、「当該年度中」とあるのは、「当該年度の翌年度中」と読み替えるものとする。
 四 当該特別徴収対象被保険者が、法第一百六条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合であつて、介護保険法第十三条第一項及び第二項（介護保険法施行法第十一条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けるとき。
 五 災害その他の特別の事情が生じたことにより、当該特別徴収対象被保険者について特別徴収の方法により保険料を徴収することが適当でないと市町村が認めたとき。
第三十二条の二十七 準用介護保険法第三十八条第一項（令第二十九条の十八から第二十九条の二十二までにおいて準用する場合を含む。）の規定による通知は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 当該通知に係る特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所
 二 当該特別徴収対象被保険者について特別徴収を行わないこととする旨及びその理由
 三 特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収義務者の名称
 （特別徴収対象被保険者が死亡したこと等により生じた過誤納額のうち被保険者である世帯主に還付しない額の算定方法等）
第三十二条の二十八 市町村は、準用介護保険法第三十九条第二項（令第二十九条の二十から第二十九条の二十二までにおいて準用する場合を含む。）の規定により被保険者である世帯主の死亡により生じた過納又は誤納に係る保険料額を当該者に還付するに当たっては、当該者が死亡した日の属する月の翌々月以降に特別徴収の方法により徴収され、市町村に納入された支払回数割保険料額又は支払回数割保険料額の見込額がある場合には、当該額を控除するものとする。

2 市町村は、前項の規定により控除した額を当該額を納入した特別徴収義務者に還付するものとする。
第三十二条の二十九 市町村は、準用介護保険法第三十九条第三項（令第二十九条の二十から第二十九条の二十二までにおいて準用する場合を含む。）の規定により過誤納額（準用介護保険法第三十九条第二項に規定する過誤納額をいう。以下同じ。）を当該被保険者である世帯主の未納に係る保険料その他法の規定による徴収金（以下「未納保険料等」という。）に充当しようとするときは、当該過誤納額に係る被保険者である世帯主に対して、あらかじめ、次に掲げる事項を通知するものとする。
 一 準用介護保険法第三十九条第三項の規定により当該充当を行う旨
 二 当該充当を行う未納保険料等の額及び当該充当を行った後の過誤納額
 三 その他必要と認める事項
第三十二条の三十 準用介護保険法第四十条第一項及び第二項（令第二十九条の十八第一項及び第二十九条の十九第一項において準用する場合を含む。）に規定する支払回数割保険料額に相当する額は、当該年度の前年度の最後に行われた特別徴収対象年金給付の支払に係る支払回数割保険料額とする。

2 市町村は、準用介護保険法第四十条第二項（令第二十九条の十八第一項及び第二十九条の十九第一項において準用する場合を含む。）に規定する被保険者である世帯主について準用介護保険法第四十条第二項に規定する年の八月一日から九月三十日までの間に於いて同項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合であつて、当該徴収を行う額を同項に規定する支払回数割保険料額に相当する額（以下「一般仮徴収額」という。）又は同項に規定する市町村が定める額（以下「市町村決定額」という。）とすることが適当でないと認める特別の事情があるときは、一般仮徴収額又は市町村決定額に代えて、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「八月の変更仮徴収額」という。）を同項に規定する支払に係る保険料額とすることができる。
3 前項の場合において、市町村は、当該年度の初日の属する年の六月二十日までに、次に掲げる事項を特別徴収義務者に通知しなければならない。この場合において、特別徴収義務者に対する通知に係る手続（期日に関する部分を除く。）は、準用介護保険法第三十六条第三項から第六項まで（令第二十九条の十八第一項及

び第二十九条の十九第一項において準用する場合を含む。）の規定の例による。

一 特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所

二 仮徴収に係る額を変更する旨及び八月の変更仮徴収額

三 特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収義務者の名称

4 第三十二条の十九、第三十二条の二十二から第三十二条の二十五まで、第三十二条の二十六第一号及び第二号並びに第三十二条の二十七から前条までの規定は、仮徴収について準用する。この場合において、第三十二条の二十三中「当該支払に係る支払回数割保険料額」とあるのは「当該支払に係る準用介護保険法第四十条第一項又は第二項（令第二十九条の十八第一項及び第二十九條の十九第一項において準用する場合を含む。）に規定する支払に係る保険料額」と、「介護保険法第三十六条第一項に規定する支払回数割保険料額」とあるのは「介護保険法第四十条第一項又は第二項（介護保険法施行令第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）に規定する支払に係る保険料額」と、第三十二条の二十五第一項中「当該年度の初日の属する年の十月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日」とあるのは「第三十二条の三十第二項に規定する市町村決定額又は同項に規定する八月の変更仮徴収額を準用介護保険法第四十条第二項（令第二十九条の十八第一項及び第二十九條の十九第一項において準用する場合を含む。）に規定する支払に係る保険料額とした場合において、当該額の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払を行う日」と、第三十二条の二十六第一号及び第二号中「当該年度分」とあるのは「当該年度の翌年度分」と、第三十二条の二十六第二号中「当該年度の翌年度中」とあるのは「当該年度の翌年度中」と読み替えるものとする。

第三十二条の三十一 市町村は、準用介護保険法第三十四条第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合（準用介護保険法第三十五条第二項の規定により当該通知に係る被保険者である世帯主に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によつて徴収する場合を除く。）又は準用介護保険法第三十四条第四項の規定による通知が行われた場合にお

いて、準用介護保険法第三十五条第三項の規定によつて特別徴収を行うときに、同項に規定する被保険者である世帯主について当該通知を行った年の翌年の六月一日から九月三十日までの間に、当該徴収を行う額を支払回数割保険料の見込額とすることが適当でないとするときは、特別徴収義務者に通知し、支払回数割保険料の見込額に代えて、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「六月に変更する支払回数割保険料の見込額」という。）を同項に規定する支払に係る保険料額とすることができる。

2 前項の場合において、市町村は、当該通知を行った年の翌年の四月二十日までに、次に掲げる事項を特別徴収義務者に通知しなければならない。この場合において、特別徴収義務者に対する通知に係る手続（期日に関する部分を除く。）については、準用介護保険法第三十六条第三項から第六項までの規定の例による。

一 特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所

二 仮徴収に係る額を変更する旨及び六月に変更する支払回数割保険料額の見込額

三 特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収義務者の名称

3 第三十二条の十九、第三十二条の二十二から第三十二条の二十五まで、第三十二条の二十六第一号及び第二号並びに第三十二条の二十七から第三十二条の二十九までの規定は、前二項の特別徴収について準用する。この場合において、第三十二条の二十三中「当該支払に係る支払回数割保険料額」とあるのは「当該支払に係る支払回数割保険料額の見込額」と、「介護保険法第三十六条第一項に規定する支払回数割保険料額」とあるのは「介護保険法第三十五条第三項に規定する支払回数割保険料額の見込額」と、第三十二条の二十五第一項中「当該年度の初日の属する年の十月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日」とあるのは「第三十二条の三十一第一項に規定する六月に変更する支払回数割保険料額の見込額を準用介護保険法第三十五条第三項に規定する支払に係る保険料額とした場合において、当該額の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払を行う日」と、第三十二条の二十六第一号及び第二号中「当該年度分」とあるのは「当該年度の翌年度分」と、「当該年度中」とあるのは「当該年度の翌年度中」と読み替えるものとする。

第三十二条の三十二 市町村は、準用介護保険法第三十四条第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合（準用介護保険法第三十五条第二項の規定により当該通知に係る被保険者である世帯主に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によつて徴収する場合を除く。）又は準用介護保険法第三十四条第四項若しくは第五項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第三十五条第三項の規定によつて特別徴収を行うときに、同項に規定する被保険者である世帯主について当該通知を行った年の翌年の八月一日から九月三十日までの間に、当該徴収を行う額を支払回数割保険料の見込額とすることが適当でないとするときは、支払回数割保険料の見込額に代えて、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「八月に変更する支払回数割保険料の見込額」という。）を同項に規定する支払に係る保険料額とすることができる。

2 前項の場合において、市町村は、当該通知を行った年の翌年の六月二十日までに、次に掲げる事項を特別徴収義務者に通知しなければならない。この場合において、特別徴収義務者に対する通知に係る手続（期日に関する部分を除く。）については、準用介護保険法第三十六条第三項から第六項までの規定の例による。

一 特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所

二 仮徴収に係る額を変更する旨及び八月に変更する支払回数割保険料額の見込額

三 特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収義務者の名称

3 第三十二条の十九、第三十二条の二十二から第三十二条の二十五まで、第三十二条の二十六第一号及び第二号並びに第三十二条の二十七から第三十二条の二十九までの規定は、前二項の特別徴収について準用する。この場合において、第三十二条の二十三中「当該支払に係る支払回数割保険料額」とあるのは「当該支払に係る支払回数割保険料額の見込額」と、「介護保険法第三十六条第一項に規定する支払回数割保険料額」とあるのは「介護保険法第三十五条第三項に規定する支払回数割保険料額の見込額」と、第三十二条の二十五第一項中「当該年度の初日の属する年の十月一日以降最初に特別徴収対象年金給付を支払う日」とあるのは「第三十二条の三十一第一項に規定する六月に変更する支払回数割保険料額の見込額を準用介護保険法第三十五条第三項に規定する支払に係る保険料額とした場合において、当該額の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払を行う日」と、第三十二条の二十六第一号及び第二号中「当該年度分」とあるのは「当該年度の翌年度分」と、「当該年度中」とあるのは「当該年度の翌年度中」と読み替えるものとする。

第三十二条の三十二の二 法第八十二条第二項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者その他の者であつて、その使用する被保険者に対し健康診断（特定健康診断（高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第一項に規定する特定健康診断をいう。第三十二条の三十二の五において同じ。）に相当する項目を実施するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）を実施しているもの（労働安全衛生法その他の法令に基づき健康診断を実施する責務を有する者を除く。）

二 船舶所有者（船員法（昭和二十二年法律第一百号）の適用を受ける船舶所有者及び同法第五十一条の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者をいう。）

法第八十二条第二項の厚生労働省令で定めるものは、事業者等（同項に規定する事業者等という。次条及び第三十六条第三項において同じ。）が保存している被保険者に係る健康診断に関する記録の写し（労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存しているものを除く。）とする。

（事業者等が行う記録の写しの提供）

第三十二条の三十二の三 市町村及び組合が、法第八十二条第二項の規定により被保険者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対して提供を求めることができ健康診断に関する記録の写し（前条第二項に規定する記録の写しを含む。以下この条において同じ。）は、特定健康診断及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第五十七号）第二条各号に掲げる項目に関する記録の写しそ

第三十二条の三十一 市町村は、準用介護保険法第三十四条第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合（準用介護保険法第三十五条第二項の規定により当該通知に係る被保険者である世帯主に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によつて徴収する場合を除く。）又は準用介護保険法第三十四条第四項の規定による通知が行われた場合にお

いて、準用介護保険法第三十五条第三項の規定によつて特別徴収を行うときに、同項に規定する被保険者である世帯主について当該通知を行った年の翌年の六月一日から九月三十日までの間に、当該徴収を行う額を支払回数割保険料の見込額とすることが適当でないとするときは、特別徴収義務者に通知し、支払回数割保険料の見込額に代えて、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「六月に変更する支払回数割保険料の見込額」という。）を同項に規定する支払に係る保険料額とすることができる。

2 前項の場合において、市町村は、当該通知を行った年の翌年の四月二十日までに、次に掲げる事項を特別徴収義務者に通知しなければならない。この場合において、特別徴収義務者に対する通知に係る手続（期日に関する部分を除く。）については、準用介護保険法第三十六条第三項から第六項までの規定の例による。

第三十二条の三十二の二 法第八十二条第二項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

の他法第八十二条第一項の規定により被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たつて市町村及び組合が必要と認める情報とする。

2 法第八十二条第二項の規定により健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、同条第三項の規定により当該記録の写しを提供するに当たつては、電磁的方法により作成された当該健康診断に関する記録を記録した光ディスク等を送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

(法第八十二条第六項の厚生労働省令で定める情報)

第三十二条の三十二の四 法第八十二条第六項の厚生労働省令で定める情報は、被保険者の身体的、精神的及び社会的な特性に関する調査により得られた情報であつて、法第八十二条第五項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業、高齢者の医療の確保に関する法律第二百五条第一項に規定する高齢者保健事業又は介護保険法第十五条の四十五第一項から第三項までに規定する地域支援事業の実施に必要な情報とする。

(市町村又は後期高齢者医療広域連合が行う情報又は記録の写しの提供)

第三十二条の三十二の五 法第八十二条第六項の規定により情報又は記録の写しの提供を求められた他の市町村又は後期高齢者医療広域連合は、同条第七項の規定により当該情報又は記録の写しを提供するに当たつては、被保険者に係る医療及び介護に関する情報等(被保険者に係る療養に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に関する情報、同法第二百二十五条第一項に規定する健康診査及び保健指導に関する記録並びに特定保健指導に関する記録並びに介護保険法の規定による保健医療サービス及び福祉サービスに関する情報を用いて提供する方法その他適切な方法により行うものとする。

(保健事業の支援に係る情報提供)
第三十二条の三十二の六 法第八十二条第十四項の規定による都道府県内の市町村に対する情報の提供の求めは、次に掲げる情報について、当該市町村に通知して行うものとする。
一 被保険者の氏名、住所、電話番号、生年月日及び性別
二 被保険者に係る被保険者記号・番号
三 療養が行われた年月日
四 療養が行われた病院、診療所、薬局その他の者の名称及び住所
2 市町村は、前項の規定による通知を受け取つた場合は、速やかに、都道府県に対して情報の提供を行うものとする。
3 法第八十二条第十四項第二号の厚生労働省令で定める情報は、特定保健指導に関する記録の写しとする。

療養の給付等に関する記録の提供)
第三十二条の三十二の七 市町村又は組合は、被保険者の求めに応じ、当該被保険者の健康の保持増進のために必要な範囲内において、当該被保険者に対し、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものを用い)を提出する方法により当該市町村又は組合が保有する当該被保険者が受けた療養の給付等に関する記録を提供することができ、
第四章 国民健康保険団体連合会
(設立認可の申請)
第三十三条 法第八十四条第一項の規定により連合会の設立の認可を受けようとする者は、申請書に、次の書類を添え、都道府県知事(その区域が二以上の都道府県の区域にまたがる連合会については、厚生労働大臣とする。以下次条において同じ。)に提出しなければならない。

一 規約
二 事業計画書
三 初年度の収入支出の予算
四 役員となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書面並びにその就任承諾書
記載した書面並びにその就任承諾書
第三十四条 連合会は、法第八十六条において準用する法第二十七条第二項の規定により総会又は代議員会の議決について認可を受けようとするときは、申請書に、議決事項を記載した書面及び総会若しくは代議員会の議事録の謄本又は理事の専決処分による理由を記載した書面のほか、次の区分による書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

一 連合会の区域に関する規約の変更に関する議決にあつては、規約を変更した後における事業計画書
二 借入金の借入及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法に関する議決にあつては、これらの事項を明らかにする書面
三 収入支出の予算に関する議決にあつては、その予算書
四 準備金その他重要な財産の処分に関する議決にあつては、その内容を明らかにする書面
(帳簿の備付)
第三十五条 連合会は、歳入及び歳出に関する帳簿並びに現金出納簿を備えなければならない。
(準用規定)
第三十六条 第二十三条及び第二十四条の規定は、連合会について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのはその区域が二以上の都道府県の区域にまたがる連合会については、「厚生労働大臣」と読み替へるものとする。

2 第三十二条の三十二の三第一項の規定は、連合会が法第八十六条において読み替へて準用する法第八十二条第二項の規定により健康診断に関する記録の写しの提供を求める場合について準用する。
3 第三十二条の三十二の三第二項の規定は、都道府県若しくは市町村若しくは組合又は事業者等が法第八十六条において読み替へて準用する法第八十二条第三項の規定により高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報又は健康診断に関する記録の写しを提供する場合について準用する。
第五章 診療報酬審査委員会
(委員の任期)
第三十七条 国民健康保険診療報酬審査委員会(以下「審査委員会」という。)の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長)
第三十八条 審査委員会に、公益を代表する委員のうちから委員が選挙する会長一人を置く。
2 会長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちからあらかじめ会長の指名する者がその職務を代行する。

第三十九条 審査委員会は、会長が招集する。
(定足数)
第四十条 審査委員会は、委員の定数の半数以上の出席がなければ、審査を行うことができない。
2 審査は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
3 審査委員会において、審査のため必要がある場合には、委員の担当を定めて、あらかじめ審査をすることができる。
4 審査委員会は、前項の規定によりあらかじめ審査をした場合であつて、審査委員会の適正かつ円滑な運営を確保するため必要があると認めるときは、その定めるところにより、代表となる委員により構成される合議体に審査の決定を委任することができる。
5 前項の合議体を構成する委員は、次の各号に掲げる者のそれぞれについて代表となる委員として審査委員会が認める者とし、その数は、第一号に掲げる者及び第二号に掲げる者について、それぞれ同数とする。
一 保険医及び保険薬剤師を代表する委員
二 保険者を代表する委員
三 公益を代表する委員
6 第四項の規定により審査の決定を委任された合議体は、前項各号に掲げる者各一人以上が出席し、かつ、同項に規定する代表となる委員として審査委員会が認める者の半数以上の出席がなければ、当該審査の決定をすることができない。
(診療報酬再審査部会)
第四十一条 審査委員会は、第三十条の規定により再度の考案を求められた事件について審査を行うため、その定めるところにより、診療報酬再審査部会を置くものとする。
(幹事)
第四十二条 審査委員会に幹事及び書記若干人を置く。
2 幹事及び書記は、国民健康保険団体連合会の職員のうちから理事が選任する。
3 幹事は、会長の指揮を受けて審査委員会の庶務を処理する。
4 書記は、幹事の指揮を受けて審査委員会の庶務に従事する。
第五章の二 診療報酬特別審査委員会
(特別審査委員会)
第四十二条の二 法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人は、同項の規定に

の提供の求めは、次に掲げる情報について、当該市町村に通知して行うものとする。
一 被保険者の氏名、住所、電話番号、生年月日及び性別
二 被保険者に係る被保険者記号・番号
三 療養が行われた年月日
四 療養が行われた病院、診療所、薬局その他の者の名称及び住所
2 市町村は、前項の規定による通知を受け取つた場合は、速やかに、都道府県に対して情報の提供を行うものとする。
3 法第八十二条第十四項第二号の厚生労働省令で定める情報は、特定保健指導に関する記録の写しとする。

より厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査を行うため、国民健康保険診療報酬特別審査委員会(以下「特別審査委員会」という。)を置かなければならない。

第四十二条の三 特別審査委員会

特別審査委員会は、厚生労働大臣が定める保険医及び保険薬剤師を代表する委員、保険者を代表する委員並びに公益を代表する委員をもって組織する。

2 委員は、厚生労働大臣が委嘱するものとし、その数は、保険医及び保険薬剤師を代表する委員並びに保険者を代表する委員については、それぞれ同数とする。

3 前項の委嘱は、保険医及び保険薬剤師を代表する委員並びに保険者を代表する委員については、それぞれ関係団体の推薦によつて行わなければならない。

第四十二条の四 特別審査委員会の権限

特別審査委員会は、法第四十五条第六項、法第五十二条第六項、第五十二条の二第二項において準用する場合を含む。の規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査を行うため必要があると認めるときは、厚生労働大臣の承認を得て、当該保険医療機関若しくは指定訪問看護事業者に対して報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又は当該保険医療機関等の開設者若しくは管理者、当該保険医療機関等若しくは指定訪問看護事業者において療養を担当する保険医若しくは保険薬剤師若しくは指定訪問看護事業者に対して、出頭若しくは説明を求め、又は調査を行うことができる。

2 法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人は、前項の規定により特別審査委員会に出頭した者に対し、旅費、日当及び宿泊料を支給しなければならない。ただし、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が提出した診療報酬請求書又は診療録その他の帳簿書類の記載が不備又は不当であつたため出頭を求められて出頭した者に対しては、この限りでない。

(準用規定)

第四十二条の五 第三十七条から第四十二条までの規定(第四十二条第二項を除く。)は、特別審査委員会について準用する。

第六章 雑則

(事業状況の報告)

第四十三条 法第七十七条の規定による報告は、次の各号に掲げる報告書を当該各号に定める期限までに提出することにより行うものとする。

一 毎月の事業状況を記載した報告書 次のイ及びロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める期限
イ 法第七十七条第一号に該当する場合 翌々月二十日
ロ 法第七十七条第二号に該当する場合 翌月二十日

二 毎年度の事業状況を記載した報告書 次のイ及びロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める期限
イ 法第七十七条第一号に該当する場合 翌年度八月末日
ロ 法第七十七条第二号に該当する場合 翌年度七月末日

(身分を示す証明書)
第四十四条 法第四十五条の二第二項(法第五十二条第六項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該職員が携帯すべき証明書は様式第三、法第五十四条の二の三第二項(法第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。)において準用する法第四十五条の二第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は様式第三の二、法第六十六条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は様式第四、法第六十一条の三第二項において準用する法第四十五条の二第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は様式第四の二、法第六十五条において準用する法第六十六条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は様式第五及び様式第六による。

(法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等)
第四十四条の二 法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一 厚生労働大臣
二 地方厚生局長及び地方厚生支局長
三 都道府県
四 市町村
五 組合
六 社会保険診療報酬支払基金
七 連合会
八 法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人
九 保険医療機関等
十 法第五十四条第一項に規定する診療、薬剤の支給又は手当を行う保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者

十一 指定訪問看護事業者
十二 法第六十六条の三第一項に規定する老齢等年金給付の支払をする者
2 法第六十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者(法第三条に掲げる者を除く。)又は同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合が、同法第七条第一項に規定する医療保険各法(法を除く。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律に基づく事業又は当該事業に関連する事務を行う場合

二 都道府県若しくは市町村又は組合から委託を受けた者が、当該委託を受けた国民健康保険事業に関連する事務を行う場合
三 被保険者の同意を得た者又は被保険者から委託を受けた者が、それら若し当該同意を得た者又は当該委託を受けた都道府県若しくは市町村又は組合(当該都道府県若しくは市町村又は組合から委託を受けた者を含む。)に対する保険給付に係る請求その他の行為を行う場合

四 国立研究開発法人国立がん研究センターが、がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百一十一号)第二十三条第一項の規定により厚生労働大臣から委任を受けた業務を行う場合
五 がん登録等の推進に関する法律第二十四条第一項の規定により都道府県等から事務の委任を受けた者が、当該事務を行う場合

六 独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十五条第一項第五号ハに掲げる業務又は同号ハに掲げる業務(同号ハに掲げる業務に附帯する業務に限る。)を行う場合
七 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び匿名加工医療情報に関する法律(平成二十九年法律第二十八号)第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者又は同法第三十四条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者が、それぞれ同法第二条第六項に規定する匿名加工医療情報作成事業又は同法第七項に規定する匿名加工医療情報作成事業を行う場合

八 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び匿名加工医療情報に関する法律第二条第五項に規定する医療情報取扱事業者が、同法第五十二条第一項各号又は第五十七条第一項各号に掲げる事項について通知を受けた本人に係る同法第二条第一項に規定する医療情報を取得する場合
九 第四号から第八号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合

イ 国の行政機関(前項第一号及び第二号に掲げる者を除く。) 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査
ロ 大学、研究機関その他の学術研究を目的とする機関又は団体 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究
ハ 健康保険法施行規則第二百五十五条の五に規定する民間事業者等のうち同条第一号から第四号までのいずれにも該当しないもの 医療分野の研究開発に資する分析(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)
十 高齢者の医療の確保に関する法律第二十条に規定する特定健康診査、同法第二十四条に規定する特定保健指導、労働安全衛生法第六十六条第一項に規定する健康診断その他の健康診断を実施する機関が、当該健康診断を実施する場合
十一 社会保険労務士(社会保険労務士法人を含む。)が、社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項各号に掲げる業務を行う場合
十二 独立行政法人環境再生保全機構が石綿による健康被害の救済に関する法律第十一条の規定により医療費を支給する場合
十三 健康保険法第五十条の九の規定により厚生労働大臣から同法第七十七条第二項に規定する調査に係る事務の全部又は一部の委託を受けた者(健康保険法施行規則第一百五十五条の九に規定する者に限る。)が、当該事務を行う場合

律第二条第五項に規定する医療情報取扱事業者が、同法第五十二条第一項各号又は第五十七条第一項各号に掲げる事項について通知を受けた本人に係る同法第二条第一項に規定する医療情報を取得する場合
九 第四号から第八号までに掲げる場合のほか、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合

イ 国の行政機関(前項第一号及び第二号に掲げる者を除く。) 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査
ロ 大学、研究機関その他の学術研究を目的とする機関又は団体 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究
ハ 健康保険法施行規則第二百五十五条の五に規定する民間事業者等のうち同条第一号から第四号までのいずれにも該当しないもの 医療分野の研究開発に資する分析(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)
十 高齢者の医療の確保に関する法律第二十条に規定する特定健康診査、同法第二十四条に規定する特定保健指導、労働安全衛生法第六十六条第一項に規定する健康診断その他の健康診断を実施する機関が、当該健康診断を実施する場合
十一 社会保険労務士(社会保険労務士法人を含む。)が、社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項各号に掲げる業務を行う場合
十二 独立行政法人環境再生保全機構が石綿による健康被害の救済に関する法律第十一条の規定により医療費を支給する場合
十三 健康保険法第五十条の九の規定により厚生労働大臣から同法第七十七条第二項に規定する調査に係る事務の全部又は一部の委託を受けた者(健康保険法施行規則第一百五十五条の九に規定する者に限る。)が、当該事務を行う場合

イ 国の行政機関(前項第一号及び第二号に掲げる者を除く。) 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査
ロ 大学、研究機関その他の学術研究を目的とする機関又は団体 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究
ハ 健康保険法施行規則第二百五十五条の五に規定する民間事業者等のうち同条第一号から第四号までのいずれにも該当しないもの 医療分野の研究開発に資する分析(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)
十 高齢者の医療の確保に関する法律第二十条に規定する特定健康診査、同法第二十四条に規定する特定保健指導、労働安全衛生法第六十六条第一項に規定する健康診断その他の健康診断を実施する機関が、当該健康診断を実施する場合
十一 社会保険労務士(社会保険労務士法人を含む。)が、社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項各号に掲げる業務を行う場合
十二 独立行政法人環境再生保全機構が石綿による健康被害の救済に関する法律第十一条の規定により医療費を支給する場合
十三 健康保険法第五十条の九の規定により厚生労働大臣から同法第七十七条第二項に規定する調査に係る事務の全部又は一部の委託を受けた者(健康保険法施行規則第一百五十五条の九に規定する者に限る。)が、当該事務を行う場合

イ 国の行政機関(前項第一号及び第二号に掲げる者を除く。) 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査
ロ 大学、研究機関その他の学術研究を目的とする機関又は団体 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究
ハ 健康保険法施行規則第二百五十五条の五に規定する民間事業者等のうち同条第一号から第四号までのいずれにも該当しないもの 医療分野の研究開発に資する分析(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)
十 高齢者の医療の確保に関する法律第二十条に規定する特定健康診査、同法第二十四条に規定する特定保健指導、労働安全衛生法第六十六条第一項に規定する健康診断その他の健康診断を実施する機関が、当該健康診断を実施する場合
十一 社会保険労務士(社会保険労務士法人を含む。)が、社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項各号に掲げる業務を行う場合
十二 独立行政法人環境再生保全機構が石綿による健康被害の救済に関する法律第十一条の規定により医療費を支給する場合
十三 健康保険法第五十条の九の規定により厚生労働大臣から同法第七十七条第二項に規定する調査に係る事務の全部又は一部の委託を受けた者(健康保険法施行規則第一百五十五条の九に規定する者に限る。)が、当該事務を行う場合

イ 国の行政機関(前項第一号及び第二号に掲げる者を除く。) 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査
ロ 大学、研究機関その他の学術研究を目的とする機関又は団体 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究
ハ 健康保険法施行規則第二百五十五条の五に規定する民間事業者等のうち同条第一号から第四号までのいずれにも該当しないもの 医療分野の研究開発に資する分析(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)
十 高齢者の医療の確保に関する法律第二十条に規定する特定健康診査、同法第二十四条に規定する特定保健指導、労働安全衛生法第六十六条第一項に規定する健康診断その他の健康診断を実施する機関が、当該健康診断を実施する場合
十一 社会保険労務士(社会保険労務士法人を含む。)が、社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項各号に掲げる業務を行う場合
十二 独立行政法人環境再生保全機構が石綿による健康被害の救済に関する法律第十一条の規定により医療費を支給する場合
十三 健康保険法第五十条の九の規定により厚生労働大臣から同法第七十七条第二項に規定する調査に係る事務の全部又は一部の委託を受けた者(健康保険法施行規則第一百五十五条の九に規定する者に限る。)が、当該事務を行う場合

イ 国の行政機関(前項第一号及び第二号に掲げる者を除く。) 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査
ロ 大学、研究機関その他の学術研究を目的とする機関又は団体 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究
ハ 健康保険法施行規則第二百五十五条の五に規定する民間事業者等のうち同条第一号から第四号までのいずれにも該当しないもの 医療分野の研究開発に資する分析(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)
十 高齢者の医療の確保に関する法律第二十条に規定する特定健康診査、同法第二十四条に規定する特定保健指導、労働安全衛生法第六十六条第一項に規定する健康診断その他の健康診断を実施する機関が、当該健康診断を実施する場合
十一 社会保険労務士(社会保険労務士法人を含む。)が、社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項各号に掲げる業務を行う場合
十二 独立行政法人環境再生保全機構が石綿による健康被害の救済に関する法律第十一条の規定により医療費を支給する場合
十三 健康保険法第五十条の九の規定により厚生労働大臣から同法第七十七条第二項に規定する調査に係る事務の全部又は一部の委託を受けた者(健康保険法施行規則第一百五十五条の九に規定する者に限る。)が、当該事務を行う場合

イ 国の行政機関(前項第一号及び第二号に掲げる者を除く。) 適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査
ロ 大学、研究機関その他の学術研究を目的とする機関又は団体 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究
ハ 健康保険法施行規則第二百五十五条の五に規定する民間事業者等のうち同条第一号から第四号までのいずれにも該当しないもの 医療分野の研究開発に資する分析(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)
十 高齢者の医療の確保に関する法律第二十条に規定する特定健康診査、同法第二十四条に規定する特定保健指導、労働安全衛生法第六十六条第一項に規定する健康診断その他の健康診断を実施する機関が、当該健康診断を実施する場合
十一 社会保険労務士(社会保険労務士法人を含む。)が、社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項各号に掲げる業務を行う場合
十二 独立行政法人環境再生保全機構が石綿による健康被害の救済に関する法律第十一条の規定により医療費を支給する場合
十三 健康保険法第五十条の九の規定により厚生労働大臣から同法第七十七条第二項に規定する調査に係る事務の全部又は一部の委託を受けた者(健康保険法施行規則第一百五十五条の九に規定する者に限る。)が、当該事務を行う場合

この省令は、昭和五十年十月一日から施行する。

附則（昭和五一年八月二日厚生省令第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十一年十一月一日から施行する。ただし、附則第四条から附則第十二条までの規定、附則第十四条中児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一号様式及び第四号の二様式の改正規定、附則第十五条中身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第八号の改正規定、附則第二十条中原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）様式第二号の改正規定、附則第二十二号中老人医療費支給規則（昭和四十七年厚生省令第五十三号）様式第二号の改正規定、附則第二十三号中戦傷病者特別援護法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）様式第三号及び様式第十四号の改正規定、附則第二十四条中母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）様式第一号の改正規定並びに附則第二十五条の規定は、同年十月一日から施行する。

（国民健康保険被保険者証等の経過措置）

第十二条 昭和五十一年十月一日において現に交付されている国民健康保険被保険者証及び国民健康保険継続療養証明書は、当分の間、この省令による改正後の様式による国民健康保険被保険者証及び国民健康保険継続療養証明書とみなす。

附則（昭和五三年八月三十一日厚生省令第五七号）抄

（施行期日）

1 この省令は、昭和五十三年九月一日から施行する。

附則（昭和五六年一月二五日厚生省令第六六号）抄

この省令は、難民の地位に関する条約又は難民の地位に関する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（昭和五七年八月二四日厚生省令第三七号）抄

この省令は、昭和五十七年九月一日から施行する。

附則（昭和五八年二月一日厚生省令第五号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この省令の施行の際現に提出されている継続給付申請書は、第八条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則第二十八条第一項の規定に基づき提出された特別療養給付申請書とみなす。

2 この省令の施行の際現に交付されている国民健康保険被保険者証、継続療養証明書及び国民健康保険検査証は、それぞれ、第八条の規定による改正後の様式による国民健康保険被保険者証、特別療養証明書及び国民健康保険検査証とみなす。

3 この省令の施行の際現にある国民健康保険被保険者証の用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附則（昭和五八年五月三〇日厚生省令第二九号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五九年八月一四日厚生省令第四一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号。附則第一条ただし書に規定する部分を除く。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に交付されている被保険者証、特別療養証明書及び国民健康保険検査証は、当分の間、それぞれ、この省令による改正後の様式による被保険者証、特別療養証明書及び国民健康保険検査証とみなす。

2 この省令の施行の際現にある被保険者証の用紙は、当分の間、これを使用することができる。

（退職被保険者等証明書）

第三条 この省令の施行の際、退職被保険者等の属する世帯の世帯主に対し、この省令による改正後の様式第一の二による被保険者証を交付しない市町村は、その世帯に属する退職被保険者等に係る別記様式による退職被保険者等証明書（以下「特例証」という。）を交付しなければならない。

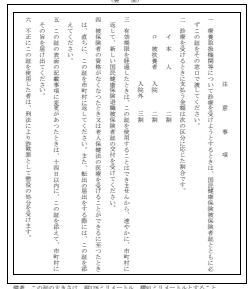
第四条 前条の市町村が行う国民健康保険の退職被保険者等は、療養の給付又は特定療養費に係る療養を受けようとするときは、療養取扱機関又は特定承認療養取扱機関に提出する被保険者証に、特例証を添えなければならない。

第五条 前条の退職被保険者等に係る第十五条第二項に規定する届書（第十条及び第十条の二の届書を除く。）には、当該届出に係る被保険者証に加えて、当該届出に係る特例証を添えなければならない。

第六条 第六条第二項、第六条の二及び第七條の規定は、特例証について準用する。この場合において、これらの規定中「被保険者」とあるのは「退職被保険者等」と、これらの規定（第六條の二第一項第四号及び第七條第一項第三号を除く。）中「被保険者証」とあるのは「特例証」と、第六條第二項中「前項」とあるのは「附則第三條」と、「様式第一又は様式第一の二」とあるのは「別記様式」と、第六條の二第二項中「前条第一項」とあるのは「附則第三條」と、「様式第一又は様式第一の二」とあるのは「別記様式」と読み替えるものとする。

別記様式（国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十九年厚生省令第四一號）附則第三條關係）

Table with columns for name, address, and other personal information, used as a form for special certificates.



附則（昭和五十九年九月二日厚生省令第四九号）抄

第一条 この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

（国民健康保険診療報酬特別審査委員会の委員の任期の特例）

第九条 この省令の施行後最初に委嘱される国民健康保険診療報酬特別審査委員会の委員の任期は、この省令による改正後の国民健康保険法施行規則第四十二条の五において準用する同令第三十七条の規定にかかわらず、昭和六十一年十一月十三日までとする。

（国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十条 この省令の施行の際現に交付されている国民健康保険特別療養証明書は、この省令による改正後の国民健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

附則（昭和六〇年二月二日厚生省令第四号）抄

1 この省令は、昭和六十年三月一日から施行する。

附則（昭和六〇年三月一五日厚生省令第六号）抄

第一条 この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年六月二九日厚生省令第二七号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年三月七日厚生省令第六号）抄

この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則（昭和六一年二月二七日厚生省令第六二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十二年一月一日から施行する。

（国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に交付されている被保険者証、国民健康保険特別療養証明書、国民健康保険検査証及び退職者医療検査証は、当分の間、それぞれ、この省令による改正後の様式による被保険者証、国民健康保険特別療養証明書、国民健康保険検査証及び退職者医療検査証とみなす。

2 この省令の施行の際現にある被保険者証の用紙は、当分の間、これを使用することができ

3 保険者は、前項の規定によりこの省令の施行の際現にある被保険者証の用紙を使用する場合において、当該被保険者証が交付される世帯主又は組合員に対しその者に係る被保険者資格証明書を交付するときは、当該被保険者証の「氏名」欄に当該世帯主又は組合員の氏名を記載するほか、「世帯主には別証交付」又は「組合員には別証交付」と記載しなければならない。

附則（昭和六二年九月二五日厚生省令第三九号）抄

この省令は、医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十二年十月一日）から施行する。

附則（昭和六三年三月三〇日厚生省令第二二号）抄

この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附則（昭和六三年四月八日厚生省令第二九号）抄

1 この省令は、精神衛生法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十三年七月一日）から施行する。

附則（昭和六三年六月一日厚生省令第四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則第二十七条の規定は、この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以降に行われる療養に係る療養費の支給申請について適用し、施行日前に行われた療養に係る療養費の支給申請については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現に交付されている被保険者資格証明書及び国民健康保険検査証は、当分の間、それぞれ、この省令による改正後の様式による被保険者資格証明書及び国民健康保険検査証とみなす。

2 この省令の施行の際現にある被保険者資格証明書の用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附則（平成元年三月二四日厚生省令第一〇号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であつて改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附則（平成二年六月一五日厚生省令第三七号）抄

（施行期日等）

第一条 この省令は、公布の日から施行し、改正後の国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令第六条の八及び第十七条の規定は、平成二年度分の繰入金から適用する。（国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に交付されている国民健康保険検査証は、当分の間、この省令による改正後の様式による国民健康保険検査証とみなす。

附則（平成二年八月一日厚生省令第四七号）抄

1 この省令は、麻薬取締法等の一部を改正する法律（附則第一条ただし書に規定する部分を除く。）の施行の日（平成二年八月二十五日）から施行する。

附則（平成三年三月二〇日厚生省令第一一号）抄

この省令は、平成三年四月一日から施行する。

附則（平成四年二月二九日厚生省令第二号） この省令は、平成四年四月一日から施行する。

附則（平成四年六月一七日厚生省令第三六号） この省令は、厚生省組織令等の一部を改正する政令の施行の日（平成四年六月三十日）から施行する。

附則（平成六年三月三〇日厚生省令第二七号）抄（施行期日） この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附則（平成六年八月一七日厚生省令第五一号）抄（施行期日） 第一条 この省令は平成六年十月一日から施行する。

附則（平成六年九月九日厚生省令第五六号）抄（施行期日） 第一条 この省令は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中健康保険法施行規則第二十五条ノ三の改正規定、同令第四十四条ノ二の改正規定、同令第九十九条の改正規定、同令様式第七号の改正規定及び同令様式第八号の改正規定、第三条中船員保険法施行規則の目次の改正規定（「福祉施設」を「福祉事業」に改める部分に限る）、同令第二章の章名の改正規定、同令第八十二条ノ三第二項第五号の改正規定、同令第八十二条ノ十第一項の改正規定、同令第八十二条ノ十一第一項の改正規定及び同令第二章第九節ノ三の節名の改正規定、第四条中健康保険法施行規則第十六条の改正規定及び同令第十九条の改正規定並びに第五条中健康保険法の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条の改正規定（「保健施設」を「保健事業」に改める部分に限る。） 平成七年四月一日

二 第八条中老人保健法施行規則第二十三条の二の改正規定、第十二条中老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準第二十五条第一項の改正規定、第二十二條中戦傷病者特別援護法施行規則様式第十四号

（一）及び様式第十四号（二）の改正規定（「昭和/平成」を「平成」に改める部分に限る。）並びに附則第七条の規定、附則第八条の規定、附則第十四条の規定、附則第十九条の規定及び附則第二十三条の規定 公布の日

第十五条 この省令による改正前の様式による国民健康保険被保険者証、国民健康保険退職被保険者証、国民健康保険被保険者資格証明書、国民健康保険特定疾病療養受療証及び国民健康保険特別療養証明書は当分の間、この省令による改正後の国民健康保険法施行規則（以下「新国保規則」という。）の様式によるものとみなす。

第十六条 平成六年十月一日前に行われた国民健康保険の食費の提供、看護又は移送に係る療養費の支給の申請については、なお従前の例によるものとする。

第十七条 改正法附則第十七条の規定により支給される療養費の支給の申請については、この省令による改正前の国民健康保険法施行規則第二十七条の規定の例による。

第十八条 平成六年十月一日前に行われた国民健康保険の療養に係る特別療養費の支給の申請については、なお従前の例による。（標準負担額減額認定証の交付に関する規定の施行前の準備）

第十九条 被保険者は、被保険者が平成六年十月一日において新健保規則第四十五条ノ三各号の一に該当すると認めるときは、同日前においても新国保規則第二十六条の二第一項及び第二項の規定の例により標準負担額減額認定証を交付することができる。

附則（平成六年一〇月一四日厚生省令第六七号）抄（施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

第二条 平成六年十月一日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療、指定老人訪問看護並びに施設療養に関する費用の請求については、なお従前の例による。

附則（平成七年三月九日厚生省令第八号）

この省令は、平成七年四月一日から施行する。附則（平成七年三月二八日厚生省令第一九号） この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附則（平成七年三月三一日厚生省令第二五号）抄 第一条 この省令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年七月一日から施行する。

附則（平成七年六月二六日厚生省令第三八号） この省令は、平成七年七月一日から施行する。

附則（平成八年三月三一日厚生省令第二二号）抄（施行期日） 第一条 この省令は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成九年八月一四日厚生省令第六一号）抄（施行期日） 第一条 この省令は、平成九年九月一日から施行する。（国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この省令による改正前の様式による国民健康保険被保険者証、国民健康保険退職被保険者証、国民健康保険医療保険カード及び国民健康保険退職被保険者医療保険カードは、当分の間、この省令による改正後の国民健康保険法施行規則（以下「新国保規則」という。）の様式によるものとみなす。

附則（平成九年一二月二五日厚生省令第八九号）抄 第一条 この省令は、平成十年一月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則様式第七による退職者医療検査証は、当分の間、同条の規定による改正後の同令様式第七によるものとみなす。

附則（平成一〇年三月二四日厚生省令第二四号）抄

（施行期日） 第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。（国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 旧総合病院において施行日前行われた療養に係る国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 旧総合病院については、第三条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則（以下「旧国保法規則」という。）第二十七条の十六の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

附則（平成一〇年三月二七日厚生省令第三二号）抄（施行期日） この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年三月二七日厚生省令第三三号）抄（施行期日） この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年六月一七日厚生省令第六三号）抄（施行期日） 第一条 この省令は、平成十年七月一日から施行する。

附則（平成一〇年七月二七日厚生省令第七一号）抄（施行期日） 1 この省令は、平成十年八月一日から施行する。（経過措置）

4 この省令の施行の際現に国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七条第二項（同法第八十六条において準用する場合を含む。）の規定により事務所の開設又は廃止に係る場合の事務所の所在地に係る規約の変更（以下「国保組合等の規約変更」という。）の議決に係る認可を受けている国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会又はその申請を行っている国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会は、国保組合等の規約変更の議決に係る同法第二十七条第四項（同法第八十六条において準用する場合を含む。）の規定による届出を行ったものとみなす。

届出を行ったものとみなす。

附則（平成一〇年九月二九日厚生省令第七八号）抄

1 この省令は、平成十年十月一日から施行する。

附則（平成一〇年二月一八日厚生省令第九五号）抄

1 この省令は、平成十一年一月一日から施行する。

附則（平成一〇年二月二八日厚生省令第九九号）抄

第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一一年三月二五日厚生省令第二五号）抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一二年一月一日厚生省令第九一号）抄

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 第十五条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則（次項において「旧国保規則」という。）の様式による国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証は、当分の間、同条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則（次項において「新国保規則」という。）の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現に交付されている旧国保規則の様式による国民健康保険検査証及び退職者医療検査証は、新国保規則の様式によるものとみなす。

附則（平成一二年三月二九日厚生省令第五二号）抄

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この省令の施行の際現に交付されている国民健康保険検査証及び退職者医療検査証は、第七条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

（申請等に関する経過措置）

第六条 この省令の施行の際に、この省令による改正前のそれぞれの省令の規定によりされている申請、届出その他の行為でこの省令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた申請、届出その他の行為とみなす。

2 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定により都道府県知事に對し届出、報告その他の手続をしなければならない事項で、この省令の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、改正後のそれぞれの省令の相当規定により相当の機関に對して届出、報告その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

附則（平成一二年三月三一日厚生省令第八〇号）抄

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（施行期日）

附則（平成一二年一月二〇日厚生省令第一二七号）抄

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成一二年二月二三日厚生省令第一四四号）抄

第一条 この省令は、平成十三年一月一日から施行する。

（国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条 この省令の規定による改正前の国民健康保険法施行規則の様式による国民健康保険被保険者証及び国民健康保険被保険者資格証明書は、当分の間、第七条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

附則（平成一三年二月一四日厚生労働省令第二二号）抄

1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

5 保険者は、第三条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則（以下「新国保規則」という。）第六条の規定にかかわらず、当分の間、第三条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則第六条の様式による国民健康保険被保険者証、国民健康保険退職被保険者証及び国民健康保険資格証明書（以下「旧国保被保険者証」という。）を交付することができる。この場合において、旧国保被保険者証については、新国保規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 この省令の施行の際現に交付されている旧国保被保険者証については、新国保規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成一三年一月七日厚生労働省令第二一〇号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

附則（平成一四年二月二二日厚生労働省令第一四号）抄

1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成一四年九月五日厚生労働省令第一一七号）抄

者証及び国民健康保険被保険者資格証明書は、当分の間、第七条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

附則（平成一三年二月一四日厚生労働省令第二二号）抄

1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

5 保険者は、第三条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則（以下「新国保規則」という。）第六条の規定にかかわらず、当分の間、第三条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則第六条の様式による国民健康保険被保険者証、国民健康保険退職被保険者証及び国民健康保険資格証明書（以下「旧国保被保険者証」という。）を交付することができる。この場合において、旧国保被保険者証については、新国保規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 この省令の施行の際現に交付されている旧国保被保険者証については、新国保規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成一三年一月七日厚生労働省令第二一〇号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

附則（平成一四年二月二二日厚生労働省令第一四号）抄

1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成一四年九月五日厚生労働省令第一一七号）抄

第一条 この省令は、平成十四年十月一日から施行する。

（国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則（以下「旧国保規則」という。）の様式による国民健康保険被保険者証は、当分の間、同条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則（以下「新国保規則」という。）の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現に交付されている旧国保規則の様式による国民健康保険検査証及び退職者医療検査証は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成一五年三月三一日厚生労働省令第六三三号）抄

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

（施行期日）

附則（平成一五年八月二九日厚生労働省令第一三五号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則の様式は、当分の間、同条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

附則（平成一五年九月三〇日厚生労働省令第一五〇号）抄

1 この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

職者医療検査証は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

3 この省令の施行の際現に旧国保規則第一条第一号に該当している者（この省令の施行の日以後において、旧国保規則第一条第一号に該当することとなる者を含む。）の国民健康保険の被保険者資格については、新国保規則第一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成一五年三月三一日厚生労働省令第六三三号）抄

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

（施行期日）

附則（平成一五年八月二九日厚生労働省令第一三五号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則の様式は、当分の間、同条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

附則（平成一五年九月三〇日厚生労働省令第一五〇号）抄

1 この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

（施行期日）

附則（平成一六年三月二九日厚生労働省令第五五号）抄

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

（施行期日）

附則（平成一六年六月八日厚生労働省令第一〇三三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年三月一四日厚生労働省令第三二二号）抄

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

（施行期日）

附則（平成一八年三月二四日厚生労働省令第四六号）抄

この省令は、平成十八年三月二十七日から施行する。

附則（平成一八年三月三一日厚生労働省令第七八号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

（国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第二条 この省令の施行の際現に交付されている被保険者資格証明書は、第七条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある第七条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則の様式による被保険者資格証明書については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成十八年四月一〇日厚生労働省令第一二二号）抄
（施行期日）
第一条 この省令中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成十八年四月一二日厚生労働省令第一二二号）
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行し、平成十八年四月一日から適用する。

（様式に関する経過措置）
第二条 第一条の規定による改正前のそれぞれの省令の様式は、当分の間、同条の規定による改正後のそれぞれの省令の様式によるものとみなす。

附則（平成十八年五月二九日厚生労働省令第一二三号）
この省令は、公布の日から施行し、改正後の国民健康保険法施行規則の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

附則（平成十八年九月八日厚生労働省令第一五七号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

（国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第六条 第六条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則の様式による国民健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者資格証明書、国民健康保険標準負担額減額認定証、国民健康保険特定疾病療養受療証（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受ける療養に係る国民健康保

険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九条の二第五項に規定する厚生労働大臣の定める疾病に係るもの又は健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十二条第六項第二号に規定する厚生労働大臣が定める疾病にかかるとに限る。）、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証は、当分の間、同条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

2 第六条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則の様式による国民健康保険検査証は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成十八年九月二九日厚生労働省令第一六九号）
この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附則（平成一九年二月二八日厚生労働省令第一六号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年三月二三日厚生労働省令第二六号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年一〇月三一日厚生労働省令第一三四号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第十四条までの規定は、公布の日から施行する。

（改正令附則第二条第一項の厚生労働省令で定める期日）
第二条 国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百二十四号。以下「改正令」という。）附則第二条第一項の厚生労働省令で定める期日は、平成十九年十二月十日とする。

（改正令附則第二条第一項の厚生労働省令で定める事項）
第三条 第一条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則（以下「新国保規則」という。）第三十二条の十三の規定は、改正令附則第二条第一項の厚生労働省令で定める事項について準用する。

（改正令附則第二条第一項の年金額の見込額の算定方法）
第四条 改正令附則第二条第一項の年金額の見込額は、平成十九年十二月一日から平成二十年五月三十一日までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号。以下「健康保険法等改正法」という。）第十三条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「平成二十年四月改正国保法」という。）第七十六条の三第二項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の総額を六で除した額に十二を乗じて得た額（当該額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。

（改正令附則第二条第二項の厚生労働省令で定める特別の事情）
第五条 新国保規則第三十二条の十四の規定は、改正令附則第二条第一項第二号の厚生労働省令で定める特別の事情について準用する。この場合において、新国保規則第三十二条の十四中「当該年の六月一日から翌年の五月三十一日」とあるのは、「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日」と読み替えるものとする。

（改正令附則第二条第四項第一号の厚生労働省令で定める額）
第六条 改正令附則第二条第四項第一号の厚生労働省令で定める額は、同条第一項の通知に係る老齢等年金給付の金額を六で除して得た額（当該額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額とする。）を二で除して得た額とする。

（改正令附則第二条第四項第一号の厚生労働省令で定める額）
第七条 改正令附則第二条第四項第一号の厚生労働省令で定める額は、平成二十年四月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る健康保険法等改正法第二十四条の規定による改正後の介護保険法（平成十九年法律第二百二十三号。以下「新介護保険法」という。）第四百四十条第一項（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）に規定する支払回数割保険料額に相当する額又は新介護保険法第三百三十五条第四項の規定により算出される支払回数割保険料額の見込額（当該額に相当する額を三で除して得た額（当該金額に百円未満の端数がある場合は、又は当該額の全額が百円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額を切り捨てた金額）とする。）（平成二十年度の保険料の特別徴収額の変更）

第十三条 市町村は、改正令附則第二条第一項の規定による通知が行われた場合において、同条第三項の規定によって特別徴収を行うときに、同項に規定する被保険者である世帯主について平成二十年六月一日から九月三十日までの間に、当該徴収を行う額を同項に規定する支払回数割保険料額の見込額（以下「支払回数割保険料額の見込額」という。）とすることが適当でないと認める特別の事情があるときは、支払回数割保険料額の見込額に代えて、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「平成二十年六月に変更する支払回数割保険料額の見込額」という。）を同項に規定する支払回数割保険料額とすることができる。

2 前項の場合において、市町村は、平成二十年四月二十日までに、次に掲げる事項を特別徴収義務者に通知しなければならない。この場合において、特別徴収義務者に対する通知に係る手続（期日に関する部分を除く。）については、改正令附則第二条第六項において準用する新介護保険法第三百三十六条第三項から第六項までの規定の例による。

一 特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所
二 仮徴収（準用介護保険法第四百十條第一項又は第二項の規定に基づく特別徴収をいう。以下同じ。）に係る額を変更する旨及び平成

下「新介護保険法」という。）第四百四十条第一項（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）に規定する支払回数割保険料額に相当する額又は新介護保険法第三百三十五条第四項の規定により算出される支払回数割保険料額の見込額（当該額に相当する額を三で除して得た額（当該金額に百円未満の端数がある場合は、又は当該額の全額が百円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額を切り捨てた金額）とする。）（平成二十年度の保険料の特別徴収額の変更）

（改正令附則第二条第五項の厚生労働省令で定める額）
第九条 改正令附則第二条第五項の厚生労働省令で定める額は、平成十九年度の保険料額の二分の一に相当する額を三で除して得た額（当該金額に百円未満の端数がある場合は、又は当該額の全額が百円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額を切り捨てた金額）とする。

（改正令附則第二条第四項第一号の厚生労働省令で定める額）
第十条 改正令附則第二条第四項第一号の厚生労働省令で定める額は、平成二十年四月一日以降最初に支払われる老齢等年金給付に係る健康保険法等改正法第二十四条の規定による改正後の介護保険法（平成十九年法律第二百二十三号。以下「新介護保険法」という。）第四百四十条第一項（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）に規定する支払回数割保険料額に相当する額又は新介護保険法第三百三十五条第四項の規定により算出される支払回数割保険料額の見込額（当該額に相当する額を三で除して得た額（当該金額に百円未満の端数がある場合は、又は当該額の全額が百円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額を切り捨てた金額）とする。）（平成二十年度の保険料の特別徴収額の変更）

（改正令附則第二条第五項の厚生労働省令で定める額）
第十一条 改正令附則第二条第五項の厚生労働省令で定める額は、平成十九年度の保険料額の二分の一に相当する額を三で除して得た額（当該金額に百円未満の端数がある場合は、又は当該額の全額が百円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額を切り捨てた金額）とする。

（改正令附則第二条第六項において準用する新介護保険法第三百三十六条第三項から第六項までの規定の例による）
第十二 特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所
第十三 仮徴収（準用介護保険法第四百十條第一項又は第二項の規定に基づく特別徴収をいう。以下同じ。）に係る額を変更する旨及び平成

二十年六月に変更する支払回数割保険料額の
見込額

三 特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収
義務者の名称

3 新国保規則第三十二条の十九、第三十二条の
二十二から第三十二条の二十五まで、第三十二
条の二十六第一号及び第二号並びに第三十二
条の二十七から第三十二条の二十九までの規定
は、前二項の特別徴収について準用する。この
場合において、新国保規則第三十二条の二十三
中「当該支払に係る支払回数割保険料額」とあ
るのは「当該支払に係る支払回数割保険料額の
見込額」と、「介護保険法第三十六条第一項
に規定する支払回数割保険料額」とあるのは
「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十
八年法律第八十三号）第二十四条の規定による
改正後の介護保険法第三十五条第三項に規定
する支払回数割保険料額の見込額」と、新国保
規則第三十二条の二十五第一項中「当該年度の
初日の属する年の十月一日以降最初に特別徴収
対象年金給付を支払う日」とあるのは「国民健
康保険法施行規則及び介護保険法施行規則の一
部を改正する省令附則第十三条第一項に規定す
る平成二十年六月に変更する支払回数割保険料
額の見込額を国民健康保険法施行令等の一部を
改正する政令（平成十九年政令第三百二十四
号）附則第二条第三項に規定する支払に係る保
険料額とした場合において、当該額の徴収に係
る特別徴収対象年金給付の支払を行う日」と、
新国保規則第三十二条の二十六第一号及び第二
号中「当該年度分」とあるのは「当該年度の翌
年度分」と、「当該年度中」とあるのは「当該
年度の翌年度中」と読み替えるものとする。

第十四条 市町村は、改正令附則第二条第一項の
規定による通知が行われた場合において、同条
第三項の規定によって特別徴収を行うときに
同項に規定する被保険者である市帯主について
平成二十年八月一日から九月三十日までの間
に、当該徴収を行う額を支払回数割保険料額の
見込額又は平成二十年六月に変更する支払回
割保険料額の見込額とすることが適当でない
と認める特別の事情があるときは、支払回数割保
険料額の見込額又は平成二十年六月に変更する
支払回数割保険料額の見込額に代えて、所得の
状況その他の事情を勘案して市町村が定める額
（以下「平成二十年八月に変更する支払回数割
保険料額の見込額」という。）を同項に規定す
る支払に係る保険料額とすることができる。

2 前項の場合において、市町村は、平成二十年
六月二十日までに、次に掲げる事項を特別徴収
義務者に通知しなければならない。この場合に
おいて、特別徴収義務者に対する通知に係る手
続（期日に関する部分を除く。）については、
改正令附則第二条第六項において準用する新介
護保険法第三十六条第三項から第六項までの
規定の例による。

- 一 特別徴収対象被保険者の氏名、性別、生年
月日及び住所
- 二 仮徴収に係る額を変更する旨及び八月に変
更する支払回数割保険料額の見込額

三 特別徴収対象年金給付の種類及び特別徴収
義務者の名称

3 新国保規則第三十二条の十九、第三十二条の
二十二から第三十二条の二十五まで、第三十二
条の二十六第一号及び第二号並びに第三十二
条の二十七から第三十二条の二十九までの規定
は、前二項の特別徴収について準用する。この
場合において、新国保規則第三十二条の二十三
中「当該支払に係る支払回数割保険料額」とあ
るのは「当該支払に係る支払回数割保険料額の
見込額」と、「介護保険法第三十六条第一項
に規定する支払回数割保険料額」とあるのは
「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十
八年法律第八十三号）第二十四条の規定による
改正後の介護保険法第三十五条第三項に規定
する支払回数割保険料額の見込額」と、新国保
規則第三十二条の二十五第一項中「当該年度の
初日の属する年の十月一日以降最初に特別徴収
対象年金給付を支払う日」とあるのは「国民健
康保険法施行規則及び介護保険法施行規則の一
部を改正する省令附則第十四条第一項に規定す
る平成二十年八月に変更する支払回数割保険料
額の見込額を国民健康保険法施行令等の一部を
改正する政令（平成十九年政令第三百二十四
号）附則第二条第三項に規定する支払に係る保
険料額とした場合において、当該額の徴収に係
る特別徴収対象年金給付の支払を行う日」と、
新国保規則第三十二条の二十六第一号及び第二
号中「当該年度分」とあるのは「当該年度の翌
年度分」と、「当該年度中」とあるのは「当該
年度の翌年度中」と読み替えるものとする。

附則（平成二〇年一月三十一日厚生労働
省令第八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年三月三十一日厚生労働
省令第七七号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施
行する。
（国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経
過措置）

第十条 第五条の規定による改正前の国民健康保
険法施行規則の様式（国民健康保険検査証を除
く。）は、当分の間、同条の規定による改正後
の国民健康保険法施行規則の様式によるものと
みなす。

2 第五条の規定による改正前の国民健康保険法
施行規則の様式による国民健康保険検査証は、
当分の間、これを取り繕って使用することがで
きる。

附則（平成二〇年九月三〇日厚生労働
省令第一五〇号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施
行する。

附則（平成二〇年二月一九日厚生労働
省令第一七三三号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から
施行する。

附則（平成二二年三月三十一日厚生労働
省令第八九号）

1 この省令は、平成二十一年四月一日から施行
する。ただし、第五条の七第二項及び第五条の
九第一項の改正規定は、公布の日から施行す
る。
（経過措置）

2 この省令による改正後の第三十二条の九第三
項、第三十二条の九の二第三項及び第三十二
条の十第三項の規定は平成二十一年度以後の年
度の保険料について適用し、平成二十年度分ま
での保険料については、なお従前の例による。

附則（平成二二年四月三〇日厚生労働
省令第一〇八号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年五月一日から
施行する。
（国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経
過措置）

第四条 平成二十一年五月から九月までの間に
おいては、国民健康保険法（昭和三十三年法律第
百九十二号）第四十二条第一項第四号に掲げる

場合に該当する者及び国民健康保険法施行令
（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九
条の二第一項第一号に規定する病院等に国民健
康保険法施行規則第二十七条の十四の二第三項
の限度額適用認定証又は同令第二十七条の十四
の四第二項の限度額適用・標準負担額減額認定
証を提出して国民健康保険法施行令第二十九条
の二第七項に規定する特定疾患給付対象療養を
受けた場合の当該療養を受けた者については、
この省令による改正後の国民健康保険法施行規
則第二十七条の十二の二第二項の申出に基づく
被保険者の認定を受けているものとみなす。

附則（平成二二年九月三〇日厚生労働
省令第一四二二号）

この省令は、平成二十一年十月一日から施行
する。
附則（平成二二年二月四日厚生労働
省令第一五三三号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年二月二八日厚生労働
省令第一六八七号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から
施行する。

附則（平成二二年二月二八日厚生労働
省令第一六八七号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十二年七月十七日
から施行する。

附則（平成二二年五月二二日厚生労働
省令第七〇号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十二年七月十七日
から施行する。
（国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経
過措置）

第四条 第三条の規定による改正前の国民健康保
険法施行規則の様式による書類は、当分の間、
同条の規定による改正後の国民健康保険法施行
規則の様式によるものとみなす。

附則（平成二二年五月一九日厚生労働
省令第七二号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行し、第三
条の規定による改正後の国民健康保険の調整交
付金の交付額の算定に関する省令第四条第一

項、第六条第二号及び第七条第三項並びに附則第二条の規定は、平成二十二年度分の調整交付金から適用する。

附則（平成二十二年一月一七日厚生労働省令第一二七号）抄

この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

附則（平成二十三年三月二九日厚生労働省令第二九号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年七月二二日厚生労働省令第九〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年十一月一五日厚生労働省令第一三五号）抄

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年一月一三日厚生労働省令第二二号）抄

この省令は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の施行の日（平成二十四年一月十三日）から施行する。

附則（平成二十四年一月二〇日厚生労働省令第七号）抄

この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附則（平成二十四年一月三〇日厚生労働省令第一一号）抄

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年三月二八日厚生労働省令第四〇号）抄

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年七月九日厚生労働省令第一〇三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年一月一八日厚生労働省令第四号）抄

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則（平成二十五年三月二八日厚生労働省令第四〇号）抄

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則（平成二十五年三月三〇日厚生労働省令第五〇号）抄

この省令は、平成二十五年四月二二日厚生労働省令第五九号）抄

この省令は、平成二十五年四月十三日（国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

附則（平成二十六年一月一五日厚生労働省令第一三七号）抄

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附則（平成二十七年一月一五日厚生労働省令第一三七号）抄

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附則（平成二十七年六月二三日厚生労働省令第一四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十七年九月二九日厚生労働省令第一五〇号）抄

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条、第八条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十七条、第十九条から第二十九条まで及び第三十一条から第三十八条までの規定 番号利用法附則第一条

二 及び三、略

四 第三条、第五条、第十一条及び第十八条の規定 平成二十九年七月一日

附則（平成二十八年二月四日厚生労働省令第一三三号）抄

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第三条中国民健康保険法施行規則第二十八条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二十八年三月三一日厚生労働省令第五三三号）抄

この省令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附則（平成二十八年三月三一日厚生労働省令第五三三号）抄

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第三条中国民健康保険法施行規則第二十八条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二十八年三月三一日厚生労働省令第五三三号）抄

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十九年三月三一日厚生労働省令第六九号）抄

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成二十九年六月三〇日厚生労働省令第六九号）抄

この省令は、平成二十九年七月三一日厚生労働省令第六九号）抄

この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。

附則（平成三十年三月三一日厚生労働省令第五三三号）抄

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

2 旧国保規則の様式による国民健康保険検査証は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（平成二十八年一月二二日厚生労働省令第一八七号）抄

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年三月三一日厚生労働省令第四二二号）抄

この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

附則（平成二十九年三月三一日厚生労働省令第五三三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年三月三一日厚生労働省令第五三三号）抄

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成二十九年六月三〇日厚生労働省令第六九号）抄

この省令は、平成二十九年七月三一日厚生労働省令第六九号）抄

この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。

附則（平成三十年三月一六日厚生労働省令第二四号）抄

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三十年三月一六日厚生労働省令第二四号）抄

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三十年三月一六日厚生労働省令第二四号）抄

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三十年三月一六日厚生労働省令第二四号）抄

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三十年三月一六日厚生労働省令第二四号）抄

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則の様式により使用されている書類(国民健康保険検査証を除く)は、当分の間、同条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

2 第一条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則の様式による国民健康保険検査証は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (平成三〇年三月二二日厚生労働省令第三〇号) 抄

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則 (平成三〇年七月三〇日厚生労働省令第九七号) 抄

第一条 この省令は、平成三十年八月一日から施行する。

(国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この省令の施行の際現にある第三条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則(次項及び第三項において「旧令」という)の様式により使用されている書類(国民健康保険検査証を除く)は、当分の間、同条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

2 旧令様式第四による国民健康保険検査証は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

3 旧令第七条の四第一項ただし書の適用については、当分の間、なお従前の例による。

附則 (平成三〇年一〇月二二日厚生労働省令第二二三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和元年五月七日厚生労働省令第一号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式(次項において「旧様式」という)により使用されている書類は、この省令

による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (令和元年九月三〇日厚生労働省令第五五号)

この省令は、令和元年十月一日から施行する。

附則 (令和元年九月三〇日厚生労働省令第五八号)

この省令は、令和元年十月一日から施行する。

附則 (令和元年一〇月二八日厚生労働省令第六五号)

第一条 この省令は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第九号)附則第一条第四号の政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式(次項において「旧様式」という)により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (令和元年二月一三日厚生労働省令第八〇号) 抄

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附則 (令和二年三月二五日厚生労働省令第三九号) 抄

1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附則 (令和二年九月二五日厚生労働省令第一六一号)

この省令は、令和二年十月一日から施行する。

附則 (令和二年九月三〇日厚生労働省令第一六二号) 抄

第一条 この省令は、令和二年十月一日から施行する。

附則 (令和二年二月九日厚生労働省令第一九九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和二年二月二五日厚生労働省令第二〇八号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和三年一月二九日厚生労働省令第一六号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (令和三年三月一七日厚生労働省令第四九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和三年六月一八日厚生労働省令第一〇七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和三年八月三一日厚生労働省令第一四六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和三年一〇月二五日厚生労働省令第一七二号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用するすることができる。

附則 (令和三年一月一九日厚生労働省令第一八一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年一月一日から施行する。

附則 (令和三年二月一〇日厚生労働省令第一九一号)

この省令は、令和四年一月一日から施行する。

附則 (令和四年三月四日厚生労働省令第三〇号)

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附則 (令和四年三月二九日厚生労働省令第四六号) 抄

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 次の各号に掲げる給付を受ける権利を法律の規定により担保に供している者に係る年金保険者(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第七十六条の四において準用する介護保険法(平成九年法律第二百三十三号)第三十四条第一項、介護保険法第三百三十一条及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十七条第一項に規定する年金保険者をいう)については、当該各号に定める規定は、なおその効力を有する。

一 国民健康保険法第七十六条の三第二項に規定する老齢等年金給付 第四条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則第三十二条の十四

附則 (令和四年三月三一日厚生労働省令第五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第五条 市町村(特別区を含む)次条及び附則第七条において同じ。又は国民健康保険組合は、第四条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則(以下この項及び次項において「新国保則」という)の規定にかかわらず、当分の間、同条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則様式第一号の四から第一号の五の二までによる国民健康保険高齢受給者証、様式第一号の五の三による特定同一世帯所属者証明書、様式第一号の六及び第一号の六の二による国民健康保険食事療養減額認定証、様式第一号の六の三

及び第一号の六の四による国民健康保険生活療養標準負担額減額認定証、様式第一号の七及び第一号の七の二による国民健康保険特定疾病療養受療証、様式第一号の八から第一号の八の四までによる国民健康保険限度額適用認定証並びに様式第一号の九及び第一号の九の二による国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証（以下この条において「旧国民健康保険高年齢受給者証等」という。）を交付することができる。この場合において、旧国民健康保険高年齢受給者証等については、新国保則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現に交付されている旧国民健康保険高年齢受給者証等については、新国保則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にある旧国民健康保険高年齢受給者証等の用紙については、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

附則（令和四年二月九日厚生労働省令第一六五号）抄

(施行期日)

1 この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（以下この項及び附則第五項において「改正法」という。）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（令和五年一月二〇日厚生労働省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和五年三月三十一日厚生労働省令第四八号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和五年五月三十一日厚生労働省令第八一号）

この省令は、令和五年六月一日から施行する。

附則（令和五年七月二〇日厚生労働省令第九五号）

この省令は、令和六年一月一日から施行する。

附則（令和五年十一月三日厚生労働省令第一三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和五年十一月三〇日厚生労働省令第一四八号）

(施行期日) 第一条 この省令は、令和五年十二月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(被保険者資格等の確認に係る経過措置) 第二条 療養又は指定訪問看護（健康保険法第十八条第一項又は高年齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。）を受けようとする者は、この省令の施行の日前においても、第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則第五十三条（同令第九十条及び第九十四条において準用する場合を含む。）、第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則第四十二条第一項（同令第八十条及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則第二十四条の五又は第四条の規定による改正前の高年齢者の医療の確保に関する法律施行規則第三十条の三の規定にかかわらず、第一条の規定による改正後の健康保険法施行規則第五十三条第一項第三号（同令第九十条及び第九十四条において準用する場合を含む。）、第二条の規定による改正後の船員保険法施行規則第四十二条第一項第三号（同令第八十条及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則第二十四条の五第一項第三号又は第四条の規定による改正後の高年齢者の医療の確保に関する法律施行規則第三十条の三第三号に掲げる方法によって、被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることができる。

附則（令和六年一月一七日厚生労働省令第四号）抄

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

附則（令和六年一月一七日厚生労働省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

様式第一号（第六条関係）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和六年二月二日厚生労働省令第二四号）抄

(施行期日) 1 この省令は、令和六年三月一日から施行する。

附則（令和六年三月二七日厚生労働省令第五六号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和六年三月二八日厚生労働省令第五八号）

(施行期日) 第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令による改正前の様式は、当分の間、この省令による改正後の様式に代えて使用することができる。

附則（令和六年三月二九日厚生労働省令第六〇号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和六年五月二四日厚生労働省令第八七号）

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年五月二十七日）から施行する。

附則（令和六年六月二五日厚生労働省令第九九号）抄

この省令は、令和六年七月一日から施行する。

1 この省令は、令和六年七月一日から施行する。

- 備考 1. プラスチックその他の材料を用い、使用に不都合を感ずるものとする。
- 2. 大きさは、縦4リットル、横4リットルとする。
- 3. 一般廃棄物の処分を兼ねている申請については、表紙に「一般廃棄物の処分」を記載し、その「廃棄物種別」を明記する。
- 4. 必要があるときは、簡易な文字を縦書きで添付することや他の種類の表紙を複写して貼り付けることとする。
- 5. 廃棄物受取に際して届ける事項を明記するものとする。
 - (1) 廃棄物の発生元となる法人、個人を記載すること。
 - (2) 廃棄物種別等についてお問い合わせを行うときは、その票面について電子郵送を受け取る。廃棄物種別を「ゴミ等の適正な処分を目的とするもの等（資源物を含む）」と記載すること。また、汚染の除去に資するもの等が原因となる場合にその旨を記載し、その旨を明記する。廃棄物種別を「ゴミ等の適正な処分を目的とするもの等（資源物を含む）」と記載すること。
 - (3) 廃棄物の発生元となる法人の組織は、廃棄物受取申請（廃棄物の発生元が法人の場合は、廃棄物の発生元（法人の代表者）に「許可の有効期間」を有する者）の届出を行うこととする。また、汚染の除去に資するもの等が原因となる場合にその旨を記載し、その旨を明記する。廃棄物種別を「ゴミ等の適正な処分を目的とするもの等（資源物を含む）」と記載すること。
 - (4) 廃棄物の発生元となる法人は、許可に必要に応じて、廃棄物の発生元となる法人の届出を行うこととする。また、汚染の除去に資するもの等が原因となる場合にその旨を記載し、その旨を明記する。廃棄物種別を「ゴミ等の適正な処分を目的とするもの等（資源物を含む）」と記載すること。
 - (5) 廃棄物の発生元となる法人は、許可に必要に応じて、廃棄物の発生元となる法人の届出を行うこととする。また、汚染の除去に資するもの等が原因となる場合にその旨を記載し、その旨を明記する。廃棄物種別を「ゴミ等の適正な処分を目的とするもの等（資源物を含む）」と記載すること。
 - (6) 汚染の除去に資するもの等が原因となる場合に、許可に必要に応じて、廃棄物の発生元となる法人の届出を行うこととする。また、汚染の除去に資するもの等が原因となる場合にその旨を記載し、その旨を明記する。廃棄物種別を「ゴミ等の適正な処分を目的とするもの等（資源物を含む）」と記載すること。
 - (7) 廃棄物の発生元となる法人は、許可に必要に応じて、廃棄物の発生元となる法人の届出を行うこととする。また、汚染の除去に資するもの等が原因となる場合にその旨を記載し、その旨を明記する。廃棄物種別を「ゴミ等の適正な処分を目的とするもの等（資源物を含む）」と記載すること。
 - (8) 汚染の除去に資するもの等が原因となる場合に、許可に必要に応じて、廃棄物の発生元となる法人の届出を行うこととする。また、汚染の除去に資するもの等が原因となる場合にその旨を記載し、その旨を明記する。廃棄物種別を「ゴミ等の適正な処分を目的とするもの等（資源物を含む）」と記載すること。
 - (9) 汚染の除去に資するもの等が原因となる場合に、許可に必要に応じて、廃棄物の発生元となる法人の届出を行うこととする。また、汚染の除去に資するもの等が原因となる場合にその旨を記載し、その旨を明記する。廃棄物種別を「ゴミ等の適正な処分を目的とするもの等（資源物を含む）」と記載すること。

様式第一号の二(第六条関係)

様式第一号の二(第六条関係) (単位)

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---------------------------------|---|---|------|---|
| 国 | 都 | 道 | 支 | 庁 | 所在地 | 年 | 月 | 日 | |
| 姓 | 名 | 姓 | 名 | 姓 | 名 | | | | |
| 姓 | 名 | 姓 | 名 | 姓 | 名 | | | | |
| 記 | 号 | | | | 番 | 号 | | (特番) | |
| 氏 | 名 | | | | 姓 | 別 | | | |
| 生 | 年 | 月 | 日 | | 年 | 月 | 日 | | |
| 受 | 取 | 期 | 年 | 月 | 日 | | | | |
| 交 | 付 | 年 | 月 | 日 | | | | | |
| 届 | 出 | 年 | 月 | 日 | | | | | |
| 住 | 所 | | | | | | | | |
| 保 | 険 | 者 | 番 | 号 | [] [] [] [] [] [] [] [] | | | | |
| 保 | 険 | 者 | 名 | | | | | | 印 |

(単位)

備考

備考

備考

- 備考 1. プラスチックその他の材料を用い、使用に不都合を感ずるものとする。
- 2. 大きさは、縦4リットル、横4リットルとする。
- 3. 一般廃棄物の処分を兼ねている申請については、表紙に「一般廃棄物の処分」を記載し、その「廃棄物種別」を明記する。
- 4. 必要があるときは、簡易な文字を縦書きで添付することや他の種類の表紙を複写して貼り付けることとする。
- 5. 廃棄物受取に際して届ける事項を明記するものとする。
 - (1) 廃棄物の発生元となる法人、個人を記載すること。
 - (2) 廃棄物種別等についてお問い合わせを行うときは、その票面について電子郵送を受け取る。廃棄物種別を「ゴミ等の適正な処分を目的とするもの等（資源物を含む）」と記載すること。また、汚染の除去に資するもの等が原因となる場合にその旨を記載し、その旨を明記する。廃棄物種別を「ゴミ等の適正な処分を目的とするもの等（資源物を含む）」と記載すること。
 - (3) 廃棄物の発生元となる法人の組織は、廃棄物受取申請（廃棄物の発生元が法人の場合は、廃棄物の発生元（法人の代表者）に「許可の有効期間」を有する者）の届出を行うこととする。また、汚染の除去に資するもの等が原因となる場合にその旨を記載し、その旨を明記する。廃棄物種別を「ゴミ等の適正な処分を目的とするもの等（資源物を含む）」と記載すること。
 - (4) 廃棄物の発生元となる法人は、許可に必要に応じて、廃棄物の発生元となる法人の届出を行うこととする。また、汚染の除去に資するもの等が原因となる場合にその旨を記載し、その旨を明記する。廃棄物種別を「ゴミ等の適正な処分を目的とするもの等（資源物を含む）」と記載すること。
 - (5) 廃棄物の発生元となる法人は、許可に必要に応じて、廃棄物の発生元となる法人の届出を行うこととする。また、汚染の除去に資するもの等が原因となる場合にその旨を記載し、その旨を明記する。廃棄物種別を「ゴミ等の適正な処分を目的とするもの等（資源物を含む）」と記載すること。
 - (6) 汚染の除去に資するもの等が原因となる場合に、許可に必要に応じて、廃棄物の発生元となる法人の届出を行うこととする。また、汚染の除去に資するもの等が原因となる場合にその旨を記載し、その旨を明記する。廃棄物種別を「ゴミ等の適正な処分を目的とするもの等（資源物を含む）」と記載すること。
 - (7) 廃棄物の発生元となる法人は、許可に必要に応じて、廃棄物の発生元となる法人の届出を行うこととする。また、汚染の除去に資するもの等が原因となる場合にその旨を記載し、その旨を明記する。廃棄物種別を「ゴミ等の適正な処分を目的とするもの等（資源物を含む）」と記載すること。
 - (8) 汚染の除去に資するもの等が原因となる場合に、許可に必要に応じて、廃棄物の発生元となる法人の届出を行うこととする。また、汚染の除去に資するもの等が原因となる場合にその旨を記載し、その旨を明記する。廃棄物種別を「ゴミ等の適正な処分を目的とするもの等（資源物を含む）」と記載すること。
 - (9) 汚染の除去に資するもの等が原因となる場合に、許可に必要に応じて、廃棄物の発生元となる法人の届出を行うこととする。また、汚染の除去に資するもの等が原因となる場合にその旨を記載し、その旨を明記する。廃棄物種別を「ゴミ等の適正な処分を目的とするもの等（資源物を含む）」と記載すること。

様式第一号の二(第六条関係)

様式第一号の二(第六条関係) (単位)

| | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|-----|---------------------------------|---|---|------|---|
| ○ 都 | 道 | 支 | 庁 | 所在地 | 年 | 月 | 日 | | |
| 姓 | 名 | 姓 | 名 | 姓 | 名 | | | | |
| 姓 | 名 | 姓 | 名 | 姓 | 名 | | | | |
| 記 | 号 | | | | 番 | 号 | | (特番) | |
| 氏 | 名 | | | | 姓 | 別 | | | |
| 生 | 年 | 月 | 日 | | 年 | 月 | 日 | | |
| 受 | 取 | 期 | 年 | 月 | 日 | | | | |
| 交 | 付 | 年 | 月 | 日 | | | | | |
| 届 | 出 | 年 | 月 | 日 | | | | | |
| 住 | 所 | | | | | | | | |
| 保 | 険 | 者 | 番 | 号 | [] [] [] [] [] [] [] [] | | | | |
| 交 | 付 | 者 | 名 | | | | | | 印 |

(単位)

備考

備考

備考

1. アフスタックその他の材料を用い、縦横に寸法を測るものとする。
2. 大きさは、縦4ミリメートル、横3ミリメートルとする。
3. 一枚紙の片断を縫って使用することは、裏紙の「捺印欄」欄にのみ一部捺印が可能な。
4. 必要があるときは、書きの文字を縦書きで書くことその他所要の変更又は調整を加えることができる。
5. 被保険者などに及ぶる事項を勘定するものとする。
 - (1) 被保険者の住所が変更したときは、捺印の住所変更欄に記入すること。
 - (2) 被保険者等において捺印を受けようとするときは、その窓口で電子捺印欄を受け取り、捺印欄を捺印すること。
 - (3) 捺印欄が記入されたときは、被保険者の個人印の捺印欄に捺印する費用を納入し、捺印欄に捺印すること。
 - (4) 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。
 - (5) 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。
 - (6) 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。
 - (7) 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。
 - (8) 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。
 - (9) 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。
 - (10) 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。
 - (11) 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。
 - (12) 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。
 - (13) 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。
 - (14) 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。
 - (15) 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。
 - (16) 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。
 - (17) 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。
 - (18) 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。
 - (19) 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。
 - (20) 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。

様式第一号の三(第六条関係)

様式第一号の三(第六条関係) (表裏)

| | | | |
|---------|-------|-------|-------|
| 姓 名 | 氏 名 | 性別 | 年齢 |
| 住所 | | | |
| 職業 | | | |
| 生 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 支 払 日 付 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 捺印欄 | | | |
| 保険料 | | | |
| 保険料 | | | |

備考 1. アフスタックその他の材料を用い、縦横に寸法を測るものとする。

2. 大きさは、縦4ミリメートル、横3ミリメートルとする。

3. 一枚紙の片断を縫って使用することは、裏紙の「捺印欄」欄にのみ一部捺印が可能な。

4. 必要があるときは、書きの文字を縦書きで書くことその他所要の変更又は調整を加えることができる。

5. 被保険者などに及ぶる事項を勘定するものとする。

6. 被保険者の住所が変更したときは、捺印の住所変更欄に記入すること。

7. 被保険者等において捺印を受けようとするときは、その窓口で電子捺印欄を受け取り、捺印欄を捺印すること。

8. 捺印欄が記入されたときは、被保険者の個人印の捺印欄に捺印する費用を納入し、捺印欄に捺印すること。

9. 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。

10. 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。

11. 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。

12. 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。

13. 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。

14. 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。

15. 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。

16. 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。

17. 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。

18. 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。

19. 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。

20. 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。

様式第一号の三(第六条関係)

様式第一号の三(第六条関係) (表裏)

注意事項
この証で診療を受けるときは、診療費用の金額を支払ってください。

備 考

※ 以下の欄に記入することにより、捺印欄に捺印する意図を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号(○)で印してください。

1. 私は、**捺印欄**及び**捺印欄**が停止した状態のいづれでも、捺印の為に捺印欄を受け取り、捺印欄に捺印すること。

2. 私は、**捺印欄**が停止した状態に限り、捺印の為に捺印欄を提供します。

3. 私は、捺印欄を提供しません。
(又ははを適んだ方で、提供したくない捺印欄があれば、×をつけてください。)

【 必 録 ・ 姓 ・ 姓 名 ・ 姓 名 ・ 姓 名 ・ 姓 名 ・ 姓 名 】

(特 記 欄)
捺印欄 : 年 月 日 捺印欄 : 年 月 日
捺印欄 : 年 月 日 捺印欄 : 年 月 日

| | |
|----------------------------------|----------|
| 〇〇新選府国民健康保険 被保険者資格証明書 | |
| 有 効 期 限 | 年 月 日 まで |
| 交 付 日 付 | 年 月 日 交付 |
| 記号 | 番号 (様式) |
| 住所 | |
| 氏 名 | 男 / 女 |
| 氏 名 | 男 / 女 |
| 生 年 月 日 | 年 月 日 |
| 捺印欄 | |
| 捺印欄 | |
| 捺印欄 | |

備考 1. 大きさは、縦4ミリメートル、横3ミリメートルとする。

2. 必要があるときは、各種の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

3. 別紙被保険者等に捺印することにより、捺印事項を勘定することができる。

4. 被保険者等に及ぶる事項を勘定するものとする。

5. 捺印している被保険者(姓)を捺印したときは、捺印欄が交付されること。

6. 捺印欄が記入されたときは、捺印欄に捺印すること。

7. 被保険者の住所が変更したときは、捺印の住所変更欄に記入すること。

8. 被保険者等において捺印を受けようとするときは、その窓口で電子捺印欄を受け取り、捺印欄を捺印すること。

9. 捺印欄が記入されたときは、被保険者の個人印の捺印欄に捺印する費用を納入し、捺印欄に捺印すること。

10. 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。

11. 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。

12. 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。

13. 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。

14. 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。

15. 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。

16. 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。

17. 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。

18. 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。

19. 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。

20. 被保険者の住所を変更したときは、捺印欄に捺印すること。

様式第一号の三の二（第六条関係）

| （裏面） | | （表面） | |
|--|--|---|--|
| <p>注意事項</p> <p>この証を受けるときは、診療費用の全額を支払ってください。</p> <p>備考</p> <p>※ 以下の欄に記入することにより、診療提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、緊急後援心臓が停止した状態のいずれでも、静脈の為に診療を受ける。</p> <p>2. 私は、心臓が停止した状態に陥り、静脈の為に診療を受ける。</p> <p>3. 私は、診療を受ける。</p> <p>（1又は2を選んだ方で、提供したくない診療があれば、×をつけてください。）</p> <p>【 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・胆嚢 】</p> <p>【 特定臓器： 臓器名（部位） 年 月 日 実施予定（有無）： 】</p> | | <p>国民健康保険後援保険者資格証明書</p> <p>有効期間 年 月 日 まで 交付年月日 年 月 日 交付</p> <p>記号 番号 (検査)</p> <p>組合員 住所 氏名</p> <p>被保険者 氏名 生年月日 年 月 日</p> <p>保険者 保険者番号並びに保険者の名称及び印</p> | |

- 備考
1. 大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとする。
 2. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができる。
 3. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。
 4. 被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。
 - (1) 滞納している保険料を納付したときは、被保険者証が交付されること。
 - (2) 災害等の特別な事情が生じたときは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の自立支援医療等の公費負担医療を受けることができるに当たっては、速やかに申し出る。
 - (3) 被保険者の資格が喪失したときは、直ちに、被保険者資格証明書と組合に加盟すること。
 - (4) 被保険者資格証明書の記載事項に変更があったときは、14日以内に、被保険者資格証明書を添えて、組合にその旨を届け出る。
 - (5) 有効期限を経過したときは、被保険者資格証明書を使用することはできない。
 - (6) 補綴又は更新のため、組合に被保険者資格証明書の提出を求められたときは、速やかに、組合に提出すること。
 - (7) 不正に被保険者資格証明書を使用した者は、罰法により罰金等として懲役の処分を受けることがある。
 - (8) 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。

様式第一号の四（第七条の四関係）

| （裏面） | | （表面） | |
|---|--|---|--|
| <p>注意事項</p> <p>1. この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。</p> <p>2. 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。</p> <p>3. 被保険者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を市町村に返していただく。また、転居の届出をする際には、この証を添えてください。</p> <p>4. 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求められる場合があります。</p> <p>5. 補綴又は更新のため、市町村にこの証の返出を求められたときは、速やかに、市町村に届出してください。</p> <p>6. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。</p> <p>7. 不正にこの証を使用した者は、罰法により罰金等として懲役の処分を受けます。</p> <p>備考</p> | | <p>〇〇市国民健康保険後援受給者証</p> <p>有効期間 年 月 日 まで 交付年月日 年 月 日 交付</p> <p>記号 番号 (検査)</p> <p>組合員 住所 氏名</p> <p>被保険者 氏名 生年月日 年 月 日</p> <p>一部負担金の割合 有効期日 年 月 日</p> <p>保険者番号並びに交付者の名称及び印</p> | |

- 備考
1. この証は、対象被保険者1人ごとに作成すること。
 2. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとする。
 3. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができる。
 4. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第一号の四の二（第七条の四関係）

| （裏面） | | （表面） | |
|---|--|--|--|
| <p>注意事項</p> <p>1. この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。</p> <p>2. 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。</p> <p>3. 被保険者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を組合に返していただく。また、転居の届出をする際には、この証を添えてください。</p> <p>4. 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求められる場合があります。</p> <p>5. 補綴又は更新のため、組合にこの証の返出を求められたときは、速やかに、組合に届出してください。</p> <p>6. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、組合にその旨を届け出てください。</p> <p>7. 不正にこの証を使用した者は、罰法により罰金等として懲役の処分を受けます。</p> <p>備考</p> | | <p>国民健康保険後援受給者証</p> <p>有効期間 年 月 日 まで 交付年月日 年 月 日 交付</p> <p>記号 番号 (検査)</p> <p>組合員 住所 氏名</p> <p>被保険者 氏名 生年月日 年 月 日</p> <p>一部負担金の割合 有効期日 年 月 日</p> <p>保険者番号並びに保険者の名称及び印</p> | |

- 備考
1. この証は、対象被保険者1人ごとに作成すること。
 2. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとする。
 3. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができる。
 4. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第一号の五（第七条の四関係）

| （裏面） | | （表面） | |
|---|--|---|--|
| <p>注意事項</p> <p>1. この証の交付を受けるときは、大切に保管してください。</p> <p>2. 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。</p> <p>3. 被保険者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を市町村に返していただく。また、転居の届出をする際には、この証を添えてください。</p> <p>4. 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求められる場合があります。</p> <p>5. 補綴又は更新のため、市町村にこの証の返出を求められたときは、速やかに、市町村に届出してください。</p> <p>6. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。</p> <p>7. 不正にこの証を使用した者は、罰法により罰金等として懲役の処分を受けます。</p> <p>備考</p> | | <p>〇〇市国民健康保険後援受給者証</p> <p>有効期間 年 月 日 まで 交付年月日 年 月 日 交付</p> <p>記号 番号 (検査)</p> <p>組合員 住所 氏名</p> <p>被保険者 氏名 生年月日 年 月 日</p> <p>一部負担金の割合 有効期日 年 月 日</p> <p>保険者番号並びに交付者の名称及び印</p> | |

- 備考
1. この証は、対象被保険者1人ごとに作成すること。
 2. この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとする。
 3. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができる。
 4. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第一号の五の二（第七条の四関係）

様式第一号の五の二（第七条の四関係）
（表）

| | | | | |
|--------|------|-----|---|---|
| 氏名 | 有価期間 | 年 | 月 | 日 |
| 住所 | 番号 | （〒） | | |
| 生年月日 | 年 | 月 | 日 | |
| 交付年月日 | 年 | 月 | 日 | |
| 発行番号 | 年 | 月 | 日 | |
| 発行者の名称 | | | | |
| 住所 | | | | |
| 代表者 | | | | |
| 発行番号 | | | | |
| 発行年月日 | | | | |

（裏）

1. この表の交付を受けたときは、大切に保管してください。

2. 有価期間満了後、この表を交付した者と表は、その表だけで電子記録簿を閲覧し、この表を廃棄してください。

3. 記録簿の貸借がなくなったときは、表にこの項を捺印してください。また、有価期間満了後、この表を交付した者と表は、その表だけで電子記録簿を閲覧し、この表を廃棄してください。

4. 有価期間満了後、この表を交付した者と表は、その表だけで電子記録簿を閲覧し、この表を廃棄してください。また、有価期間満了後、この表を交付した者と表は、その表だけで電子記録簿を閲覧し、この表を廃棄してください。

5. 有価期間満了後、この表を交付した者と表は、その表だけで電子記録簿を閲覧し、この表を廃棄してください。また、有価期間満了後、この表を交付した者と表は、その表だけで電子記録簿を閲覧し、この表を廃棄してください。

6. この表の交付を受けたときは、大切に保管してください。この表を交付した者と表は、その表だけで電子記録簿を閲覧し、この表を廃棄してください。

7. 表にこの項を捺印した者は、有価期間満了後、この表を交付した者と表は、その表だけで電子記録簿を閲覧し、この表を廃棄してください。

備考

1. アナログ方式の記録簿を有し、表に印字されたものを、表に印字されたものと見做す。

2. 表に印字されたものは、表に印字されたものと見做す。

3. 表に印字されたものは、表に印字されたものと見做す。

4. 表に印字されたものは、表に印字されたものと見做す。

様式第一号の五の三（第十二条の二関係）

様式第一号の五の三（第十二条の二関係）
（表）

| | | | | |
|--------|----|---|---|---|
| 氏名 | 住所 | 年 | 月 | 日 |
| 生年月日 | 年 | 月 | 日 | |
| 交付年月日 | 年 | 月 | 日 | |
| 発行番号 | 年 | 月 | 日 | |
| 発行者の名称 | | | | |
| 住所 | | | | |
| 代表者 | | | | |
| 発行番号 | | | | |
| 発行年月日 | | | | |

（裏）

1. 表に印字されたものは、表に印字されたものと見做す。記入した事項においても、表に印字されたものと見做す。

2. この項を捺印したときは、表に印字されたものと見做す。

3. この項を捺印したときは、表に印字されたものと見做す。

4. この項を捺印したときは、表に印字されたものと見做す。

5. この項を捺印したときは、表に印字されたものと見做す。

6. この項を捺印したときは、表に印字されたものと見做す。

7. この項を捺印したときは、表に印字されたものと見做す。

備考

1. この項を捺印したときは、表に印字されたものと見做す。

2. この項を捺印したときは、表に印字されたものと見做す。

3. この項を捺印したときは、表に印字されたものと見做す。

4. この項を捺印したときは、表に印字されたものと見做す。

様式第一号の六（第二十六条の三関係）

様式第一号の六（第二十六条の三関係）
（表）

| | | | | |
|--------|----|---|---|---|
| 氏名 | 住所 | 年 | 月 | 日 |
| 生年月日 | 年 | 月 | 日 | |
| 交付年月日 | 年 | 月 | 日 | |
| 発行番号 | 年 | 月 | 日 | |
| 発行者の名称 | | | | |
| 住所 | | | | |
| 代表者 | | | | |
| 発行番号 | | | | |
| 発行年月日 | | | | |

（裏）

1. この項を捺印したときは、表に印字されたものと見做す。

2. この項を捺印したときは、表に印字されたものと見做す。

3. この項を捺印したときは、表に印字されたものと見做す。

4. この項を捺印したときは、表に印字されたものと見做す。

5. この項を捺印したときは、表に印字されたものと見做す。

6. この項を捺印したときは、表に印字されたものと見做す。

7. この項を捺印したときは、表に印字されたものと見做す。

備考

1. この項を捺印したときは、表に印字されたものと見做す。

2. この項を捺印したときは、表に印字されたものと見做す。

3. この項を捺印したときは、表に印字されたものと見做す。

4. この項を捺印したときは、表に印字されたものと見做す。

（裏）

1. この項を捺印したときは、表に印字されたものと見做す。

2. この項を捺印したときは、表に印字されたものと見做す。

3. この項を捺印したときは、表に印字されたものと見做す。

4. この項を捺印したときは、表に印字されたものと見做す。

5. この項を捺印したときは、表に印字されたものと見做す。

6. この項を捺印したときは、表に印字されたものと見做す。

7. この項を捺印したときは、表に印字されたものと見做す。

備考

1. この項を捺印したときは、表に印字されたものと見做す。

2. この項を捺印したときは、表に印字されたものと見做す。

3. この項を捺印したときは、表に印字されたものと見做す。

4. この項を捺印したときは、表に印字されたものと見做す。

様式第一号の六の二(第二十六条の三関係)
【表頭】

| | |
|---|----------|
| 国民健康保険生保専任者有資格者補償認定証 有効期間 年 月 日 交付年月日 年 月 日 | |
| 記号 | 番号 (住所) |
| 姓 名 | |
| 氏 名 | |
| 生年月日 | 年 月 日 |
| 有効期限 | 年 月 日 |
| 長 入 当 | 年 月 日 役職 |
| 長 入 当 | 年 月 日 役職 |
| 保険者番号並びに交付者の名称及び印 | |

【注】

- この証は、補償対象者本人に交付すること。
- 「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日を記載すること。
- この証の交付は、補償対象者本人、親族がスマートフォン、顔認証システムによることとする。
- 別途補償対象者に通知することにより、任意事項を記載することができる。

様式第一号の六の三(第二十六条の六の四関係)
【表頭】

| | |
|---|----------|
| 国民健康保険生保専任者有資格者補償認定証 有効期間 年 月 日 交付年月日 年 月 日 | |
| 記号 | 番号 (住所) |
| 姓 名 | |
| 氏 名 | |
| 生年月日 | 年 月 日 |
| 有効期限 | 年 月 日 |
| 長 入 当 | 年 月 日 役職 |
| 長 入 当 | 年 月 日 役職 |
| 保険者番号並びに交付者の名称及び印 | |

【注】

- この証は、補償対象者本人に交付すること。
- 「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日を記載すること。
- この証の交付は、補償対象者本人、親族がスマートフォン、顔認証システムによることとする。
- 別途補償対象者に通知することにより、任意事項を記載することができる。

様式第一号の六の四(第二十六条の六の四関係)
【表頭】

| | |
|---|----------|
| 国民健康保険生保専任者有資格者補償認定証 有効期間 年 月 日 交付年月日 年 月 日 | |
| 記号 | 番号 (住所) |
| 姓 名 | |
| 氏 名 | |
| 生年月日 | 年 月 日 |
| 有効期限 | 年 月 日 |
| 長 入 当 | 年 月 日 役職 |
| 長 入 当 | 年 月 日 役職 |
| 保険者番号並びに交付者の名称及び印 | |

【注】

- この証は、補償対象者本人に交付すること。
- 「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日を記載すること。
- この証の交付は、補償対象者本人、親族がスマートフォン、顔認証システムによることとする。
- 別途補償対象者に通知することにより、任意事項を記載することができる。

様式第一号の七(第二十七条の十三関係)
(表紙)

〇〇株式会社様
特定保険受取書

身元保証書 年 月 日
交付年月日 年 月 日

| | | | |
|-----------------|-------|-------|----|
| 認定被保険者 | 記号 | 番号 | 印影 |
| 被保険者 | 氏名 | | |
| | 生年月日 | 年 月 日 | |
| | 契約開始日 | 年 月 日 | |
| 自己負担割合 | | | |
| 保険料番号並びに印影の付する欄 | | | |

(裏紙)

〇〇株式会社様
特定保険受取書

身元保証書 年 月 日
交付年月日 年 月 日

認定被保険者
記号 番号 印影

被保険者
氏名
生年月日 年 月 日
契約開始日 年 月 日

自己負担割合

保険料番号並びに印影の付する欄

備考

1. この証は、被保険者本人に交付すること。
2. 「保険料」欄には、この被保険者本人が負担する金額を記載すること。
3. 「負担割合」欄には、この被保険者本人が負担する割合を記載すること。
4. 印、署名、本人住所印影は必ず記載する特定保険受取書に於ける「有効欄」欄には、「〇〇株式会社様」を記載すること。
5. 「自己負担割合」欄には、「引当」又は「引当」を記載すること。
6. この証の交付は、額面引当額、額面引当額、額面引当額とする。
7. 別添保険料書に添付することにより、注意事項を記載することとする。

様式第一号の七の二(第二十七条の十三関係)
(表紙)

〇〇株式会社様
特定保険受取書

身元保証書 年 月 日
交付年月日 年 月 日

| | | | |
|-----------------|-------|-------|----|
| 認定被保険者 | 記号 | 番号 | 印影 |
| 被保険者 | 氏名 | | |
| | 生年月日 | 年 月 日 | |
| | 契約開始日 | 年 月 日 | |
| 自己負担割合 | | | |
| 保険料番号並びに印影の付する欄 | | | |

(裏紙)

〇〇株式会社様
特定保険受取書

身元保証書 年 月 日
交付年月日 年 月 日

認定被保険者
記号 番号 印影

被保険者
氏名
生年月日 年 月 日
契約開始日 年 月 日

自己負担割合

保険料番号並びに印影の付する欄

備考

1. この証は、被保険者本人に交付すること。
2. 「保険料」欄には、この被保険者本人が負担する金額を記載すること。
3. 「負担割合」欄には、この被保険者本人が負担する割合を記載すること。
4. 印、署名、本人住所印影は必ず記載する特定保険受取書に於ける「有効欄」欄には、「〇〇株式会社様」を記載すること。
5. 「自己負担割合」欄には、「引当」又は「引当」を記載すること。
6. この証の交付は、額面引当額、額面引当額、額面引当額とする。
7. 別添保険料書に添付することにより、注意事項を記載することとする。

様式第一号の八(第二十七条の十四の二関係) (裏面)

注 意 事 項

- この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を算定します。
- 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において療養を受けることとなる場合は、その旨が電子申請書に反映するか、この証を渡してください。
- 保険料の滞りなく納付されたとき、高齢受給者証の交付を受けることができるとき、又は世帯主が保険料滞りを解消したため住所が当該世帯の世帯主となるとき、居住区への転居を申請してください。また、転居の届出をする際には、この証を添えてください。
- 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用し、保険料滞りを受けた場合は、保険料滞りの返還を求められる場合があります。
- 有効期限を経過した証について、届出から返還の求めがあったときは、居住区への転居を申請してください。
- この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、居住地にその旨を届出してください。
- 不正にこの証を使用した者は、罰法により詐欺罪として懲戒の処分を受けます。

備 考

**〇〇都道府県国民健康保険
療養看護用認定証**

有効期間 年 月 日
交付年月日 年 月 日

| | | |
|---------|-------|------|
| 記 号 | 番 号 | (住所) |
| 住 居 所 | | |
| 姓 氏 名 | | |
| 対 象 氏 名 | | |
| 生 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 受 給 期 間 | 年 月 日 | |
| 適 用 区 分 | | |

保険者番号並びに保険者の名称及び印

マイナンバー(※)を利用すれば、申請の手続きなく、高齢療養費制度における現職者を認定する支払いが免除されます。国民健康保険証の申請書提出が必要となりますので、マイナンバーをぜひご利用ください。
※ 国民健康保険証の申請書提出は、マイナンバーを提出したときに行います。

備考 1. この証は、対象者1人ごとに作成すること。

2. 適用区分には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の3第1項第2号又は第3項第2号に該当する場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第3項第3号に該当する場合は「イ」と、同条第1項第4号又は第3項第4号に該当する場合は「ウ」と、同条第1項第5号又は第3項第5号に該当する場合は「エ」と、同条第1項第6号又は第3項第6号に該当する場合は「オ」と記載すること。

3. 正に該当する者のうち、国民健康保険法施行令第29条の3第1項第2号に該当する場合は「ア(仮)」と記載すること。

4. この証の大きさは、縦28ミリメートル、横91ミリメートルとする。

5. 必要があるときは、各欄の記載を無くし変更することなく所要の記載を加えることその他所要の調整を加えることができること。

6. 別紙(保険料滞り)等に関する事項により、注意事項を記載することができる。

様式第一号の八の二(第二十七条の十四の二関係) (裏面)

注 意 事 項

- この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別に定められた額を算定します。
- 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において療養を受けることとなる場合は、その旨が電子申請書に反映するか、この証を渡してください。
- 保険料の滞りなく納付されたとき、高齢受給者証の交付を受けることができるとき、又は世帯主が保険料滞りを解消したため住所が当該世帯の世帯主となるとき、居住区への転居を申請してください。また、転居の届出をする際には、この証を添えてください。
- 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用し、保険料滞りを受けた場合は、保険料滞りの返還を求められる場合があります。
- 有効期限を経過した証について、届出から返還の求めがあったときは、居住区への転居を申請してください。
- この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、居住地にその旨を届出してください。
- 不正にこの証を使用した者は、罰法により詐欺罪として懲戒の処分を受けます。

備 考

国民健康保険療養看護用認定証

有効期間 年 月 日
交付年月日 年 月 日

| | | |
|---------|-------|------|
| 記 号 | 番 号 | (住所) |
| 住 居 所 | | |
| 姓 氏 名 | | |
| 対 象 氏 名 | | |
| 生 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 受 給 期 間 | 年 月 日 | |
| 適 用 区 分 | | |

保険者番号並びに保険者の名称及び印

マイナンバー(※)を利用すれば、申請の手続きなく、高齢療養費制度における現職者を認定する支払いが免除されます。国民健康保険証の申請書提出が必要となりますので、マイナンバーをぜひご利用ください。
※ 国民健康保険証の申請書提出は、マイナンバーを提出したときに行います。

備考 1. この証は、対象者1人ごとに作成すること。

2. 適用区分には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の3第1項第2号又は第3項第2号に該当する場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第3項第3号に該当する場合は「イ」と、同条第1項第4号又は第3項第4号に該当する場合は「ウ」と、同条第1項第5号又は第3項第5号に該当する場合は「エ」と、同条第1項第6号又は第3項第6号に該当する場合は「オ」と記載すること。

3. 正に該当する者のうち、国民健康保険法施行令第29条の3第1項第2号に該当する場合は「ア(仮)」と記載すること。

4. この証の大きさは、縦28ミリメートル、横91ミリメートルとする。

5. 必要があるときは、各欄の記載を無くし変更することなく所要の記載を加えることその他所要の調整を加えることができること。

6. 別紙(保険料滞り)等に関する事項により、注意事項を記載することができる。

様式第一号の八の三(第二十七条の十四の四関係)

(裏面)

注 意 事 項

- この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別記の表に定める額とします。
- 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において療養を受けようとするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を提示してください。
- 被保険者の資格がなくなったときは記載された適用区分に該当しなくなったときは、直ちにこの証を廃止してください。
- 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付額の返還を求められる場合があります。
- 有効期限を経過した証について、市町村から返還の求めがあったときは、直ちに、この証を廃止してください。
- この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を廃止して、同時にその旨を届け出てください。
- 不正にこの証を使用した者は、罰により懲罰として懲役の処分を受け得ます。

備 考

(表面)

〇〇都道府県国民健康保険
療養適用認定証

有効期間 年 月 日
交付年月日 年 月 日

| | | |
|-----------------------------------|---|------|
| 記 号 | 番 号 | (後番) |
| 世 住 所 | | |
| 姓 氏 名 | | |
| 対 象 氏 名 | | |
| 療 養 期 間 | 年 月 日 | |
| 適 用 区 分 | 年 月 日 | |
| 保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印 | <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> | |

マイナンバー(※)を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における自己負担額を超えた支払いが免除されます。
療養適用認定証の申請申請は不要となりますので、マイナンバーをぜひご利用ください。
※ マイナンバーは国民健康保険に限り有効です。

備考 1. この証は、対象者1人ごとに作成すること。

2. 適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の3第1項第3号に該当する場合は「現役並み目」と、同条第4項第1号又は第5項第1号に該当する場合は「現役並み目」と、同条第4項第2号に該当する場合は「既上」と記載すること。

3. 上記に該当する者のうち、継続医療機関(医療機関)に該当する場合は「オ(開)」と記載すること。

4. この証の大きさは、縦28ミリメートル、横101ミリメートルとする。

5. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所定の変更を加えることその他の所定の変更を加えることができること。

6. 別記保険者等に届知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第一号の八の四(第二十七条の十四の四関係)

(裏面)

注 意 事 項

- この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、別記の表に定める額とします。
- 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において療養を受けようとするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を提示してください。
- 被保険者の資格がなくなったときは記載された適用区分に該当しなくなったときは、直ちにこの証を廃止してください。
- 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付額の返還を求められる場合があります。
- 有効期限を経過した証について、市町村から返還の求めがあったときは、直ちに、この証を廃止してください。
- この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を廃止して、同時にその旨を届け出てください。
- 不正にこの証を使用した者は、罰により懲罰として懲役の処分を受け得ます。

備 考

(表面)

国民健康保険療養適用認定証

有効期間 年 月 日
交付年月日 年 月 日

| | | |
|-----------------------------------|---|------|
| 記 号 | 番 号 | (後番) |
| 組 員 所 属 氏 名 | | |
| 対 象 氏 名 | | |
| 療 養 期 間 | 年 月 日 | |
| 適 用 区 分 | 年 月 日 | |
| 保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印 | <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> | |

マイナンバー(※)を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における自己負担額を超えた支払いが免除されます。
療養適用認定証の申請申請は不要となりますので、マイナンバーをぜひご利用ください。
※ マイナンバーは国民健康保険に限り有効です。

備考 1. この証は、対象者1人ごとに作成すること。

2. 適用区分欄には、適用対象者が国民健康保険法施行令第29条の3第1項第3号に該当する場合は「現役並み目」と、同条第4項第1号又は第5項第1号に該当する場合は「現役並み目」と、同条第4項第2号に該当する場合は「既上」と、高額療養費制度における自己負担額を超えた支払いが免除されます。
療養適用認定証の申請申請は不要となりますので、マイナンバーをぜひご利用ください。
※ マイナンバーは国民健康保険に限り有効です。

3. 上記に該当する者のうち、継続医療機関(医療機関)に該当する場合は「オ(開)」と記載すること。

4. この証の大きさは、縦28ミリメートル、横101ミリメートルとする。

5. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所定の変更を加えることその他の所定の変更を加えることができること。

6. 別記保険者等に届知することにより、注意事項を省略することができる。

様式第二(第二十八関係)

国民健康保険特別診療費請求書

申請者氏名

申請期間 年 月 日から 年 月 日まで
交付年月日 年 月 日

姓 名

住 所

受 診 医 生 氏 名

生 年 月 日

性 別

文 任 地

保 険 者 氏 名

保 険 者 番 号

国民健康保険等
の
給 付 額

給 付 額

納 入 額

納 入 期 間

納 入 期 間

納 入 期 間

納 入 期 間

納 入 期 間

備考 この用紙は、5部綴りとする。

様式第二の二(第二十八関係)

国民健康保険特別診療費請求書

申請者氏名

申請期間 年 月 日から 年 月 日まで
交付年月日 年 月 日

姓 名

住 所

受 診 医 生 氏 名

生 年 月 日

性 別

文 任 地

保 険 者 氏 名

保 険 者 番 号

国民健康保険等
の
給 付 額

給 付 額

納 入 額

納 入 期 間

納 入 期 間

納 入 期 間

納 入 期 間

納 入 期 間

備考 この用紙は、5部綴りとする。

様式第三(第四十四関係)

(表 面)

支給について準用する。(後略)
(入院時生活療養費)
第五十二条の二 (略)
2 (略)
3 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項から第八項まで、第四十五条の二及び前条第三項から第五項までの規定は、保険医療機関について受けた生活療養費及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。(後略)
(保険外併用療養費)
第五十二条 (略)
2 (略)
3 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項、第四十五条の二、第五十二条第五項、第五十二条第二項、第五十四条の二第三項、第六項及び第十項、第五十四条の二の二並びに前条の規定は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養費及びこれに伴う特別療養費の支給について準用する。(後略)
3-5 (略)

国民健康保険検査証
(法第四十五条の二関係)

写
真

官職又は職名
氏 名 (年 月 日付)

(裏 面)

第 号

国民健康保険法(抄)

(保険医療機関等の報告等)
第四十五条の二 厚生労働大臣又は都道府県知事は、療養の給付に關して必要であると認めるときは、保険医療機関等若しくは保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)に對し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関等の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に對し出頭を求め、又は当該職員に關係者若しくは顧問をせ、若しくは保険医療機関等について設置若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定による閲覧又は検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
3 第一項の規定による備置は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
4・5 (略)
(入院時生活療養費)
第五十二条 (略)
2~5 (略)
6 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項から第八項まで及び第四十五条の二の規定は、保険医療機関について受けた生活療養費及びこれに伴う入院時生活療養費の

備考 この用紙は、A7用紙とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

様式第三の二（第四十四条関係）

| | |
|--|--|
| (裏 面) | |
| 四十条、第四十一条、第四十五条第三項、第四十五条の二、第五十二條第五項、第五十三条第二項、第五十四条の二第三項、第八項及び第十項、第五十四条の二の二並びに前条の規定は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養及びこれに伴う特別療養費の支給について準用する。(後略) 3~5 (略) | 国民健康保険検査証 (法第五十四条の二の三関係) <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 20px auto;"> 写 真 </div> 官職又は職名 氏 名 (年 月 日生) |

(裏 面)

| | |
|--|--|
| 第 号 令和 年 月 日交付 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 厚生労働大臣、地方厚生局長、地方厚生支局長又は都道府県知事印 </div> | 国民健康保険法(抄) (報告等) 第五十四条の二の三 厚生労働大臣又は都道府県知事は、訪問看護療養費の支給に関して必要があると認めるときは、指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者であった者(以下この項において「指定訪問看護事業者であった者等」という。)に対し報告若しくは書類送附の提出若しくは提示を命じ、指定訪問看護事業者若しくは当該指定に係る事業所の看護師その他の従業者(指定訪問看護事業者であった者等を含む。)に対し出席を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 第四十五條の二第三項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。 3 (略) (特別療養費) 第五十四条の三 (略) 2 看護保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項、第 |
|--|--|

備考 この用紙は、A4用紙とし、厚紙を用い、中央の右側の所から二つ折りにすること。

様式第四（第四十四条関係）

| | |
|-------|---|
| (表 面) | |
| | 国民健康保険検査証 (法第六十条関係) <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 20px auto;"> 写 真 </div> 官職又は職名 氏 名 (年 月 日生) |

(裏 面)

| | |
|--|--|
| 第 号 令和 年 月 日交付 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 厚生労働大臣、地方厚生局長、地方厚生支局長又は都道府県知事印 </div> | 国民健康保険法(抄) (報告の徴収等) 第六十条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者について、必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地における状況を調査させることができる。 一 厚生労働大臣 都道府県若しくは市町村若しくは組合又は連合会 二 都道府県知事 当該都道府県知事が統括する都道府県区域内の市町村若しくは組合又は連合会 2 前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第二十五条 組合又は連合会が、(省略)第六十条第一項の規定による報告を命ぜられ、正当な理由なしにこれに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は第六十条第一項の規定による命令に違反したときは、その役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。 |
|--|--|

備考 この用紙は、A4用紙とし、厚紙を用い、中央の右側の所から二つ折りにすること。

様式第四の二（第四十四条関係）

（裏 面）

| | |
|---|--|
| <p>5 厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者に従ってこれらの規定に違反する行為をなすおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に對し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。</p> <p>6 厚生労働大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に對し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。</p> <p>（報告及び検査）</p> <p>第百十一条の三 厚生労働大臣は、前条第五項及び第六項の規定による勧告に關し必要があると認めるときは、その必要と認めらるる範圍内において、同条第三項若しくは第四項の規定に違反していると認めらるる相当の理由がある者に對し、必要な事項に關し報告を求め、又は当該職員に当該者の業務若しくは事務所に入らなうて質問をせし、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第四十五條の二第二項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による種別について、それぞれ準用する。</p> <p>第百二十二條の二 正当な理由なしに第百十一条の第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に對して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは正当な理由なしに同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に處する。</p> | <p>国民健康保険検査証</p> <p>（法第百十一条の三関係）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>字 號</p> </div> <p>官職又は職名 氏 名 (年 月 日 生)</p> |
|---|--|

（裏 面）

| | |
|---|---|
| <p>第 号</p> <p>令和 年 月 日交付</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>厚生労働大臣印</p> </div> | <p>国民健康保険法(抄)</p> <p>（被保険者番号・番号等の利用制限等）</p> <p>第百一条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が職として行う行為に關し、その者に對し、売買、賃貸、借用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に對し、当該者又は当該者以外の者に係る被保険者番号・番号等を告知することを求め得ない。</p> <p>一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、被保険者番号・番号等を告知することを求めるとき。</p> <p>二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働者令で定める場合に、被保険者番号・番号等を告知することを求めるとき。</p> <p>4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、被保険者番号・番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る被保険者番号・番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）であつて、当該データベースに記録された情報が提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。</p> <p>一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。</p> <p>二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働者令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。</p> |
|---|---|

備考 この用紙は、A4用紙とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

様式第五（第四十四条関係）

（裏 面）

| | |
|---|--|
| <p>3（省略）</p> <p>4 地方自治法第二百五十五條の三の規定は、前三項の規定による過料の処分を受けた者について準用する。</p> | <p>国民健康保険検査証</p> <p>（法第百十三条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>字 號</p> </div> <p>官職又は職名 氏 名 (年 月 日 生)</p> |
|---|--|

（裏 面）

| | |
|--|--|
| <p>第 号</p> <p>年 月 日交付</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>交 付 者 印</p> </div> | <p>国民健康保険法(抄)</p> <p>（文書の提出等）</p> <p>第百十三条 市町村及び組合は、被保険者の資格、保険料及び保険料に關して必要があると認めるときは、被保険者の属する世帯の世帯主若しくは組合員又はこれらであつた者に對し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。</p> <p>第百二十七條 市町村は、条例で、第九條第一項若しくは第九項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は同条第三項若しくは第四項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに應じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。</p> <p>2 市町村は、条例で、世帯主又は世帯主であつた者が正当な理由なしに、第百十三条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。</p> |
|--|--|

備考 この用紙は、A4用紙とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

様式第六（第四十四条関係）

（裏 面）

| | |
|--|--|
| <p>第二百二十三条 被保険者又は被保険者であった者が、第十四条第二項の規定により報告を命ぜられ、正当な理由なしにこれに従わず、又は同条同項の規定による当該職員の実質に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第二百二十四条 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行った者又はこれを使用する者が、第十四条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられ、正当な理由なしにこれに従わず、又は同条同項の規定による当該職員の実質に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。</p> | <p>国民健康保険検査証</p> <p>（法第十四条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 10px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>写 真</p> </div> <p>官職又は職名 氏 名</p> <p style="text-align: right;">（ 年 月 日 生）</p> |
|--|--|

（裏 面）

| | |
|--|--|
| <p>第 号</p> <p>令和 年 月 日 交付</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin: 10px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>厚生労働大臣、地方厚生局長、地方厚生支局長又は都道府県知事印</p> </div> | <p>国民健康保険法(抄)</p> <p>（診療録の提示等）</p> <p>第十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保険給付に關して必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った診療、薬剤の支給又は手当に關し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。</p> <p>2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給に係る診療、調剤又は指定訪問看護の内容に關し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。</p> <p>（準用規定）</p> <p>第十五条 第六條第二項の規定は、前二條の規定による質問について、第六條第三項の規定は、前二條の規定による権限について準用する。</p> |
|--|--|

備考 この用紙は、A列書とし、厚紙を用い、中央の右側の所から二つ折とすること。